

第百七十六回
国会

参議院厚生労働委員会會議録第四号

平成二十二年十二月三日(金曜日)
午前九時十分開会

委員の異動

十一月十六日
上野 通子君
補欠選任 中村 博彦君

十一月十七日
江崎 孝君
補欠選任 森 ゆうこ君

十一月二十六日
高階恵美子君
補欠選任 山本 一太君

十一月二十九日
山本 一太君
補欠選任 高階恵美子君

出席者は左のとおり。

委員長 津田弥太郎君

理事 足立 信也君
長浜 博行君
石井 準一君
藤井 基之君
山本 博司君

委員 梅村 聡君
大久保潔重君
川合 孝典君
小林 正夫君
谷 博之君
辻 泰弘君
西村まさみ君
森 ゆうこ君
赤石 清美君

衆議院議員

厚生労働委員長 牧 義夫君
代理 中根 康浩君

厚生労働委員長 代理 田村 憲久君

國務大臣

厚生労働大臣 細川 律夫君
副大臣 藤村 修君

大臣政務官

厚生労働大臣政務官 小林 正夫君

事務局側

常任委員会専門員 松田 茂敬君

本日の會議に付した案件

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)
○後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願(第二二二号外一件)
○後期高齢者医療制度廃止などに関する請願(第一一三三号外四件)

○患者負担大幅軽減、後期高齢者医療制度の廃止に関する請願(第一四四号外六件)

○医療費の窓口負担軽減と医療保険制度への国庫負担の増額に関する請願(第一五五号外一件)

○建設国保の育成・強化、医療保険一元化反対、老後に心配のない年金制度をつくることに関する請願(第二二六号外三件)

○難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願(第四三三三号)

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第四四四号)

○国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充実等に関する請願(第五二二二号外二一件)

○最低保障年金制度の実現と生活費に見合う年金引上げに関する請願(第八二二二号外六件)

○地域を支える中小業者とその家族の健康を守る対策に関する請願(第八八八号外六件)

○後期高齢者医療制度廃止、国保料(税)引下げ等に関する請願(第九四四号外六件)

○生活保護老齢加算を元に戻すことに関する請願(第一〇〇号外六件)

○後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願(第一〇六号外二五件)

○社会保障拡充を求めることに関する請願(第一三七七号外六件)

○国民医療の拡充と建設国保組合の育成・強化に関する請願(第一五五五号外一件)

○抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児死亡について被害救済制度の創設を求めることに関する請願(第一五六号外四件)

○後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願(第一五七号外四件)

○じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願(第一六〇号外一〇件)

○いつでも、どこでも、だれもが、お金の心配のいらない保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第一九四四号)

○最低賃金千円の実現に関する請願(第一九五号外五件)

○高齢者が安心して受けられる介護保険制度の実現に関する請願(第二〇八号外一件)

○介護サービスの質の向上を図るための東京における介護報酬の地域係数の是正に関する請願(第二二二二号外九件)

○医師・看護師不足など医療の危機打開のため、国が医療にもっとお金を使うことに関する請願(第二二二五号外一件)

○労働者派遣法の早期抜本改正に関する請願(第二二二六号外一件)

○どこに住んでいても、お金の心配なく安心してかかる医療に関する請願(第二二二七号)

○国の財源で高過ぎる国民健康保険料(税)を引き下げることにに関する請願(第二二二八号外五件)

○労働者派遣法抜本改正に関する請願(第二二二九号外二件)

○七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無料にすることに関する請願(第二二三〇号外二件)

○大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願(第二三二二号外一件)

○社保庁職員の分限免職処分撤回、雇用確保に関する請願(第二三三二号)

○社会保障としての国保制度の確立に関する請願(第二三三三号外四件)

○お金の心配なく、安心してかかる医療に関する請願(第二三三四号)

○細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現に関する請願(第二四二二号外一件)

○子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成に関する

る請願(第二四八号外二件) ○労働者派遣法の速やかな廃止に関する請願(第二六七号) ○現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願(第二六八号外八件) ○地域建設業の発展のために、公契約法の制定を求めることにに関する請願(第二七一号外一件) ○後期高齢者医療制度を廃止し、七十五歳以上の医療費無料化に関する請願(第二八四号) ○後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めることにに関する請願(第二九八号外一件) ○高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願(第三二四号外二件) ○国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることにに関する請願(第三二八号外一八件) ○肝硬変・肝がん患者等の療養支援などに関する請願(第三四三三号) ○患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第三五四号外四件) ○国民本位の社会保障制度の維持と充実に関する請願(第三五九号) ○後期高齢者医療制度の即時廃止、介護保険制度など社会保障の改善・拡充に関する請願(第四〇三号外五件) ○ウィルスン病の特定疾患への指定と医療費の助成に関する請願(第四〇九号外八件) ○福祉充実のための人材確保対策に関する請願(第四一五号外五件) ○保育・教育費の無償化、子育てにかかわる費用の大幅な軽減に関する請願(第四五五号外五件) ○後期高齢者医療制度を速やかに廃止することにに関する請願(第四八五号) ○ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願(第五二二号) ○最低保障年金制度の実現に関する請願(第五二三号)	○社会保障の充実に関する請願(第五二四号) ○人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願(第五二五号) ○最低賃金の時給千円以上への引上げと全国一律最低賃金制の法制化に関する請願(第五二九号) ○東京北社会保険病院の公的存続法案の早期成立に関する請願(第五四二号) ○HPVワクチン接種の公費助成に関する請願(第五五九号) ○HTLV-1総合対策に関する請願(第五六〇号外八件) ○児童福祉施策としての保育制度の維持と改善に関する請願(第五六九号) ○介護保険制度見直し・改善に関する請願(第五八二号) ○介護保険制度の抜本的な改善に関する請願(第五八三三号) ○継続審査要求に関する件 ○継続調査要求に関する件 ○委員派遣に関する件 ○委員長(津田弥太郎君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。 委員の異動について御報告いたします。 昨日までに、上野通子君及び江崎孝君が委員を辞任され、その補欠として中村博彦君及び森ゆうこ君が選任されました。 ○委員長(津田弥太郎君) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。 提出者衆議院厚生労働委員長牧義夫君から趣旨説明を聴取いたします。牧義夫君。 ○衆議院議員(牧義夫君) ただいま議題となりました障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための関係法律案の整備に関する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。 本案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための関係法律の整備に関する法律案について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。 第一に、障害福祉サービス等を利用した場合の負担について、利用者の家計の負担能力に応じたものとし、障害福祉サービス等に要する費用から利用者の家計の負担能力に応じて定める額を控除した額を給付することを原則とすること。 第二に、発達障害者が障害者に含まれることを明示すること。 第三に、相談支援体制を強化するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置できることとするほか、成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業とすること。 第四に、現在障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、通所による支援の実施主体を市町村とすること。また、児童デイサービスについて、二十歳に達するまで利用できるよう、特例を設けること。 第五に、グループホーム、ケアホームの利用に伴い必要となる費用の助成制度を創設すること。 第六に、政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 なお、この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行することとしております。 以上が本案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いします。 ○委員長(津田弥太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑のある方は順次御発言願います。 ○田村智子君 日本共産党の田村智子です。国会の最終日に本法案がわずか三十分の審議で採決される、この委員会の運営にまず強く抗議いたします。 本委員会の理事懇談会では、十一月十八日に、次に開かれる委員会では内閣提出法案、雇用・能力開発機構廃止法案の審議を確認し、各党の質問者は質問通告も行っていたはずですが、ところが、昨日、突然この了承事項がほごにされ、これまで一度も協議の対象になってこなかった本法案を審議し、採決することまで決めてしまいました。これは委員会運営の民主的ルールを覆すものです。 この法案の再提出の動きに対しては、十月二十九日には、日比谷野外音楽堂に障害者、家族の皆さんなど一万人が集まり、反対の意思表示をしました。衆議院で委員会採決された先月十七日には、緊急に数百人もの皆さんが国会に集まり、抗議の声を上げ、以来本日まで、寒さの中や雨の中も不自由な体を押し、あるいは作業所の仕事をやりくりして、障害者や家族の皆さん、障害者施設で働く皆さんが国会に駆け付けています。私たちのことを私たち抜きで決めないでと、何度私たちを裏切ること、この声に真摯に耳を傾けるべきです。 この法案は、今年、通常国会に提出されたものと同じです。通常国会の際にも、障がい者制度改革推進会議構成員一同として遺憾の意を表す要望書が内閣総理大臣あてに出されていきました。そこには、推進会議の議論が尊重されるよう要望すると書かれていました。 当事者からこれだけ多くの異論が出されているにもかかわらず、なぜ通常国会に提出した法案と同じものを何ら見直すことなくこの国会に提出をしたのか、提案者にお聞きいたします。 ○衆議院議員(中根康浩君) 田村先生、御質問ありがとうございます。お答えをさせていただきます。									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

いと思います。

この法案については、障害者自立支援法に代わる新たな総合的な福祉制度の検討、制定、実施までには一定の時間を要することから、それまでの間の措置として障害のある方の支援の充実を図るものであります。

この法案については、さきの通常国会において審議され、衆議院で可決、参議院でもこの参議院厚生労働委員会が可決されたものであります。

また、民主党の障がい者政策プロジェクトチームにおきましては、本年九月から十一月にかけて計八回にわたり関係団体や有識者の方など合計五十七名の方々とヒアリングを実施してまいりました。

ヒアリングでは、本法案について賛成する御意見がある一方、また、この法案ができることで障害保健福祉施策の見直しが行われなくなるのではないかと、サービス等利用計画の作成が支給抑制につながるのではないかと危惧される御意見もありました。

これらのことを踏まえて、衆議院厚生労働委員会では、今後の障害保健福祉施策の実施に当たって政府に求めることとして、一、平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること、二、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するように努めるようにすることの二点について決議をいただいたところであります。

新たな総合福祉法の制定に当たっても、障害のある方々の声を真摯に聴きながら取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○田村智子君 障害の範囲の見直しを含め緊急に必要な手だてを取る、これは当然のことです。しかしそれは、政省令の改正や予算措置でできるじゃないかというのが障害者の皆さんの声だと思っています。しかも、本法案は、総合福祉部会が緊急

に求めた四つの要望、これに沿うような施策になっ

総合福祉部会が今年六月にまとめた当面の課題の第一に挙げているのは、利用者負担の見直しです。障害者自立支援法の最大の課題の一つは、サービスに比べて、サービスと言うこと自体は問題だと思

この法案によつて、ではこの応益負担はなくなるのかと。自立支援医療の一割負担が見直され応益負担になるのでしょうか。福祉サービスの更なる軽減がすぐに行われるということになるのでしょうか。現在問題になっている応益負担の問題が具体的にどう解消されるのか。お答えください。

○衆議院議員(中根康浩君) この法律におきましては、利用者負担について、応益負担、すなわち障害者の家計の負担能力等をしんしゃくして政令で定める額によるものと規定し、法律上明確に利用者負担の考え方を応益負担に改めるものであります。

具体的な負担額につきましては政令で定めることとなっておりますが、本年四月からは福祉サービス及び補装具に係る低所得者の利用者負担については既に無料とされていると承知をいたしております。

以上です。

○田村智子君 既に行われているものを更に進めるものになっているのかとお聞きしても、具体的なお答えがありません。非課税世帯の福祉サービスについて利用料負担を無料にしたと、これは応益負担への初歩的な一歩にすぎないのであつて、この現状が応益負担だという現状認識は間違っていると思

その上、この法案では、現行法にはない、今も答弁にもあつた家計の負担能力という規定までしています。障害者の皆さんは、障害者本人の収入を見るべきだと、こう訴えているのとも中身は違います。

共同作業所で働く障害者の皆さんが何人もこの

間も要請に見えられました。食費や利用料を払つたら自分たちが受け取る工賃はもうなくなつてしまふ、私たちは働いても洋服やCDを買いお金も手になんかできない、障害者の尊厳を傷つけるこうしたやり方を改めるのが応益負担の原則に変えた、そういうことだと思ふんです。

しかも、この法案では、この利用者負担の軽減に努力するというその実施の時期については、平成二十四年、二〇一二年の四月一日までの政令で定める日としています。これは再来年度までは現状のままを認めることにもなると思うのですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(中根康浩君) お答えをいたします。

利用者負担の規定の改正については、平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日に施行されるものであります。また、具体的な負担額についても政令で定められるものでござい

なお、本年四月から福祉サービス及び補装具に係る低所得者の利用者負担については既に無料とされているということも御案内のことであらうと思ひます。

○田村智子君 それでは現状を是認しているのと同じだと思ふんです。何のためにこの法案出しているのか分からない。当事者の皆さんからは、だから自立支援法を延命する法案だという批判が強いんです。

法案の第一条の目的規定を見ても、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間となつており、総合福祉法という文言も障害者自立支援法の廃止という言葉もありません。条文だけではなく、先ほど読み上げられた法案の趣旨説明にも、障害者自立支援法の廃止という言葉さえありませんでした。

今年六月の閣議決定では、障害者制度改革の推進のための基本的な方向について、これ決めています。ここでは自立支援法の廃止、新法制定と明記をしています。なぜ趣旨説明にさえ、そして条文

にもこのことを盛り込まなかったのですか。

○衆議院議員(中根康浩君) それにつきましては、今、障がい者制度改革推進会議において真摯な議論が検討を加えられているということで、それを見守っていきたいという思いでございます。

○田村智子君 それではつなぎ法案だと障害者の皆さんに一生懸命説明されていることと実際の法案が違ふ中身になつてしまふわけです。そこで、つなぎ法案じゃないじゃないかと、これでは今の自立支援法がこの法律によつて延命されるんじゃないのかと危惧の声が起るのとは当然のことだと思います。

しかも、つなぎとは言えない、抜本的な改正とも言える中身まで盛り込まれています。

例えば、障害者分野の改正について見てみると、通所施設、入所施設を障害種別ではなく一元化して再編する、また、通所施設を第二種福祉事業と位置付ける、通所事業の実施主体を都道府県から市町村に移行するなど、大幅な変更を行うこととなります。これは、自治体や事業所にとっては膨大な準備を強いられて、二〇一二年四月に障害児の入所・通所施設が大幅に再編されることとなります。

その一方で、つなぎだと言う。総合福祉法が二〇一二年の通常国会に提出される予定だと言う。ここで全く違う制度を提起したら、これは自治体も施設も大混乱を来すこととなります。そうなれば、総合福祉部会の議論はこの法律を、この法案を前提として議論を進めざるを得なくなる。これで新法までのつなぎ法案と言えるのでしょうか、お答えください。

○衆議院議員(中根康浩君) お答えをさせていただきます。

この法案については、障害者自立支援法に代わる新たな総合的な福祉制度の検討、制定、実施までには一定の時間を要することから、それまでの間の措置として障害者等の地域生活の支援策の充実を図るものであると考えています。

また、障害者等の地域生活の支援については、

本年六月の七日に障がい者制度改革推進会議がまとめられた第一次意見においても改革の基本的な方向として示されているものであり、本法案はこうした方向と軌を一にしているものと考えています。

また、政府としても、障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法の平成二十四年常会への法案提出、平成二十五年八月までの施行を目指して検討を進めるという方針に変更はないものと承知をいたしております。

以上です。

○田村智子君 お答えになっていないんですよ。

本当に児童にかかわる施設は大再編になってしまふんです。もしこの法案に乗っかって別の体系に移行していったら自分たちの施設はどうなるのかと、不安の声が現に起きています。例えば、放課後児童の事業をやっている施設のところでは、今は都道府県からの補助金があると、しかし、法案によって市町村事業になって、新しい法案で規定されているから大丈夫でしょう。もしも都道府県からの補助がなくなったらこれもう運営ができなくなるじゃないか、こういう声が起こつてきているんです。

これだけの抜本的な改正をつなぎ法案だと言いつつ、十分な審議も時間も取らないという、こういうやり方は本当に間違っていると思います。

そこで、大臣に確認をいたしますが、これは自立支援法の延命ではないと、本当に総合福祉法を二〇二二年に提出をし一三年八月までに施行すると、この政府方針は貫徹すると約束できますか。

○国務大臣(細川律夫君) おはようございます。

障害者自立支援法につきましては、本年の六月閣議決定をいたしました障害者制度改革の推進のための基本的方向について、ここでお示しをしておりますように、障害者自立支援法は廃止をして、障害者総合福祉法、これを平成二十四年の通常国会へ法案として提出をいたしまして、平成二十五年八月までの施行を目指すという方針に変わりはございません。

○田村智子君 その総合福祉部会の議論を縛るような中身で出してきたというところも本当に許し難いことだと思えます。

残念ながらもう時間が来てしまいました。本当は、この法案の移動支援についてお聞きしたいところでした。なぜ重度の視覚障害者に限って個別給付としたのか。地域生活支援事業の中でも、自治体によって実施状況に大きな差が生じている知的障害者の皆さんや発達障害の皆さんへの移動支援事業、これは検討するということを附則に書いたにすぎません。また、コミュニケーション支援事業については、その検討さえも書かれていません。これらは大変に障害者の皆さんから要望が強かった問題です。

現に進んでいる新しい法制度の議論を制約するだけでなく、障害者福祉に深刻な影響を与えた自立支援法の延命を図るものだという批判のそりしを免れない。こうした法案については、法案の採決をすることを強固に反対をいたしまして、質問を終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

今日は国際障害者デーです。この大切な日に、なぜこれだけ多くの障害者の人が反対する法案をこのような国会を軽視するやり方で成立させようとするんでしょうか。今日が日本の障害者にとって最悪の日になることを危惧しております。

まず、この障害者自立支援法改正法案ですが、私は障がい者制度改革推進会議を担当している大臣でした。障害者権利条約を批准するために三つの法律を作る。来年度は障害者基本法の改正法案を提出。次の二〇二二年度は障害者総合福祉法の提出、成立。二〇二三年度は障害者差別禁止法を作る。そのために障害当事者の皆さんにたくさん入ってもらって、日本の障害者政策を変えるんだという物すごい勢いでみんな議論をしています。ですから、こんな障害者自立支援法改正法案が出されるのが理解ができないんです。

発議者にお聞きをいたします。
私は担当大臣だったときも、一度も障害者自立

支援法改正法案についての協議の申入れをされたこともなければ、障がい者制度改革推進会議との話し合いが持たれたこともなければ、正式な協議の場もありませんでした。なぜ、障害者の皆さんが政権挙げてやろうとする総合福祉部会、障がい者制度改革推進会議を軽視をされたんですか。

○衆議院議員(中根康浩君) 福島先生、御質問ありがとうございます。

決して障がい者制度改革推進本部、推進会議、総合福祉部会等の議論を軽視しているものではなくありません。むしろ最大限尊重をして、障害をお持ちの方々日々の生活のことを誠実に考えさせていたいただいているものと思っております。

○福島みずほ君 私が大臣のときにも一度も話し合いはなされませんでした。

推進会議から遺憾の意が前回しつかり出ていますね。協議を正式に推進会議と行いましたか。

○衆議院議員(中根康浩君) 私ども民主党といいたしましては、九月から十一月にかけまして計八回のヒアリングを障がい者制度改革推進プロジェクトチームにおきまして行わせていただき、五十七名の方々から御意見を承り、その中には、本法案に対しての御賛成の御意見もあり、あるいは反対、危惧を表明する御意見もあり、それぞれ一つ一つの御意見を尊重させて、議論を加えてまいったところでございます。

○福島みずほ君 でたらめなんです。つまり、障がい者制度改革推進会議を、政権挙げてこの世の中で障害者政策を変えようとやっていて、総合福祉部会もやっているんです。たくさん障害者が入っている。その意見を正式に一度も聴かなければ、一度も説明もしなければ、一度も協議をしてないんですよ。尊重するなんて言っています。一度も尊重されてませんし、私も一度もそういう話を聞いたことも、協議の申入れもありません。こちらが遺憾の意を表しただけなんです。このようなやり方そのものについて強く抗議をいたします。

害保健福祉施策を見直す間とは、自立支援法が廃止され新法に切り替わるまでということでしょうか。

○衆議院議員(中根康浩君) お答えをいたします。

この法律は、法律の題名及び第一条にも明記されているとおり、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための法律であります。また、衆議院厚生労働委員会の決議では、政府に対して、平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討することを求めているところです。

したがって、今後の見直しの結果に基づいて、障害者自立支援法を廃止し、新たな障害者総合福祉法が制定されることになるものと考えています。

○福島みずほ君 変なんです。障害者総合福祉法は、今年が二〇二〇年ですから、二〇二二年に国会で成立する予定だと閣議決定までしているわけですね、しっかりと。ところが、今回、二〇二二年四月に実施するものまで含まれています。つまり、障害者総合福祉法が出張っていくので、四月のその段階では、この閣議決定をした二〇二二年にはこの通常国会で成立させるとなっているわけですよ。障害者総合福祉法。ダブつてしまうじゃないですか。障害者総合福祉法が邪魔になるこれについてどうですか。あつ、障害者自立支援法改正法案が総合福祉法とダブる、そういうことについてはいかがですか。

○衆議院議員(中根康浩君) 福島先生が御懸念のような邪魔になるということは考えておりません。

○福島みずほ君 厚生労働大臣、これは予算委員会でも質問しましたが、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で提起されている四つの当面の課題でありますね。これをきちんと実現していけ

ばよく、そして障害者総合福祉法を全力でいいものを作ることで解決すると思いますが、どう実現されるか、御答弁をお願いします。

○国務大臣(細川律夫君) この総合部会で提起された四つの当面の課題でございますけれども、この四つの提起につきましては、予算措置で対応できるものにつきましては二十三年度概算要求に盛り込んでいくところでございます。

具体的には、特別枠におきまして、障害者の地域移行あるいは地域生活支援のための緊急体制整備事業などについて約百億円を要望をいたしているところでございます。

また、当面の課題におきまして、予算措置での対応にとどまらず、法律改正が必要というふうな、こういう考えられる事項も含まれておりまして、こういうものにつきましては引き続き障害者総合福祉法に関する検討の中で検討をしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、障害者総合福祉法の平成二十四年の法案提出、二十五年八月までの施行を目指して今後とも検討してまいります。

○福島みずほ君 厚生労働大臣、自立支援医療について来年度予算を付けるということよろしいでしょうか。予算規模はどれぐらいで検討されていらつしやいますか。

○国務大臣(細川律夫君) これにつきましては、低所得者の利用者負担の見直しにつきまして、二十三年度概算要求につきまして年末に向けて今検討をすることになっておりまして、今大変財政状況が厳しい中で、今予算編成に向けて引き続き検討をいたしております。

○福島みずほ君 大事なことはきちっと予算を付けたら総合福祉部会が出ている四つの課題についてきちっとやれば障害者の皆さんは助かるんですよ。それで解決をして総合福祉法をきちっと作るべきである。

大臣、自立支援医療の来年度予算を付けることで頑張るという答弁をお願いします。

○国務大臣(細川律夫君) 今申し上げましたように検討をいたしているところでございます。

○福島みずほ君 障害者自立支援法改正法案のそもそもの本筋に疑問は、なぜ一割負担、これを削除しないんですか。提案者。

○衆議院議員(田村憲久君) もう先生御案内だというふうな思いかもしれませんが、今回法案の中に、今までと変わります、家計の負担の能力その他の事情をしっかりと政令で定める額というふうに入っております。

なぜ一割負担というものを削除しないかという話であります、これは逆に百分の十の相当額を超えるときには百分の十以内に抑えるということでございます、言うなれば上限を抑えるためにこの文言が入っているということでございますから、決して一割負担という意味ではございません。

○福島みずほ君 いや、ふざけないでください。一割負担が入っているんですよ。家計だとか、いろんな修正やいろんなところはありますよ。一割超えないようにと書いてあるのも理解していません。でも、なぜ障害者自立支援法に反対したか、応益負担で一割負担で障害者の皆さんが困るからですよ。なぜ障害者自立支援法改正法案に反対するか、一割負担の応益負担を削除してないからなんですよ。

結局これは、もうみんなで反対した障害者自立支援法の延命策ではないんですよ。障害者自立支援法の一割負担、この一番問題の部分が削除されていない法案なんですよ。これをどうして、総合福祉法が議論されている、つまり障害者自立支援法を廃止して新しい制度をつくらう、そのときになぜ一割負担の応益負担のみんなが反対した法案を国会に出すのか、なぜ採決するのか、全く理解ができません。

今後、この改正法案に係る政省令の改正において、障がい者制度改革推進会議と十分な議論をするということよろしいですか。

○衆議院議員(中根康浩君) 十分な議論をさせて

いたしたいと思っております。

○福島みずほ君 発議者にお聞きします。現在、なぜ一割負担というのを削除しないでこの法案を出したんですか。

○衆議院議員(田村憲久君) 応能負担でございます。能力にに応じ、要するに能力に応じた負担という話でありまして、この法律において今回改正をしたわけでありまして、当然その場合に一割を超えていく場合がある、それを負担を削減するために一割を超える部分は一割の範囲内で抑え、そこは我々の認識と今先生がおっしゃった認識が違うわけでありまして、決して一割負担ということが前提になつておるわけではございません。

○福島みずほ君 いや、法律の中に百分の十というのが残っているというのは、これは障害者自立支援法がそのまま、この部分の一番肝の部分が残っているんですよ。これがあから、幾ら応能負担だと言っても、応益負担なんですよ。この一番肝の部分を変えずに、いや、あといういろいろありますと言つても、それは駄目なんですよ。障害者の皆さんが望んでいるのは、例えば予算措置であつたり、この間の四つの当面の課題をきちつとやつてくれということだと思つています。

発議者にお聞きします。なぜこれだけ多くの障害当事者が本法案に反対していると思ひますか。

○衆議院議員(中根康浩君) お答えをいたします。

この法案の内容については、私ども……(発言する者あり)

○委員長(津田弥太郎君) 御静粛に願います。

○衆議院議員(中根康浩君) 済みません、改めてお答えいたします。

民主党の障がい者政策プロジェクトチームにおいては、本年九月から十一月にかけて計八回にわたり関係団体や有識者の方など合計五十七名の方からヒアリングを実施したところで、

ヒアリングでは、法案について賛成する意見が

ある一方、この法案ができることで障害保健福祉施策の見直しが行われなくなるのではないかと、サービス等利用計画案の作成が支給抑制につながるのではないかと、この御意見もありません。

このことを踏まえ、衆議院厚生労働委員会では、今後の障害保健福祉施策の実施に当たって政府に求めることとして、平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すなど、検討すること、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するように努めるようにすることの二点について決議をいただいたところでございます。

○委員長(津田弥太郎君) 傍聴の方は静かにお願いいたします。

○福島みずほ君 どうしてこう熱く言うかといふと、障がい者制度改革推進会議をつくって三つの法律をきつと国会で閣議決定していくんだ、そのためにみんなで力を合わせようといふ必死でやつていっているところなんです。にもかかわらず、一割負担の応益負担であつた自立支援法の改正法案をやはりなぜ成立させるのか分からない。発議者に最後に一言御確認をいたします。

障害者総合福祉法の制定の妨げには絶対にならないということよろしいですね。

○衆議院議員(中根康浩君) 福島先生御指摘のとおり、妨げにはなりません。

○福島みずほ君 終わります。

○委員長(津田弥太郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

団・弁護士との基本合意では、自立支援法の立法過程において障害者の意見を十分踏まえることなく拙速に制度を施行したことが障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたと反省が表明されています。

ところが、今年の通常国会で、障害当事者の意向を無視して自立支援法などの改正法案が提出され、障がい者制度改革推進会議と総合福祉部会から遺憾の意が表明され、多くの関係者からも強い怒りと抗議がわき起こりました。今国会で全く同じ法案が提出され、再び同じことが繰り返される、これは障害者の皆さんの尊厳を二重、三重に傷つけるものだと言わなければなりません。

本法案は新総合福祉法までのつなぎ法案だと提案者は言います。しかし、障害児通所施設・通園施設の一元化など、本法案は障害者自立支援法、児童福祉法を抜本的に改正するもので、つなぎとは言えるような小規模なものではありません。これだけの大改正を行えば、障がい者制度改革推進会議と総合福祉部会が本改正を前提とした議論をせざるを得ません。

また、つなぎと言っているのであれば応益負担の問題など緊急課題解決策が盛り込まれるべきですが、現状を変えるものではなく、不十分な軽減策を固定化しかねないものであります。本法案と障害福祉施策の見直しを言うだけで、障害者自立支援法の廃止や総合福祉法の制定は全く出てきません。つなぎの性格を逸脱した抜本改正を行いつつながら障害者自立支援法の廃止を一言も言わない、これでは自立支援法の延命と言われても仕方がありません。

最後に、自立支援法出直しは、私たちのことを私たち抜きで決めないでということが大原則として行われているはずですが、委員会では本法案を審議するならば、当事者からの意見聴取を始め丁寧な審議を行うことは、良識の府としての参議院の当然の責務であります。昨日の理事懇談会でそれまで合意していた日程をほごにし、国会最終日の物理的にも審議が困難な中で本法案の採決まで強行

することは断じて許されない、採決に強く抗議をし、討論を終わります。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。

障害者自立支援法改正法案に対し、賛成の立場からの討論をいたします。

改正法案に反対する陳情やファクスでいただいた御意見が今国会会中だけでこれだけあります。これらすべてに目を通していただきました。また、賛成のお立場からの御意見についても読ませていただきました。

今回の改正法案は、二〇〇八年七月二十二日に出された障害児支援の見直しに関する検討会の報告書で指摘された問題を解決するため、障害種別に分かれていた施設の一元化や、障害の範囲を達達障害にまで広げ、障害種別、そうした分かれていた施設の一元化や保育所巡回支援や放課後デイサービスなど、障害児に対する支援体制が充実されたものとなっており、障害児をお持ちの当事者の方々が早期成立を昨年来願っていたものです。

一方で、障害者自立支援法違憲訴訟における基本合意書にあるように、二〇一三年八月までに自立支援法の総括と反省の下廃止し、新法の制定が約束されています。我々のことを我々抜きで決めるののスローガンの下、国連で採択された障害者の権利に関する条約に批准するため、障害当事者が参加した障がい者制度改革推進会議が設置され、国内法の整備に向けた議論が行われております。障害の範囲についても内部障害を含めて広げ、根本的に当事者目線で施策を変えるべく作業が続き、川田龍平も積極的に発言してまいります。

当事者が危惧されている介護保険との統合についても、自立支援法制定以前に提起された議論であり、推進会議においてもそうした議論は余り展開されておられません。一割負担を固定化するという危惧も指摘されていますが、高所得の方への例外規定として定められています。

障がい者総合福祉法の制定以前に早急に対応を要する課題の整理、いわゆる当面の課題で指摘されている四点についても一部改正法に盛り込まれ

ているほか、厚生労働省が財源が限られている中で予算獲得や拡大のために折衝していると聞いております。当面の課題を政令や省令で対応し予算措置すればよいとの御指摘もございしますが、当事者からの政策は従来の施策とは全く異なることから、法改正が必要な部分が多々あります。また、廃止前提であれば時限立法にすればよいとの御意見もございしますが、二〇一三年八月に自立支援法が廃止され新法が制定されるという確約がされているのですから自立支援法の延命にはなりませんし、私、川田龍平は障害当事者として自立支援法の延命を絶対に許しません。

当事者の立場から政策をつくる私としては、積極的に賛成とは言いかねますが、一刻も早く障害児支援を充実させるためにも賛成させていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(津田弥太郎君) 傍聴の方はお静かに願います。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

私は、障害者自立支援法改正法案に反対の立場から討論を行います。

今日は国際障害者デーです。このような法案が多くの障害者の反対の中で成立することに強い怒りを感じています。

障害者自立支援法成立の際に、雨が降る中、しみるような寒さの中、私たちのことを私たち抜きで決めないでと訴えながら国会までデモをしてきた多くの人たちのことを鮮明に思い出します。障害者自立支援法の反対、そして、にもかかわらず、なぜ障害者自立支援法改正法案成立なんだろうかと。

本法案についても、連日、多くの障害当事者や支援者たちが国会前で反対と訴え続けてきました。

一方で、閣法に対する質問通告が既に終了しているにもかかわらずその法案については審議をせず、突如、反対会派があるにもかかわらず頭ごなしに議員立法を成立させるというやり方は、国会

軽視であり許されません。

また、現在、障がい者制度改革推進会議の下で総合福祉部会が障害者総合福祉法を作るために議論を重ねています。このような障害者自立支援法改正法案が出てくることは、この障がい者制度改革推進会議の議論を無視するものであり、極めて問題です。

応益負担を打ち出した障害者自立支援法は、障害が重いほど社会から支援を受ける必要があるにもかかわらず、自分の負担が増える制度でした。それは憲法十三条、十四条、二十五条に反しているとして訴訟まで起こりました。そして、厚生労働省はその原告団、弁護士と基本合意文書を交わし和解をいたしました。本法案は、そのような動き、基本合意の中身を反映していません。

そして、極めて問題であった応益負担についても、百分の十という規定を残しています。なぜ最も問題であるこの条文を削除しないんですか。結局、この法案は障害者自立支援法の延命策でしかありません。

まずは、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会で提言されている四つの当面の課題、一、利用者負担の見直し、二、法の対象となる障害範囲の見直し、三、地域での自立した暮らしのための支援の充実、四、新法作成の準備のための予算措置を行うべきだというふうに思います。これらは法改正も必要なく、政省令や予算措置で実現できるものばかりです。障がい者制度改革推進会議で議論されたこれらの施策こそ、まず取り組み、実現をすべきです。

そして、なぜ、政権交代前の旧政権下で出されてきた改正法案をベースに、法案をなぜ今一緒に賛成するんでしょうか。ここに本法案の問題の本質があります。

現在、障がい者制度改革推進会議では様々な議論が行われています。その議論こそが最も尊重されるべきです。本法案は、この推進会議での議論を余りにも軽視したものであり、受け入れられません。

障がい者制度改革推進会議の議論をしつかり進め、障害者基本法の改正法案、障害者総合福祉法、障害者差別禁止法を制定させ、この国で障害があるとなかろうと自分らしい生き方ができる社会を実現するべく全力を挙げてまいります。

十分な議論もなく採決をすることに強く抗議をし、私の反対討論といたします。

○委員長(津田弥太郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(津田弥太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、足立君から発言を求められておりますので、これを許します。足立信也君。

○足立信也君 私は、ただいま可決されました障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、今後の障害福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を

踏まえて、障害福祉施策を見直すなど検討すること。

二、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。

右決議する。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) ただいま足立君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(津田弥太郎君) 多数と認めます。よって、足立君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、細川厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。細川厚生労働大臣。

○国務大臣(細川律夫君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございませう。

○委員長(津田弥太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(津田弥太郎君) これより請願の審査を行います。

第一二号後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願外二百七十八件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第四四号腎疾患総合対策の早期確立に関する請願、第二四二号細菌性髄膜炎ワクチン

の公費による定期接種の早期実現に関する請願外十一件及び第五六〇号H T L V - 1 総合対策に関する請願外八件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第一二号後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願外二百五十六件は保留することに意見が一致をいたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(津田弥太郎君) 継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

まず、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案につきまして、閉会中もなお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(津田弥太郎君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、閉会中もなお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(津田弥太郎君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出することに賛成の方の挙手を願います。

することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、三案の要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(津田弥太郎君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(津田弥太郎君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時散会

〔参照〕

厚生労働委員会付託請願中採択一覧表(二二件)

第四四号 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

第二四二号、第二四三号、第二四四号、第二四五号、第二四六号、第二四七号、第三九二号、第三九三号、第三九四号、第三九五号、第三九六号 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種の早期実現に関する請願
第五六〇号、第五六一号、第五九〇号、第五九一号、第五九二号、第五九三号、第五九四号、第五九五号、第五九六号 HTLV-1総合対策に関する請願

十一月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するた

めの関係法律の整備に関する法律案(衆)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものとする。

(障害者自立支援法の一部改正)

第二条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中、高額障害福祉サービス費を削り、「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者(第三十六

条第五十一条)を「第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者(第三十六条第五十一条)に、「第四節 補装具費の支給(第七十六条)を「第五節 高

額障害福祉サービス等給付費の支給(第七十六条の二)に、「第七章 審査請求(第九十七条第一節 補装具費の支給(第七十六条)を「第五節 高

額障害福祉サービス等給付費の支給(第七十六条の二)に、「第七章 審査請求(第九十七条第一節 補装具費の支給(第七十六条)を「第五節 高

額障害福祉サービス等給付費の支給(第七十六条の二)に、「第七章 審査請求(第九十七条第一節 補装具費の支給(第七十六条)を「第五節 高

額障害福祉サービス等給付費の支給(第七十六条の二)に、「第七章 審査請求(第九十七条第一節 補装具費の支給(第七十六条)を「第五節 高

額障害福祉サービス等給付費の支給(第七十六条の二)に、「第七章 審査請求(第九十七条第一節 補装具費の支給(第七十六条)を「第五節 高

額障害福祉サービス等給付費の支給(第七十六条の二)に、「第七章 審査請求(第九十七条第一節 補装具費の支給(第七十六条)を「第五節 高

第二章第一項第一号中「その有する能力及び適性に」を削る。

適性に「適性」を削り、同条に次の一項を加える。
4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及

び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

第三条中「その有する能力及び適性に」を削る。

第四条第一項中「精神障害者」の下に「発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、」を加える。

第五条第一項中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加え、同条中第二十二項を第二十三項とし、第四項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

第六条中、「高額障害福祉サービス費」を削り、「及び補装具費」を、「補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費」に改める。

第二章第二節の節名中、「高額障害福祉サービス費」を削る。

第十九条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十八条第一項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 同行援護

第二十九条第三項を次のように改める。

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用の額)

等に要した費用(特定費用を除く)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額を合計した額
二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

第二十九条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十条第二項を次のように改める。

2 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定障害福祉サービス等 前条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)

二 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)

第三十一条中「次の各号に掲げる介護給付費等」を「介護給付費又は訓練等給付費」に、「当該各号に定める」を「第二十九条第三項の」に、「これらの規定中「百分の九十」を「同項第二号中「額」に、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」を「額」の範囲内において市町村が定める額」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については前条第二項の規定を適用する場合において、同項中「を控除して得た額を基準」として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

第二章第二節第三款中第三十一条の次に次の一条を加える。

(児童デイサービスに係る介護給付費及び特例介護給付費の支給の特例)

第三十一条の二 市町村は、第二十九条第一項又は第三十条第一項の規定にかかわらず、児童デイサービスを受けている障害児(以下この項において「児童デイサービス利用障害児」という。)について、引き続き児童デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該児童デイサービス利用障害児が満十八歳に達した後においても、当該児童デイサービス利用障害児からの申請により、当該児童デイサービス利用障害児が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き児童デイサービスに係る介護給付費又は特例介護給付費(次項において「児童デイサービス介護給付費等」という。)を支給することができる。ただし、当該児童デイサービス利用障害児が生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により児童デイサービス介護給

付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第十九条から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 市町村は、第一項の場合において必要があるとき、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は第二十二條第二項の厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

第二章第二節第四款の款名中、「高額障害福祉サービス費」を削る。

第三十二条第一項中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条第一項中「施設入所支援」の下に「共同生活介護、共同生活援助」を加え、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「又は」を「若しくは」に、「当該指定障害者支援施設等から」を「又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居(以下この項及び同条第一項において「共同生活住居」という。)に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から」に、「における」を「又は共同生活住居における」に、「及び居住」を「又は居住」に、「(次条第一項)を(同項)に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改め、同条第二項中「第五項から第八項まで」を「第四項から第七項まで」に改め、同条第三項中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

第三十五条第一項中「又は基準該当施設」を「若しくは基準該当施設又は共同生活住居」に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改める。

第三十六条第三項中「第七号」を「第九号」に、「第九号又は第十号」を「第十一号又は第

十二号」に、「第十一号」を「第六号まで又は第八号から第十三号」に改め、同項第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第三十六条第三項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第八号から第十一号」に改め、同項第十三号とし、同項第十号中「から」の下に「第六号まで又は第八号から」を加え、同項を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「前号」を「第八号」に、「第四十六條第一項」を「第四十六條第二項」に改め、同項を同項第十号とし、同項第七号中「第四十六條第一項」を「第四十六條第二項」に改め、同項を同項第八号とし、同項の次に次の一号を加える。

九 申請者が、第四十八條第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十條第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内(当該事業の廃止に於ける当該申請者の)に当該事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由があ

る者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第三十六条第三項第六号の次に次の一号を加える。

七 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第五十條第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第三十八條第三項及び第四十條中「第八号及び第十一号」を「第十号及び第十三号」に改め

第四十二条第一項中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第四十三条に次の一項を加える。

3 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、第四十七条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該施設障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害者支援施設等の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、第四十七条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該施設障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害者支援施設等の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 指定相談支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 指定相談支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第四十六条第一項中「又は」の下に「休止した」を加え、「廃止し、休止し、若しくは」を

削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者は、当該指定障害福祉サービス若しくは指定相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第四十七条の二 都道府県知事又は市町村長は、第四十三条第三項、第四十四条第三項又は第四十五条第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第四十三条第三項、第四十四条第三項又は第四十五条第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者若しくは指定相談支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第四十八条第一項中「に立ち入り」を、「事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に係るのある場所に立ち入り」に改め、同条第三項中「について」を「の設置者について」に改

める。
第四十九条第一項から第三項までを次のように改める。

都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十三条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、指定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十五条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十五条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第四十九条第七項中「第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害福祉サービスの事業、施設障害福祉サービスの事業又は指定相談支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号、第二項各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。）又は第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第五十条第一項第一号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第五十一条第二号を次のように改める。
二 第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。
第二章第二節に次の一款を加える。

第六款 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の二 指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事

二 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。)又はのぞみの園の設置者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした

指定事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し、必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等との関係者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者等に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等若しくは指定相談支援の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行った都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第五十一条の四 第五十一条の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等(同条第四項の規定

による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。)が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、指定事業者等が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条第三項中「額は」の下に、「一月につき」を加え、同項第一号中「当該指定自立支援医療(一)を加え、同一の月に受けた指定自立支援医療(二)に改め、以下この号において同じ。」を削り、「の百分の九十に相当する額。」を「から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額」に改め、同号ただし書を削る。

第五十九条第三項中「まで」の下に「及び第七号」を加える。

第六十八条第二項第二号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第七十六条第二項中「額は」の下に、「一月につき、同一の月に購入又は修理をした補装具について」を加え、「費用の額とする」を「費用の額」に、「の百分の九十に相当する」を「を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た」に改め、同項ただし書を削る。

第二章 次の一節を加える。

第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

第七十六条の二 市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の合計額(それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額を限度とする。))から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付費のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入又は修理に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第七十七条第一項第一号中、その有する能

力及び適性に応じ」を削り、「事業」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければならぬものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

第七十七条第三項及び第七十八条第二項中「その有する能力及び適性に応じ」を削る。

第八十八条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会（以下この項及び次条第五項において「自立支援協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（自立支援協議会の設置）

第八十九条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相

互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第九十二条第一号中、「高額障害福祉サービス費」を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用

第九十四条第一項第一号中「第九十二条第一号」の下に「及び第四号」を加え、「の支給」を「及び高額障害福祉サービス等給付費の支給」に改め、同条第二項中「同条第四号」を「同条第五号」に改める。

第九十五条第二項第二号中「第九十二条第四号」を「第九十二条第五号」に改める。

第九十一条中「以下この条において同じ。」を「若しくは第五十一条の三第一項に、「第四十八条第一項の」及び「同項の」を「これらの」に改める。

第九章を第十章とする。

第八章中第六十条の前に次の一条を加える。

（連合会に対する監督）

第一百五十五条の二 連合会について国民健康保険法第六十条及び第六十八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の三に規定する障害者自立支援法関係業務を含む。）」とする。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

（連合会の業務）

第九十六条の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十九条第七項（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費の支払に関する業務を行う。

（議決権の特例）

第九十六条の三 連合会が前条の規定により行う業務（次条において「障害者自立支援法関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもって議決権に関する特段の定めをすることができる。

（区分経理）

第九十六条の四 連合会は、障害者自立支援法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

附則第一条第三号中「平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第二条中「第三十五条まで」を「第三十一条まで、第三十二条、第三十四条、第三十五条」に改め、「第七十一条」の下に、「第七十六条の二」を加える。

附則第十八条第二項中「第十九条第三項中」の下に「第十八条第二項」とあるのは「第十八条」と、を加える。

附則第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する介護給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定旧法施設支援について、指定旧法施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額）を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

附則第二十一条第三項を削る。

附則第二十二條第四項を次のように改める。

4 前項の規定により特定旧法施設受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等について、第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額

二 当該特定旧法施設受給者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

附則第二十二條第五項を削り、同条第六項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「第三十三條第一項」を「第七十六條の二第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十九条中「附則第三十五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（附則第四十一条において「新法」という。）を「前項の規定により読み替えられた新法」に、「この条」を「この項」に、「同項に規定する特定施設入所身体障害者」を「新法第九条第二項に規定する特定施設入所身体障害者」に改め、同条を同条第二

項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

当分の間、附則第三十五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条及び附則第四十一条において「新法」という。）第九條第二項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、又は同条第十三項とあるのは「若しくは同条第十三項と、」に入所して」とあるのは「」に入所し、又は同条第十三項に規定する共同生活介護若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、又は生活保護法」とあるのは「共同生活住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

附則第五十六条第一項中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」の下に「第十八条第二項の規定により障害者自

立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）とあるのは「第十八条第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十一項に規定する共同生活介護（以下この条において「共同生活介護」という。）若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第十項に規定する」、（以下この条において「共同生活介護」という。）、同法第五條第十六項に規定する」と及び（以下この条において「共同生活援助」という。）」を削り、「知的障害者福祉法」を「同法」に改める。

附則第八十五条第二項中「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

第三條 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。

目次中「サービス利用計画作成費」を削り、「第三十一条の二」を「第三十一条」に、「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に、「第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準

「第三節 地域相談支援給付費、特例地

第一款 地域相談支援給付費及び特

第二款 計画相談支援給付費及び特

第三款 指定一般相談支援事業者及

第四款 業務管理体制の整備等（第

第四節 自立支援医療費、療養介護医

域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給（第五十一条の十五）

例計画相談支援給付費の支給（第五十一条の十六）第五十一条の十八）

び指定特定相談支援事業者（第五十一条の十九）第五十一条の三十）

五十一条の三十一―第五十一条の三十三）

療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第五十二条―第七十五条）

五節」に、「第五節」を「第六節」に、「第七十八條」を「第七十八條」に改める。

第二條第一項第一号中「第四十二条第一項」の下に「及び第五十一条の二十二第一項」を加える。

第四條第二項中「及び精神障害者のうち十八歳未満である者」を削る。

第五條第一項中、「児童デイサービス」を削り、同条第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項から第十七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十八項中「次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、相談支援事業」とは、相談支援を「基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは「サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行ふ事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれもに改め、同項各号を削り、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

第五條中第二十三項を第二十七項とし、第二十項から第二十二項までを四項ずつ繰り下げ、第十九項を第二十三項とし、同項の前に次の四項を加える。

19 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項

若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第四項において同じ。）に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

20 この法律において「地域定着支援」とは、居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。

21 この法律において「サービス利用支援」とは、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等又は第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「サービス等利用計画」という。）を作成し、第十九条第一項に規定する支給決定（次項において「支給決定」という。）、第二十四条第二項に規定する支給決定の変更の決定（次項において「支給決定の変更の決定」という。）、第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定（次項において「地域相談支援給付決定」という。）又は第五十一条の九第二項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定（次項において「地域相談支援給付決定の変更の決定」という。）が行われた後に、第二十九条第二項に規定する指定障

害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（以下「サービス等利用計画」という。）を作成することをいう。

22 この法律において「継続サービス利用支援」とは、第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は第五十一条の五第一項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、第二十三条に規定する支給決定の有効期間又は第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第六条中、「サービス利用計画作成費」を削り、「特例特定障害者特別給付費」の下に、「地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費」を加える。

第八条第二項中、「第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者」を「第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者」に改め、「サービス利用計画作成費」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に、「地域相談支援給付費、計画相談支援給付費」を加える。

第二章第二節の節名中、「サービス利用計画作成費」を削る。

第十九条第四項中「前項」を「前二項」に、「障害者」を「障害者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた障害者等が、継続して、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十

六条第一項の規定により入所措置が採られて又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者（以下この項において「保護者であった者」という。）が有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。

ただし、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない障害者等については、当該障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うものとする。

第二十条第二項中「第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者」を「第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者」に、「指定相談支援事業者等」を「指定一般相談支援事業者等」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「指定相談支援事業者等」を「指定一般相談支援事業者等」に改める。

第二十二條第一項中「状況」の下に、「当該障害者等の置かれている環境」を加え、同条第二項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に、「第九条第五項」を「第九条第六項」に改め、同条第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4 市町村は、支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令

で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

6 市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があつた場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。

第二十六条第二項中「同じ」並びに「を（同じ）」に、「の規定」を「並びに第五十一条の七第二項及び第三項（これらの規定を第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

第二十八条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十一条の二を削る。

第二章第二節第四款の款名中「サービス利用計画作成費」を削る。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条 削除

第二章第二節第五款の款名中「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に改める。

第三十六条第三項第六号中「及び第四項」を削り、「同じ」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を加え、同項第七号中「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を加え、同項第八号中「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を加え、同項第九号中「及び第四項」を削り、「含む」の下に「又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項」を、「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を、「第四十六条第二項」の下に「又は第五十一条の五第二項」の下に「又は第五十一条の五第二項若しくは第四項」を加え、同項第十

中「第四十六条第二項」の下に「又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項」を加える。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第一項中「並びに第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定」を削り、同条第四項中「第三十八条及び前条」を「及び第三十八条」に改める。

第四十二条の見出しを「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務」に改め、同条第一項中「指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等の設置者」に改め、「又は相談支援」を削り、同条第二項中「又は相談支援」を削る。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十六条第一項中「又は指定相談支援事業者」、「又は相談支援事業所」及び「若しくは指定相談支援」を削り、同条第二項中「又は指定相談支援事業者」及び「若しくは指定相談支援」を削る。

第四十七条の二第一項中「第四十四条第三項又は第四十五条第三項」を「又は第四十四条第三項」に改め、「指定相談支援事業者」を削り、同条第二項中「指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者」を「又は指定障害者支援施設の設置者」に、「第四十四条第三項又は第四十五条第三項」を「又は第四十四条第三項」に、「指定障害者支援施設の設置者若しくは指定相談支援事業者」を「若しくは指定障害者支援施設の設置者」に改める。

第四十八条第四項を削る。

第四十九条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「サービス利用計画作成費若しくは」を「又は」

に改め、「又は指定相談支援」を削り、「第二項各号」を「又は第二項各号」に改め、「又は第三項各号」及び「若しくは相談支援事業所」を削り、同項を同条第六項とする。

第五十条第四項を削る。

第五十一条第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定」を削り、同条第四号中「及び第四項」を削り、「指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者」を「又は指定障害者支援施設」に改める。

第五十一条の三第一項中「若しくは指定相談支援」を削る。

第二章第五節を同章第六節とする。

第七十六条第四項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二章第四節を同章第五節とする。

第五十二条第二項及び第五十六条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第二章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

（地域相談支援給付費等の相談支援給付決定）
第五十一条の五 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費（以下「地域相談支援給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定（以下「地域相談支援給付決定」という。）を受けなければならない。

2 第十九条（第一項を除く。）の規定は、地域相談支援給付決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（申請）
第五十一条の六 地域相談支援給付決定を受けようとする障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 第二十条（第一項を除く。）の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（給付要否決定等）
第五十一条の七 市町村は、前条第一項の申請があつたときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第五十一条の十二において「給付要否決定」という。）を行うものとする。

2 市町村は、給付要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4 市町村は、給付要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとす

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画

案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

6 市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があつた場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。

7 市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量（以下「地域相談支援給付量」という。）を定めなければならない。

8 市町村は、地域相談支援給付決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定障害者に對し、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証（以下「地域相談支援受給者証」という。）を交付しなければならない。

（地域相談支援給付決定の有効期間）
第五十一条の八 地域相談支援給付決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「地域相談支援給付決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（地域相談支援給付決定の変更）
第五十一条の九 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に對し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができ

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第五十一条の七第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことがで

きる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

3 第十九条（第一項を除く）、第二十条（第一項を除く）及び第五十一条の七（第一項を除く）の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 市町村は、第二項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（地域相談支援給付決定の取消し）

第五十一条の十 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。

一 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。

三 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第五十一条の六第二項及び前条第三項において準用する第二十条第二項の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受

給者証の返還を求めるものとする。

（都道府県による援助等）

第五十一条の十一 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

（政令への委任）

第五十一条の十二 第五十一条の五から前条までに定めるもののほか、地域相談支援給付決定、給付要否決定、地域相談支援受給者証、地域相談支援給付決定の変更の決定及び地域相談支援給付決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給）

第五十一条の十三 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給は、地域相談支援に関して次条及び第五十一条の十五の規定により支給する給付とする。

（地域相談支援給付費）

第五十一条の十四 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）から当該指定に係る地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援（地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。

2 指定地域相談支援を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定一般相談支援事業者に地域相談支援受給者証を提示して当該指定

地域相談支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域相談支援給付費の額は、指定地域相談支援の種類ごとに指定地域相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）とする。

4 地域相談支援給付決定障害者が指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときは、市町村は、当該地域相談支援給付決定障害者が当該指定一般相談支援事業者を支払うべき当該指定地域相談支援に要した費用について、地域相談支援給付費として当該地域相談支援給付決定障害者に支給すべき額の限度において、当該地域相談支援給付決定障害者に代わり、当該指定一般相談支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、指定一般相談支援事業者から地域相談支援給付費の請求があつたときは、第三項の厚生労働大臣が定める基準及び第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準（指定地域相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

7 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

8 前各項に定めるもののほか、地域相談支援給付費の支給及び指定一般相談支援事業者の地域相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例地域相談支援給付費）

第五十一条の十五 市町村は、地域相談支援給

付決定障害者が、第五十一条の六第一項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。

2 特例地域相談支援給付費の額は、前条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

3 前二項に定めるもののほか、特例地域相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

（計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給）

第五十一条の十六 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談支援に関して次条及び第五十一条の十八の規定により支給する給付とする。

（計画相談支援給付費）

第五十一条の十七 市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

一 第二十二条第四項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の

保護者又は第五十一条の七第四項（第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（次項において「指定サービス利用支援」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

二 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。

2 計画相談支援給付費の額は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）とする。

3 計画相談支援対象障害者等が指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画相談支援対象障害者等が当該指定特定相談支援事業者を支払うべき当該指定計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費として当該計画相談支援対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画相談支援対象障害者等に代わり、当該指定特定相談支援事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、計画相談支援対象障害者等に対し計画相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

5 市町村は、指定特定相談支援事業者から計

画相談支援給付費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準（指定計画相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

7 前各項に定めるもののほか、計画相談支援給付費の支給及び指定特定相談支援事業者の計画相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例計画相談支援給付費）

第五十一条の十八 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援（第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。

2 特例計画相談支援給付費の額は、当該基準該当計画相談支援について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

3 前二項に定めるもののほか、特例計画相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三款 指定一般相談支援事業者及

び指定特定相談支援事業者

（指定一般相談支援事業者の指定）

第五十一条の十九 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所（以下この款において「一般相談支援事業所」という。）ごとに行う。

2 第三十六条第三項（第四号、第十号及び第十三号を除く。）の規定は、第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定特定相談支援事業者の指定）

第五十一条の二十 第五十一条の十七第一項一号の指定特定相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所（以下この款において「特定相談支援事業所」という。）ごとに行う。

2 第三十六条第三項（第四号、第十号及び第十三号を除く。）の規定は、第五十一条の十七第一項一号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定の更新）

第五十一条の二十一 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者及び第五十一条の十七第一項一号の指定特定相談支援事業者の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 第四十一条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談

支援事業者の責務）

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2 指定相談支援事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、相談支援の質の向上に努めなければならない。

3 指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定地域相談支援の事業の基準）

第五十一条の二十三 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定地域相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定地域相談支援を提供しなければならない。

3 指定一般相談支援事業者は、第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な地域相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定一般相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行

わなければならない。

(指定計画相談支援の事業の基準)

第五十一条の二十四 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定計画相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定計画相談支援を提供しなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、次条第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定計画相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定特定相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第五十一条の二十五 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その

他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第五十一条の二十六 第四十七条の二の規定は、指定一般相談支援事業者が行う第五十一条の二十三第三項に規定する便宜の提供について準用する。

2 市町村長は、指定特定相談支援事業者による第五十一条の二十四第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定特定相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第五十一条の二十七 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定一般相談支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者若しくは指定一般相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定一般相談支援事業者の当該指定に係る一般相談支援事業所、事務所その他当該指定地域相談支援の事

業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市町村長は、必要があると認めるときは、指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定特定相談支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者若しくは指定特定相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該指定特定相談支援事業者の当該指定に係る特定相談支援事業所、事務所その他当該指定計画相談支援の事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第九条第二項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第五十一条の二十八 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合 当該

基準を遵守すること。

三 第五十一条の二十三第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十一条の二十四第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前二項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたとき、市町村長は、第二項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しな

ければならない。

6 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十一条の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定一般相談支援事業者が、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

五 地域相談支援給付費の請求に關し不正があったとき。

六 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定一般相談支援事業者又は当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定一般相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定一般相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十四第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、地域相談支援に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定一般相談支援事業者の役員又はその一般相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に地域相談支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者に係る第五十一条の十七第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十二号のいずれかに該

当するに至ったとき。

二 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

五 計画相談支援給付費の請求に關し不正があったとき。

六 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十七第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第五十一条の二十七第二項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十七第一項第一号の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこ

れらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に計画相談支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

3 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第五十一条の三十 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項の規定により指定一般相談支援事業者の指定を取り消したとき。

2 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第五十一条の二十五第四項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 前条第二項の規定により指定特定相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第四款 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 指定相談支援事業者は、

第五十一条の二十二第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に對し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事業者 都道府県知事

二 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であつて、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第五十一条の三十二 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を

した指定相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、当該指定相談支援事業者に對し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に對し出頭を求め、又は当該職員に關係者に對して質問させ、若しくは当該指定相談支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に對し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に對し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに應じて第一項の権限を行ったときは、厚生

労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

（勸告、命令等）

第五十一条の三十三 第五十一条の三十一第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に對し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定相談支援事業者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（基幹相談支援センター）

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第一号及び第一号の二に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に對し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

5 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第七十八条第一項中「前条第一項第一号」を「第七十七条第一項第一号」に、「相談支援事業」を「相談支援に係る事業」に改める。

第七十九条第一項第二号を次のように改める。

二 一般相談支援事業及び特定相談支援事業「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

第八十八条第二項第一号及び第二号中「又は

指定相談支援」を、「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改める。

第八十九条第二項第一号中「又は指定相談支援」を、「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同項第二号中「指定相談支援」を「指定地域相談支援」に改め、同項第三号中「又は指定相談支援」を、「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同条第四項中「精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。」を削る。

第九十二条第一号中「サービス利用計画作成費」を削り、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費（第九十四条第一項において「相談支援給付費等」という。）の支給に要する費用

第九十四条第一項第一号中「及び第四号」を「第二号及び第五号」に改め、「人数」の下に「相談支援給付費等の支給に係る障害者等の人数」を加え、同項第二号中「第九十二条第二号及び第三号」を「第九十二条第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

第九十五条第一項第二号中「同条第二号及び第三号」を「同条第三号及び第四号」に改め、同条第二項第一号中「含む。」の下に「並びに第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九及び第五十一条の十の規定により市町村が行う地域相談支援給付費決定に係る事務」を加え、同項第二号中「第九十二条第五号」を「第九十二条第六号」に改める。

第九十六条の二中「及び第三十二条第六項」を「第五十一条の十四第七項及び第五十一条の十七第六項」に改め、「サービス利用計画作成費及び」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に「地域相談支援給付費及び計画相談支援

給付費」を加える。

第九十七条第一項及び第九十八条第三項中「介護給付費等」の下に「又は地域相談支援給付費等」を加える。

第九十九条第二項中「第二十四条第三項」の下に「第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項」を、「含む。」の下に「及び第七十七条の二第五項」を加える。

第一百十一条中「及び第四項」を削り、「若しくは第五十一条の三第一項」を「第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項」に改める。

第一百五十五条第三項中「又は第二十五条第二項」を「第二十五条第二項、第五十一条の九第二項又は第五十一条の十第二項」に改め、「受給者証」の下に「又は地域相談支援受給者証」を加える。

附則第二条中「第六十三条の四及び第六十三条の五」を「第六十三条の二及び第六十三条の三」に改め、「第三十二条」を削り、「第三十五条」の下に「第五十一条の五から第五十一条の十まで、第五十一条の十四、第五十一条の十五」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により障害者とみなされた障害児であつて、特定施設へ入所する前日において、児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて第五号第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた障害児に係る第十九条第四項の規定の適用については、同項中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所す

る日の前日に当該障害児の保護者」と、同項ただし書中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日」とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所する日の前日」と、「保護者であつた者」とあるのは「当該障害児の保護者」と読み替えるものとする。

附則第十八条第二項中「同条第四項」を「同条第四項中「第十八条第二項」とあるのは「第十八条」と、「第十八条第一項の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第五項」に改める。

附則第三十九条第一項中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第三項」を「同条第三項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」とあるのは「入所又は入居の措置」と、同条第四項」に改める。

措置」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項」に改める。

附則第五十六条第一項中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第三項」を「同条第三項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項」に改める。

附則第八十一条第一項中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

附則第八十五条第二項中「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

（児童福祉法の一部改正）
第四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 障害児施設医療費の支給（第二十四条の二十一第二十四条の二十三）」を「第三款 業務管理体制の整備等（第二十四条の十九の二第二十四条の十九の四）」を「第四款 障害児施設医療費の支給（第二十四条の二十一第二十四条の二十三）」に、「第六十二条の三」を「第六十二条の四」に改める。

第二十四条の二第二項を次のように改める。
障害児施設給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定施設支援について、障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額）を合計した額

二 当該施設給付費決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

第二十四条の二第三項を削る。
第二十四条の三第十項中「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改める。

第二十四条の五中「同項中「百分の九十」を「同項第二号中「額」に、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合」を「額」の範囲内において都道府県が定める額」に改める。

第二十四条の六第一項中「費用の合計額」の下に「（厚生労働大臣が定める基準により算定し

た費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）を加え、政令で定めるところによりを削る。

第二十四条の九第二項中「第二十四条の十三、第二十四条の十四」を「第二十四条の十二第三項、第二十四条の十三から第二十四条の十四の二まで」に、「及び第二十四条の十八」を、「第二十四条の十八、第二十四条の十九の二第二項第二号及び第四項、第二十四条の十九の三第二項及び第三項並びに第二十四条の十九の四第五項」に改め、同項第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定知的障害児施設等の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定知的障害児施設等の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定知的障害児施設等の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第二十四条の九第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 申請者が、第二十四条の十五第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十四条の十四の規定による指定の辞退をした者（当該指定の

辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第二十四条の十一第一項中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第二十四条の十二に次の一項を加える。

指定知的障害児施設等の設置者は、第二十四条の十四の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定施設支援を受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定施設支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児施設支援が継続的に提供されるよう、他の指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十四条の十四の次に次の一条を加える。

第二十四条の十四の二 都道府県知事は、第二十四条の十二第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定知的障害児施設等の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第二十四条の十二第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定知的障害児施設等の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第二十四条の十五第一項中「に立ち入り」を「当該指定知的障害児施設等の設置者の事務所その他当該指定知的障害児施設等の運営に係のある場所に立ち入り」に改める。

第二十四条の十六第一項を次のように改める。

都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、次の各号（指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定知的障害児施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の十二第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第二十四条の十七第一号中「第九号」を「第十号」に改める。

第二十四条の二十第二項中「額は」の下に、「一月につき」を加え、同項第一号中「当該障害児施設医療（）」を「同一の月に受けた障害児施設医療（）」に、「以下この項」を「次号」に改め、「以下この号において同じ」を削り、「の百分の九十に相当する額」を「から、当該施設をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額」に改め、同号ただし書を削る。

第二章第四節第三款を同節第四款とし、同節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 業務管理体制の整備等
第二十四条の十九の二 指定知的障害児施設等

の設置者は、第二十四条の十一第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定知的障害児施設等の設置者以外の指定知的障害児施設等の設置者 都道府県知事

二 当該指定に係る施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定知的障害児施設等の設置者又は指定医療機関の設置者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連絡を図るものとする。

第二十四条の十九の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定知的障害児施設等の設置者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者を除く。）に

おける同条第一項の規定による業務管理体制の整備に必要があると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定知的障害児施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定知的障害児施設等の設置者の当該指定に係る施設、事務所その他の指定施設支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に係る指定を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定知的障害児施設等の設置者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十四条の十五第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十九の四 第二十四条の十九の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定知的障害児施設等の設置者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の

設置者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣は、指定知的障害児施設等の設置者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第二十六条第一項第二号中「第五条第十七項を「第五条第十八項」に改める。

第六十条第五項を削る。

第六十二条第四号中「第二十四条の十五第一項」の下に「又は第二十四条の十九の三第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

本則中第六十二条の三を第六十二条の四とし、第六十二条の二を第六十二条の三とし、第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十条第一

項から第三項まで及び前条第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十三条の三の二第一項ただし書中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同条第三項中「及び第二十四条の十九」を「第二十四条の十九及び第二十四条の二十」に改める。

第六十三条の四の二「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第五節 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条―第三条）

第一節 定義（第四条―第七条）

第二節 児童福祉審議会等（第八条・第九条）

第三節 実施機関（第十条―第十二条の六）

第四節 児童福祉司（第十三条―第十五条）

第五節 児童委員（第十六条―第十八条の三）

第六節 保育士（第十八条の四―第十八条の二十四）

第二章 福祉の保障

第一節 療育の指導等（第十九条―第二十一条の五）

第二節 居宅生活の支援

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給（第二十一条の五の二―第二十一条の五の十四）

第二款 指定障害児通所支援事業者（第二十一条の五の十五―第二十一条の五の二十四）

第三款 業務管理体制の整備等（第二十一条の五の二十五―第二十一条の五の二十七）

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給

（第二十一条の五の二十八―第二十一条の五の三十一）

第五款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置（第二十一条の六・第二十一条の七）

第六款 子育て支援事業（第二十一条の八―第二十一条の十七）

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所（第二十二条―第二十四条）

第四節 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給

第一款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給（第二十四条の二―第二十四条の八）

第二款 指定障害児入所施設等（第二十四条の九―第二十四条の十九）

第三款 業務管理体制の整備等（第二十四条の十九の二）

第四款 障害児入所医療費の支給（第二十四条の二十一―第二十四条の二十三）

第五款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例（第二十四条の二十四）

第五節 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第一款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第二十四条の二十五―第二十四条の二十七）

第二款 指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十八―第二十四条の三十七）

第三款 業務管理体制の整備等 第二十四条の三十八―第二十四条の四

第六節 要保護児童の保護措置等 第二十五―第三十三の九

第七節 被措置児童等虐待の防止等(第三十三の十―第三十三の十七)

第八節 雑則(第三十四―第三十四の二)

第三章 事業、養育里親及び施設 第三十四―第四十九の九

第四章 費用 第四十九の二―第五十六の五

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務(第五十六の五の二―第五十六の五の四)

第六章 審査請求(第五十六の五の五)

第七章 雑則(第五十六の六―第五十九の八)

第八章 罰則(第六十―第六十二の七)

附則

第四條第二項中「又は知的障害のある児童」を「知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)」に改める。

第六條の三第三項中「第三十四の十八」を「第三十四の十九」に改め、同条を第六條の四とし、第六條の二を第六條の三とし、第六條の次に次の一条を加える。

第六條の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、

集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下「障害児

支援利用計画案」という。)を作成し、第二十一条の五の八第一項に規定する通所給付決定(次項において「通所給付決定」という。)又は第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定(次項において「通所給付決定の変更の決定」という。)(以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。)が行われた後に、第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等その他の者(次項において「関係者」という。)との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画(次項において「障害児支援利用計画」という。)を作成することをいう。

この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画(この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。)が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の

変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第七條第一項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(以下「重症心身障害児」という。)に対し行われる治療をいう。

第七條第三項から第七項までを削る。

第十二條の三第二項第二号中「昭和二十二年法律第二十六号」を削る。

第二十一条の三第四項中「国民健康保険団体連合会」を「国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)」に改める。

第二十一条の十中「第六條の二第二項」を「第六條の三第二項」に改める。

第二章第二節第二款を同節第六款とする。

「第一款 障害福祉サービスの措置」を「第一款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置」に改める。

第二十一条の六中「市町村は、」の下に「障害児通所支援又は」を加え、「同法」を「障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法」に、「又は特例介護給付費」を「若しくは特例介護給付費」に改め、「従い、及び」は「者」の下に「障害児通所支援若しくは」を加える。

第二十一条の七中「障害者自立支援法」を「障害児通所支援事業を行う者及び障害者自立支援法」に改める。

第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に次の四款を加える。

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給

第二十一条の五の二 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給は、次に掲げる障害児通所支援に關して次条及び第二十一条の五の四の規定により支給する給付とする。

- 一 児童発達支援
- 二 医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）
- 三 放課後等デイサービス
- 四 保育所等訪問支援

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）又は指定医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

障害児通所給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く）を保護者の家計の負担能力その他の事情をしん

く。につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額

二 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定通所支援 前条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額

二 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額）を合計した額

第七部 厚生労働委員会会議録第四号 平成二十二年十二月三日【参議院】

酌して政令で定める額（当該政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定通所支援 前条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額

二 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定通所支援 前条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額

二 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額）を合計した額

第二十一条の五の五 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費（以下この款において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けようとする障害児の保護者は、市町村の障害児通所給付費等を支給する旨の決定（以下「通所給付決定」という。）を受けなければならない。

通所給付決定は、障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害児の保護者の現在の市町村が行うものとする。

第二十一条の五の六 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項に規定する通所支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を障害者自立支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定障害児相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

前項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等は、障害児の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項並びに第二十一条の五の十五第二項第四号（第二十四条の九第二項（第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十四条の十七第一号及び第二十四条の三十六第一号において同じ。）若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に關して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一条の五の七 市町村は、前条第一項の

申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関（次項、第二十一条の五の十及び第二十一条の五の十三第三項において「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができる。

児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対し、第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。

市町村は、前二項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

市町村は、通所給付決定を行う場合には、

障害児通所支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。

通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「通所給付決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付しなければならない。

指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき（当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の厚生労働

大臣が定める基準及び第二十一条の五の十八第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

第二十一条の五の八 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。

市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

第二十一条の五の五第二項、第二十一条の五の六（第一項を除く。）及び前条（第一項を除く。）の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

市町村は、第二項の通所給付決定の変更の決定を行った場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

第二十一条の五の九 通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。

一 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の

区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第二十一条の五の六第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

前項の規定により通所給付決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。

第二十一条の五の十 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第二十一条の五の五から前条までの規定による業務に関し、その設置する児童相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

第二十一条の五の十一 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であると認めた通所給付決定保護者が受ける障害児通所給付費の支給について第二十一条の五の三第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「額」とあるのは、「額」の範囲内において市町村が定める額」とする。

前項に規定する通所給付決定保護者が受ける特例障害児通所給付費の支給について第二十一条の五の四第二項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

第二十一条の五の十二 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）その額が現に要した費

用の額を超えるときは、当該現に要した額の合計額を限度とする。から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付費決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。

前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に關し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第二十一条の五の十三 市町村は、第二十一条の五の三第一項、第二十一条の五の四第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児（以下この項において「通所者」という。）について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満十八歳に達した後ににおいても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費（次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十一条の五の三から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

市町村は、第一項の場合において必要があると認めるときは、児童相談所等の意見を聴くことができる。

第二十一条の五の十四 この款に定めるもののほか、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給及び指定障害児通所支援事業者等の障害児通所給付費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定障害児通所支援事業者 第二十一条の五の十五 第二十一条の五の三第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十八第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の五の十八第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に關する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者の役員又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項において「役員等」という。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者又は申請者の役員等が、この法律

その他国民の保健医療若しくは福祉に關する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に關して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの）のうちの、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に關して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする場合を除く。

八 申請者の役員等が、第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日（前六十日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとき）。

九 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止に關して相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者が、第二十一条の五の二十一第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合に

おける当該特定の日をいう。までの間に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者の役員等が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者又は申請者の役員等が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十一条の五の十六 第二十一条の五の第三項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の十七 指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）は、障害児が自立

した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十一条の五の十八 指定障害児事業者等は、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定障害児事業者等は、厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

指定障害児通所支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定通所支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児事業者等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十一条の五の十九 指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、

厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十一条の五の二十 都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の五の十八第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定障害児通所支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第二十一条の五の十八第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第二十一条の五の二十一 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該

職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

前三項の規定は指定医療機関の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の二十二 都道府県知事は、指定障害児事業者等が、次の各号（指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。）以下この項及び第五項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十一条の五の十八第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十一条の五の十八第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十一条の五の十八第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障

害児事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができ

る。
都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

市町村は、障害児通所給付費の支給に係る指定通所支援を行った指定障害児事業者等について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児通所支援事業者又はその役員等が、第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十七第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第二十一条の五の十八第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児通所支援事業者が、第二十一

条の五の十八第二項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十一第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員が、第二十一条の五の二十一第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相

当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児通所支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は

著しく不当な行為をした者があるとき。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に係る指定障害児通所支援又は肢体不自由児通所医療費の支給に係る第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療を行った指定障害児通所支援事業者について、前

項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき。

二 第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき。

第三款 業務管理体制の整備等
第二十一条の五の二十五 指定障害児事業者等は、第二十一条の五の十七第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号に掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事項に変更があつた

ときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十一条の五の二十六 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等）にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関し

て必要があると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児事業者等若しくは当該指定障害児事業者等の従業員に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児事業者等の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他の指定通所支援の提供に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

都道府県知事は、その行つた又はその行お

うとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十一条の五の二十七 第二十一条の五の二十五第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令

をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給

第二十一条の五の二十八 市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等（病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この款において同じ。）から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの（以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。）を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。

肢体不自由児通所医療費の額は、一月につき、肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十四条の二十第二項において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、市町村は、当該障害児に係る通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費として当該通所給付決定保護者に

支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があつたものとみなす。

第二十一条の五の二十九 第二十一条の規定は指定障害児通所支援事業者等について、第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は指定障害児通所支援事業者等に対する肢体不自由児通所医療費の支給について準用する。この場合において、第二十一条中「前条第二項の医療」とあるのは、「第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療」と、第二十一条の二中「診療方針及び診療報酬」とあるのは、「診療方針」と、第二十一条の三（第二項を除く。）中「診療報酬」とあるのは、「肢体不自由児通所医療費」と読み替へるものとする。

第二十一条の五の三十 肢体不自由児通所医療費の支給は、当該障害の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第二十一条の五の三十一 この款に定めるもののほか、肢体不自由児通所医療費の支給及び指定障害児通所支援事業者等の肢体不自由児通所医療費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二章第四節の節名中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

第二章第四節第一款の款名中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に改める。

第二十四条の二第一項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設」を「障害児入所施設（以下「指定障害児入所施設」という。）に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「いう。」を「総称する。」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「特定費用」を「入所特定費用」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第二項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同項第一号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、「障害児施設支援の種類ごとに」を削り、「特定費用」を「入所特定費用」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第二十四条の三第一項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「障害児施設支援の種類ごとに」を削り、同条第二項中「障害の種類及び程度」を「心身の状態」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第四項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第五項中「障害児施設支援の種類ごとに」を削り、同条第六項中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「受給者証」を「入所受給者証」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第七項中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定知的障害児施設等に施設受給者証」を「指定障害児入所施設等に入所受給者証」に改め、同条第八項中「施設給付決定保護者」

を「入所給付決定保護者」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に、「特定費用」を「入所特定費用」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第九項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第十項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設給付費」を「指定障害児入所給付費」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第十一項中「国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」を「連合会」に改める。

第二十四条の四第一項中「施設給付決定を」を「入所給付決定を」に改め、同項第一号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その他政令で定めるとき。

第二十四条の四第二項中「施設給付決定の」を「入所給付決定の」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条の五中「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改める。

第二十四条の六第一項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設給付費」を「指定障害児入所給付費」に、「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同条第二項中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に、「指定施設支

援」を「指定入所支援」に改める。

第二十四条の七第一項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「知的障害児通園施設に通う者その他厚生労働省令で定める者を除く」を削り、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「入所し」を「入所等をし」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改める。

第二十四条の八中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「指定知的障害児施設等の障害児施設給付費」を「指定障害児入所施設等の障害児入所給付費」に改める。

「第二款 指定知的障害児施設等」を「第二款 指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の九第一項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）であつて、そのを「障害児入所施設の」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十一条の五の十五第二項（第七号を除く。）の規定は、第二十四条の二第一項の指定障害児入所施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十四条の十一第一項及び第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同条第三項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十二第一項及び第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第三項中「指定知的障害児施設等の設置者は」を「指定障害児入所施設の設置者は」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「他の指定知的障害児施設等」を「他の指定障害児入所施設等」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項の厚生労働省令で定める基準は、知的障害のある児童、盲児（強度の弱視児を含む）、ろうあ児（強度の難聴児を含む）、肢体不自由のある児童、重症心身障害児その他の指定障害児入所施設等に入所等をする障害児についてそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されるものでなければならない。

第二十四条の十三及び第二十四条の十四中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改める。

第二十四条の十四の二を次のように改める。

第二十四条の十四の二 第二十一条の五の二十の規定は、指定障害児入所施設の設置者による第二十四条の十二第四項に規定する便宜の提供について準用する。この場合において、第二十一条の五の二十第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第二十四条の十五第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「その長」を「当該指定障害児入所施設等の長」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、同条第二項を次のように改める。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十五第三項を削る。

第二十四条の十六第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「当該指定知的障害児施設等」を「当該指定障害児入所施設等」に改め、同項第一号及び第二号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同項第三号中「第二十四条の十二第三項」を「第二十四条の十二第四項」に改め、同条第二項及び第三項中「指定知的障害

児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十七中「指定知的障害児施設等に係る」を「指定障害児入所施設に係る」に改め、同条第一号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「役員等が、第二十四条の九第二項第四号、第五号、第七号又は第十号」を「役員若しくは当該指定障害児入所施設の長（以下この条において「役員等」という。）が、第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号」に改め、同条第二号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第三号中「指定知的障害児施設等」及び「指定に係る施設」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第四号中「指定知的障害児施設等の設置者」を「指定障害児入所施設の設置者」に、「指定知的障害児施設等の設備」を「指定障害児入所施設の設備」に、「指定知的障害児施設等の運営」を「指定障害児入所施設の運営」に改め、同条第五号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第六号中「指定施設設置者等」を「指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長その他の従業者（次号において「指定入所施設設置者等」という。）」に改め、同条第七号中「指定施設設置者等」を「指定入所施設設置者等」に改め、同条ただし書中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「その長」を「当該指定障害児入所施設の長」に改め、同条第八号及び第九号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第十号及び第十一号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改める。

第二十四条の十八各号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改める。

第二十四条の十九中「指定知的障害児施設等」

を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十四条の十九の二を次のように改める。

第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十四条の十九の三及び第二十四条の十九の四を削る。

「第四款 障害児施設医療費の支給」を「第四款 障害児入所医療費の支給」に改める。

第二十四条の二十第一項中、「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第二項中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第一号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。次号において同じ。」を削り、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第二号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同項第三号中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同項第四号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第五項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条の二十一「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第二十二中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

第二十四条の二十三中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二章第四節に次の一款を加える。

第五款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例

第二十四条の二十四 都道府県は、第二十四条の第二項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）について、引き続き指定入所支援を受けなければならない旨を認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後ににおいても、当該入所者からの申請により、当該入所者が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き第五十条第六号の四に規定する障害児入所給付費等（次項において「障害児入所給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

前項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十四条の二から第二十四条の七まで、第二十四条の十九及び第二十四条の二十から第二十四条の二十二までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替は、その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならぬ。

第三十四条第二項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に、「第四十三条の三」を「第四十三条」に改める。

第二章第七節を同章第八節とする。

第三十三条の十及び第三十三条の十四第二項中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設」に改める。

第二章第六節を同章第七節とする。

第二十五条の七第一項第二号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第五条第十八項」を「第五条第十七項」に、「相談支援事業（一）」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業（一）」、「第三十四条の六」を「第三十四条の七」に、「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改める。

第二十七条第一項第二号中「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改め、同項第三号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第二項中「第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童」を「肢体不自由のある児童又は重症心身障害児」に、「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）」に改める。

第三十一条第二項中「知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）、盲ろうあ児施設」を「障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）」に、

「同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号」を「引き続き同項第三号」に改め、同条第三項中「肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項」を「障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第二十七条第二項」に、「第四十三条の三に規定する児童」を「肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児」に改め、「第二十七条第一項第三号の規定により重症心身障害児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入所した第四十三条の四に規定する児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで」を削り、「第二十七条第二項」を「同項」に改める。

第二章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第一款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第二十四条の二十五 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給は、障害児相談支援に關して次条及び第二十四条の二十七の規定により支給する給付とする。

第二十四条の二十六 市町村は、次の各号に掲げる者（以下この条及び次条第一項において「障害児相談支援対象保護者」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。

一 第二十一条の五の七第四項（第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により、障害児支援利用計画案

の提出を求められた第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）から当該指定に係る障害児支援利用援助（次項において「指定障害児支援利用援助」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。

二 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助（次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。）を受けたとき。障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）とする。

障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者に支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に対し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関

する基準（指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十四条の二十七 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援（第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。

特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

前二項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定障害児相談支援事業者 第二十四条の二十八 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令

で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）ごとに行う。

第二十一条の五の十五第二項の規定は、第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の二十九 第二十四条の二十六第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の三十 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、その提供する障害児相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児相談支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保

護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十四条の三十一 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定障害児相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定障害児相談支援を提供しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害児相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十四条の三十二 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二十四条の三十三 市町村長は、指定障害児相談支援事業者による第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われる

ため必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第二十四条の三十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員であつた者（以下この項において「指定障害児相談支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他指定障害児相談支援の事業に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の三十五 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十四条の三十一第二項の厚生労働省

令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十四条の三十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第二十四条の二十六第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児相談支援事業者又はその役員若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（第十二号において「役員等」という。）が、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員の知

識若しくは技能又は人員について、第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員が、第二十四条の三十四第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し

不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児相談支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第二十四条の三十七 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第二十四条の三十二第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により指定障害児相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第三款 業務管理体制の整備等

第二十四条の三十八 指定障害児相談支援事業者は、第二十四条の三十第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定障害児相談支援事業者以外の指定障害児相談支援事業者 都道府県知事

二 指定障害児相談支援事業者であつて、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定障害児相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以

下この款において「厚生労働大臣等」というに届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十四条の三十九 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に對し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他の指定障害児相談支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定障害児相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長（以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児相談支援事業者に

おける前条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に對し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。

第二十一条の五の二 第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の四十 第二十四条の三十八第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内これに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令

をしたときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。

第三十四条の二十を第三十四条の二十一とし、第三十四条の七から第三十四条の十九までを一条ずつ繰り下げる。

第三十四条の六中「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改め、同条を第三十四条の七とする。

第三十四条の五中「都道府県知事は」の下に「障害児通所支援事業等」を加え、「又はその」を「その」に、「ときは」を「とき、又は障害児通所支援事業者が第二十一条の七の規定に違反したときは」に改め、同条を第三十四条の六とする。

第三十四条の四第一項中「ときは」の下に「障害児通所支援事業等」を加え、同条を第三十四条の五とし、第三十四条の三を第三十四条の四とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

第三十四条の三 都道府県は、障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業（以下「障害児通所支援事業等」という。）を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害児通所支援事業等を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事

項を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十二条中「知的障害児施設は、知的障害のある児童」を「障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児」に、「これを保護し、又は治療するとともに、自立生活に必要な知識技能を与える」を「当該各号に定める支援を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与

二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療

第四十三条中「知的障害児通園施設は、知的障害のある児童」を「児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児」に、「これを保護するとともに、自立生活に必要な知識技能を与える」を「当該各号に定める支援を提供する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

第四十三条の二から第四十三条の四までを削り、第四十三条の五を第四十三条の二とする。

第四十四条の三 第六条の二各項目を「指定障害児入所施設及び指定通所支援に係る児童発達支援センター」に改める。

第四十七条第二項中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第四十八条中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に、「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

項」に改める。

第五十条第六号中「次条第二号」を「次条第三号」に改め、同条第六号の二中「次条第三号及び第四号」を「次条第四号及び第五号」に改め、同条第六号の四中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第七号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

第五十一条第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用

第五十一条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

第五十三条中「第三号及び第五号から第十号まで」を「第四号及び第七号から第十二号まで」に改める。

第五十五条中「第二号及び第四号」を「から第三号まで、第五号及び第六号」に改める。

第五十六条第二項中「第五十一条第一号及び第二号」を「第五十一条第二号及び第三号」に改め、同条第三項中「第五十一条第三号若しくは第四号」を「第五十一条第四号若しくは第五号」に改める。

第五十六条の二第二項第二号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第三項中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設又は児童発達支援センター」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

第六十条の二 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第九十八条第一項に規定する不服審査会の委員又は委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条の五の六第四項（第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条第四号中「第二十四条の十五第一項又は第二十四条の十九の三第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条の五の二十六第一項（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項又は第二十四条の三十九第一項」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 正当の理由がないのに、第五十七条の三の第三項又は第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二条の四第一号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第二号中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の三第二項」に改め、本則中同条を第六十二条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十二条の七 市町村は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第二十一条の五の八第二項又は第二十一条の五の九第二項の規定による通所受給者

証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 正当の理由がないのに、第五十七条の三の二第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二条の三を第六十二条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十二条の五 第五十七条の三の第三項又は第四項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第六十二条の二 正当の理由がないのに、第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第百三条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、第五十六条の五の五第二項において準用する同法第九十八条第一項に規定する不服審査会の行う審査の手続における請求人又は第五十六条

の五の五第二項において準用する同法第百二条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

第六章を第八章とする。

第五十六条の六第一項中「ため」の下に、「障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費」を加え、「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に改める。

第五十七条の二第一項中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第三項中「障害児入所医療費」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

市町村は、偽りその他の不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他の不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

第五十七条の三第一項中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条第二項中「第二十四条の十五第二項」を「第二十

一条の五の二十一第二項に、「前項」を「前二項」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第五十七条の三の次に次の二条を加える。

第五十七条の三の二 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該

障害児入所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児入所支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児通所支援若しくは障害児相談支援に關し、報告若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児入所支援を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児入所支援に關し、報告若しくは当該障害児入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

第二十一条の五の二十一第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

第五十七条の四の「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の關係者に報告を求めることができる。

る。

第五十七条の四の次に次の一条を加える。

第五十七条の四の二 連合会について国民健康保険法第六十六条及び第八十条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の三に規定する児童福祉法関係業務を含む。）」とする。

第五十七条の五第二項中「障害児施設給付費等」を「障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等」に改める。

第五十九条の五第一項中「第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

第五十六条の五の二 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十四条の三第十一項（第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県から委託を受けて行う障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費又は第二十一条の五の七第十四項及び第二十四条の二十六第六項の規定により市町村から委託を受けて行う障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の支払に關する業務を行う。

第五十六条の五の三 連合会が前条の規定によ

り行う業務（次条において「児童福祉法関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に關する特段の定めをすることができる。

第五十六条の五の四 連合会は、児童福祉法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第六章 審査請求

第五十六条の五の五 市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対し審査請求をすることができる。

前項の審査請求については、障害者自立支援法第八章（第九十七条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条の二から第六十三条の三の二までを削る。

第六十三条の四の四「第五十三条第三項」を「第五十三条第二項」に改め、同条を第六十三条の二とし、第六十三条の五を第六十三条の三とする。（精神保健及び精神障害者福祉に關する法律の一部改正）

第六条 精神保健及び精神障害者福祉に關する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び精神科病院」を、「精神科病院及び精神科救急医療体制」に、「第三節 精神

科病院（第十九条の七、第十九条の十）」を「第三節 精神科病院（第十九条の七、第十九条の十）」に「第四節 精神科救急医療の確保（第十九条の十一）」に改める。

第四章の章名中「及び精神科病院」を、「精神科病院及び精神科救急医療体制」に改める。

第十九条の四に次の一項を加える。

3 指定医は、その勤務する医療施設の業務に

支障がある場合その他やむを得ない理由がある場合を除き、前項各号に掲げる職務を行うよう都道府県知事から求めがあつた場合には、これに応じなければならない。

第四節 精神科救急医療の確保

第十九条の十一 都道府県は、精神障害者の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害者の医療を必要とする精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害者の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たつては、精神科病院その他の精神障害者の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医師その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

第四十七条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに当たつては、相互に、及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう）その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

第四十九条第一項中「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた」及び「又は精神障害者社会適応訓練事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）を削り、「第五十七条第七項」を「第五十八条第十八項」に改め、同条第二項及び第四項中「障害福祉サービス事業等」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第五十条及び第五十一条を次のように改める。

第五十条及び第五十一条 削除

第五十一条の四中「障害福祉サービス事業等」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第五十一条の十三第一項中「含む。」の下に、「第十九条の十一」を加える。

第七條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「ため」の下に、「当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）同条第十七項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに」を加える。

第六條第二項第五号中「第二十二條第二項の下に」又は第五十一條の七第二項を加え、「同條第一項に規定する支給要否決定」を「同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第二項の支給の要否の決定」に改め、同項第六号中「第二十六條第一項」の下に「又は第五十一條の十一」を加える。

第二十二條の二中「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）を「障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは障害者自立支援法第五条第十七項に規定する特定相談支援事業（第四十九條第一項において「特定相談支援事業」という。）に改める。

第三十八條中「ため」の下に、「当該施設の医師、看護師その他の医療従事者による有機的な連携の確保に配慮しつつ」を、「応じ」の下に、「必要に応じ一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら」を加える。

第四十九條第一項中「障害者自立支援法第五

条第十八項に規定する相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。（精神保健福祉士法の一部改正）

第八條 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條」を「第三十八條の二」に改める。

第二條中「利用している者」の下に「地域の相談支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する地域相談支援をいう。第四十一條第一項において同じ。）の利用に関する相談その他」を加える。

第七條第一号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、同条第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五條の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七條第一項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発校等」という。）を削り、同条第三号中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第四章中第三十九條の前に次の一條を加える。

（誠実義務）
第三十八條の二 精神保健福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

第四十一條第一項中「医師その他の医療関係者」を「その担当する者に対し、保健医療サービス、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサービスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する者その他の関係者等」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（資質向上の責務）
第四十一條の二 精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

（社会福祉法の一部改正）

第九條 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第三項第二号中「児童福祉法に規定する」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業」を加え、同項第四号の二中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）
第十條 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第四十四條の二中「その有する能力及び適性に応じ」を削る。

附則
（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條の規定、第二條中障害者自立支援法目次の改正規定（第三十一條を「第三十一條の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。）、同法第一條の改正規定、同法第二條第一項第一号の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一條の次に一條を加える改正規定、同法第四十二條第一項の改正規定、同法第七十七條第一項第一号の改正規定（、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。）並

びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十條の規定並びに次条並びに附則第三十七條及び第三十九條の規定 公布の日

二 附則第七十三條の規定 この法律の公布の日又は地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第 号）の公布の日いづれか遅い日

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七條第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七條第三項及び第七十八條第二項の改正規定を除く）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十條まで、第十九條から第二十一条まで、第三十五條（第一号に係る部分に限る。）、第四十條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十三條、第五十七條、第六十條、第六十一條、第六十四條、第六十七條及び第七十條の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（指定知的障害児施設等に入所又は入院をしてゐる者に対する配慮等）

第三条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧児童福祉法（附則第二十二條第二項に規定する旧児童福祉法をいう。）第

二十四條の二第二項に規定する指定知的障害児施設等（附則第三十五條において「指定知的障害児施設等」という。）に入所又は入院をしてゐる者が、この法律の施行により障害福祉サービス（障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この条において同じ。）を利用することとなる場合において、これらの者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者自立支援法第四十三條第一項及び第二項並びに第四十四條第一項及び第二項の基準の設定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた第二条の規定による改正前の障害者自立支援法（以下この条から附則第六條まで及び附則第八條から第十條までにおいて「旧自立支援法」という。第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等（次項及び附則第十條第三項において「指定障害福祉サービス」という。）に係る旧自立支援法第二十九條第一項及び第三十一條の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十條第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスに係る同項及び旧自立支援法第三十一條の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十三條第一項に規定する障害福祉サービス及び介護保険法第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに係る旧自立支援法第三十三條第一項の規定による高額障害福祉サービス費の支給については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十六條第一項（旧自立支援法第四十條において準用する場合を含む。）、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第三十九條第一項の指定又は指定の変更の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定又は指定の変更がなされてゐないものについてこれらの処分については、なお従前の例による。

第六条 第二条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下この条及び次条において「新自立支援法」という。第三十六條第三項第七号（新自立支援法第三十七條第二項、第三十八條第三項（新自立支援法第三十九條第二項及び第四十條第一項）において準用する場合を含む。）、第四十條（新自立支援法第四十一條第四項において準用する場合を含む。）、及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、同号に規定する申請者と密接な関係を有する者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に旧自立支援法第五十條第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、の規定により指定を取り消される場合を含む。）の規定により指定を取り消され、又は同日前に発生した事実を理由として同日後に新自立支援法第五十條第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、の規定により指定を取り消され、これらの取消しの日から起算して五年を経過しない法人である場合については、適用しない。

第七条 新自立支援法第四十六條第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する障害者自立支援法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第三十二條第一項に規定する指定相談支援事業者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した同法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第三十二條第一項に規定する

指定相談支援事業者については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第五十八條第一項に規定する指定自立支援医療に係る同項の規定による自立支援医療費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第七十條第一項に規定する療養介護医療に係る同項の規定による療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第七十一條第一項に規定する基準該当療養介護医療に係る同項の規定による基準該当療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

第九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第五十九條第一項の指定の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定がなされてゐないものについての当該処分については、なお従前の例による。

第十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第七十六條第一項に規定する補装具の購入又は修理に係る同項の規定による補装具費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法附則第二十一條第一項に規定する指定旧法施設支援（次項において「指定旧法施設支援」という。）に係る同条第一項の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法附則第二十二條第三項の規定による指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に係る同項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

第十一條 第三條の規定による改正後の障害者自立支援法（以下「新自立支援法」という。）附則第十八條第二項において読み替えられた新自立支援法第十九條第四項（新自立支援法第五十一條の五第二項において準用する場合及び新自立支援法附則第二條第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に継続して新自立支援法第十九條第三項に規定する特定施設に入所又は入居することにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第四項の障害者等について適用する。

第十二條 新自立支援法第二十條及び第二十二條（これらの規定を新自立支援法第二十四條第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、施行日以後に行われた新自立支援法第二十條第一項又は第二十四條第一項の申請について適用し、施行日前に行われた第三條の規定による改正前の障害者自立支援法（以下「旧自立支援法」という。）第二十條第一項又は第二十四條第一項の申請については、なお従前の例による。

2 新自立支援法第二十條及び第二十二條の規定にかかわらず、施行日前に行われた旧自立支援法第十九條第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例による。

第十三條 旧自立支援法第二十條第二項後段の規定により同項の調査の委託を受けた同項に規定する指定相談支援事業者等の役員若しくは同条第三項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあった者に係る同条第四項の規定による当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第十四條 施行日前に行われた旧自立支援法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等（次項において「指定障害福祉サービス等」という。）であつて、旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係るものについて

ての旧自立支援法第二十九條第一項及び第三十一條の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧自立支援法第三十條第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスであつて、旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係るものについて旧自立支援法第三十條第一項及び第三十一條の規定による特例介護給付費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧自立支援法第三十二條第一項に規定する指定相談支援に係る同項の規定によるサービス利用計画作成費の支給については、なお従前の例による。

第十五條 この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十二條第一項の指定を受けた者は、施行日に、新自立支援法第五十一條の十四第一項の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新自立支援法第五十一條の十四第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、その者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に新自立支援法第五十一條の十九第一項の申請をしないときは、新自立支援法第五十一條の二十一第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

第十六條 前条第一項の規定により新自立支援法第五十一條の十四第一項の指定を受けたものとみなされた者であつて、旧自立支援法第五十一條の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新自立支援法第五十一條の三十一第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第十七條 施行日前に行われた旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十六條の二第二項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給については、なお従前の例による。

第十八條 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五條第十八項に規定する相談支援事業に係る旧自立支援法第七十九條第二項の届出をしているものは、施行日に、新自立支援法第五條第十七項に規定する一般相談支援事業に係る新自立支援法第七十九條第二項の規定による届出をしたものとみなす。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）
第十九條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた第四條の規定による改正前の児童福祉法（以下この条から附則第二十一條までにおいて「旧児童福祉法」という。）第二十四條の二第一項に規定する指定施設支援に係る同項及び旧児童福祉法第二十四條の五の規定（これらの規定を旧児童福祉法第六十三條の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）による障害児施設給付費の支給については、なお従前の例による。

第二十條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧児童福祉法第二十四條の九第一項の指定の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

第二十一條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧児童福祉法第二十四條の二十第一項に規定する障害児施設医療に係る同項の規定による障害児施設医療費の支給については、なお従前の例による。

第二十二條 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第二十九條第一項の指定を受けている者は、施行日に、第五條の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第六條の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第五條の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十三條に規定する知的障害児通園施設又は旧児童福祉法第四十三條の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみに利用されるものに限る。）に係る旧児童福祉法第二十四條の二第一項の指定を受けている施設の設置者は、施行日に、当該施設における新児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十三條の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみに利用されるものに限る。）に係る旧児童福祉法第二十四條の二第二項の二第一項の指定を受けている施設の設置者は、施行日に、当該施設における新児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十三條に規定する知的障害児通園施設又は旧児童福祉法第四十三條の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみに利用されるものに限る。）に係る旧児童福祉法第二十四條の二第一項の指定を受けている施設の設置者は、施行日に、当該施設における新児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十三條の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみに利用されるものに限る。）に係る旧児童福祉法第二十四條の二第二項の二第一項の指定を受けている施設の設置者は、施行日に、当該施設における新児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

4 前三項の規定により新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、その者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に新児童福祉法第二十一條の五の五第一項の申請をしないときは、新児童福祉法第二十一條の五の五の十六第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

第二十三條 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五條第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第十九條第一項に規定する支給決定を受けている障害児の保護者については、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一條の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十一條の二第二項の規定により読み替えて適用する旧自立支援法第十九條第一項に規定する支給決定を受けている旧自立支援法第三十一條の二第一項に規定する児童デイサービス利用障害児

2 この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十一條の二第二項の規定により読み替えて適用する旧自立支援法第十九條第一項に規定する支給決定を受けている旧自立支援法第三十一條の二第一項に規定する児童デイサービス利用障害児

2 この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十一條の二第二項の規定により読み替えて適用する旧自立支援法第十九條第一項に規定する支給決定を受けている旧自立支援法第三十一條の二第一項に規定する児童デイサービス利用障害児

であつて、満二十歳未満であるものについては、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替へて適用する新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定（通所のみに係る利用に係るものに限る。）を受けている障害児の保護者については、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

第二十四条 附則第二十二條第一項から第三項までの規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者であつて、旧自立支援法第五十一条の二第二項又は旧児童福祉法第二十四条の十九の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の二十五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十五条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の六の規定による旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係る措置に要する費用についての市町村の支弁及び本人又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。附則第三十二條第三項において同じ。）からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援に係る同項、旧児童福祉法第二十四条の五、第二十四条の六第一項及び第二十四条の七第一項の規定（これらの規定を旧児童福祉法第六十三條の三の二第三項において読み替へて適用する場合を含む。）による障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定（通所のみの利用に係るものを除く。）を受けている障害児の保護者については、施行日に、新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなす。この場合において、当該入所給付決定を受けたものとみなされた者に係る同条第六項に規定する給付決定期間は、同条第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現にその者が受けている旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定に係る同条第六項に規定する給付決定期間の残存期間と同一の期間とする。

第二十七条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみに利用されるものを除く。）、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみに利用されるものを除く。）又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設に係る旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けている施設は、施行日に、新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設に係る新児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた施設に係る新児童福祉法第二十四条の十第二項に規定する指定の有効期間は、この法律の施行の際現にその施設が受けている旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定に係る旧児童福祉法第二十四条の十第二項に規定する指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第二十八条 前条の規定により新児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた施設を設置者であつて、旧児童福祉法第二十四条の十九の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十四条の十九の二において準用する新児童福祉法第二十一条の五の二十五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十九条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療に係る同項の規定（旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項において読み替へて適用する場合を含む。）による障害児施設医療費の支給については、なお従前の例による。

第三十条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替へて適用する旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定を受けている者であつて、満二十歳未満であるものについては、施行日に、新児童福祉法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替へて適用する新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けた者とみなす。

第三十一条 施行日前に旧児童福祉法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により委託を受けてこれらの規定により行われる指導の事務に従事する者又は従事していた者に係る旧児童福祉法第二十七条の四の規定によるその事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第三十二条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置（旧児童福祉法第三十一条第四項、第六十三條の二第三項又は第六十三條の三第二項の規定により旧児童福祉法第二十七條第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）を受けて旧児童福祉法第七條第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の六、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八條第一項若しくは第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五條の四若しくは第十六條第一項の規定による市町村の措置を受けて、又は新児童福祉法第二十七條第

一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置（新児童福祉法第三十一条第四項の規定により新児童福祉法第二十七條第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。次項において同じ。）を受けて、新児童福祉法第六條の二第一項に規定する障害児通所支援、新児童福祉法第七條第二項に規定する障害児入所支援又は新自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを受けているものとみなす。

2 新児童福祉法第五十三條及び第五十五條の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は新児童福祉法第二十七條第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は旧児童福祉法第二十七條第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十七條第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用についての都道府県の支弁及び本人又は扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第三十三條 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十九條第二項の届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第三十四條の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六條の二第一項に規定する障害児通所支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、当該障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る旧児童福祉法第三十五條第三項の届出をしているものは、同条第四項の認可を得

ているものは、施行日に、新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三十四条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く）、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く）又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に、それぞれ新児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設を設置しているものとみなす。

2 旧児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て旧児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）又は旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）を設置している者は、施行日に、それぞれ新児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなす。

第三十五条 市町村は、施行日の前日において現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項（旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する施設給付決定（通所のみによる利用に係るものを除く。）を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院をしている者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、新自立支援法第十九条から第二十二条までに規定する手続を省略し、当該各号に

定める日の前日に現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービスに係る新自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を行うものとする。

一 施行日に満十八歳以上である者が、施行日において旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を受けられなくなることに伴い、継続して、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要がある場合であつて、施行日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき 施行日

二 施行日に満十八歳未満である者が、施行日以後において、満十八歳となることに伴い新児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けられなくなることに伴い、継続して、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要がある場合であつて、満十八歳となる日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき その者が満十八歳となる日（精神保健福祉法の一部改正に伴う経過措置）第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の規定による改正後の精神保健福祉法の規定にかかわらず、精神保健福祉士試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の精神保健福祉士法（以下この条において「旧精神保健福祉士法」という。）第七條第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号のいずれかの要件に該当する者

二 施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。）に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七條第一号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同

号に規定する指定科目（以下この条において「旧指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

三 施行日前に学校教育法に基づく大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七條第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目（以下この条において「旧基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

四 施行日前に学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七條第四号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

五 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七條第五号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

六 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育

育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

七 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七條第八号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

第三十七条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他経過措置の政令への委任）

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第四十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条の八第四項第一号

二 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十四条の二第二項第二号

三 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第三十号)第三十条の二第二項第二号

第四十一条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

一 労働者災害補償保険法第十二条の八第四項第一号

二 国家公務員災害補償法第十四条の二第二項第二号

三 地方公務員災害補償法第三十条の二第二項第二号

(地方自治法の一部改正)

第四十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の項第一号中「含む。」の下に、「第十九条の十一」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第四十三条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第五項」を「第六項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第五項中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

第十条第一項第二号中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に改める。

第十八条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第四十四条 身体障害者福祉法の一部を次のよう

に改正する。

第九条第二項中「介護給付費等」の下に「次項及び」を加え、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第五条第十八項」を「第五条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置(同法第三十一条第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。)が採られて障害者自立支援法第五

条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している身体障害者又は身体に障害のある児童福祉法第四十四条第一項に規定する児童(以下この項において「身体障害者等」という。)が、

継続して、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて、障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に当該身体障害者等の保護者であつた者(以下この項において「保護者であつた者」という。)が有した居住地の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、当該身体障害者等が満

十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない身体障害者等については、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める援護を行うものとする。

第九条の二第一項中「前条第四項各号」を「前条第五項各号」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に改める。

第十条第一項第二号中「第五条第二十項」を「第五条第二十四項」に改める。

第十一条第二項中「第二十六条第一項」の下に、「第五十一条の七第二項及び第三項、第五十一条の十一」を加える。

第十一条の二第四項第二号中「第九条第四項第三号」を「第九条第五項第三号」に改める。

第十五条第一項中(昭和二十二年法律第六十四号)を削る。

第十八条第一項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

第五十条中「第六十三条の四」を「第六十三条の二」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 新自立支援法附則第三十九条第一項の規定により読み替えられた前条の規定による改正後の身体障害者福祉法第九条第三項の規定は、施行日以後に継続して同条第二項に規定する特定施設に入所又は入居をすることにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第三項に規定する身体障害者等について適用する。

(生活保護法等の一部改正)

第四十六条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第八十四条の三

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第一百六条の二第二項第三号

三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十五条第二項第二号

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第三号

第四十七条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

一 生活保護法第八十四条の三

二 国民健康保険法第十六条の二第二項第三号

三 高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第二項第二号

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第三号

(国有財産特別措置法の一部改正)

第四十八条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同号ハ中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第四十九条 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「障害児施設給付費」を「障害児通所給付費の支給に係る者に対する障害児通所支援の用又は障害児入所給付費」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同項第三号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同号ハ中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第五十条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第七部 厚生労働委員会会議録第四号 平成二十二年十二月三日【参議院】

四三

第九条第二項中「第五項」を「第六項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。
第十一条第二項中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

第十五条の四中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第十六条第一項第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第五十一条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「介護給付費等」の下に「次項」を加え、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第三十一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者自立支援法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた知的障害者が、継続して、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律

に定める更生援護を行うものとする。ただし、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない知的障害者については、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める更生援護を行うものとする。

第十条第一項中「前条第四項各号」を「前条第五項各号」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第十一条第二項中「第五条第十八項」を「第五条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。

第十二条第二項中「並びに第二十六条第一項」を「第二十六条第一項、第五十一条の七第二項及び第三項並びに第五十一条の十一」に改める。

第十三条第四項第二号中「第九条第四項第三号」を「第九条第五項第三号」に改める。

第十五条の四中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

附則第三項中「第六十三條の五」を「第六十三條の三」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 新自立支援法附則第五十六条第一項の規定により読み替えられた前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九条第三項の規定は、施行日以後に継続して同条第二項に規定する特定施設に入所又は入居することにより、当該特定施設の所在する場所若しくは居住地を変更したと認められる同条第三項の知的障害者について適用する。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第五十三条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第五十四条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第二項第一号中「第三十四條の三第一項」を「第三十四條の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法第三十四條の四第一項」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条 この法律の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條第一項の規定により成立している退職手当共済契約（旧児童福祉法第三十五條第四項の認可を得た旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設に係るものに限る。）は、新児童福祉法第三十五條第四項の認可を得た新児童福祉法第三十四條の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法の相当の規定によつてしたものとなす。

（児童扶養手当法及び所得税法の一部改正）

第五十六条 次に掲げる法律の規定中「第六條の三第一項」を「第六條の四第一項」に改める。

一 児童扶養手当法（昭和四十六年法律第二百三十八号）第四條第二項第四号

二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二條第一項第三十四号

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等

に関する法律の一部改正）

第五十七条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第五十八条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第五十九条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第六十条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「及び介護保険法第七十六條第一項第一号（連合会の業務）」に掲げる業務を、「介護保険法第七十六條第一項第一号（連合会の業務）」に掲げる業務及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十六條の二（連合会の業務）の規定による業務」に改める。

第六十一条 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五條第一項第一号」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六條の五の二（連合会の業務）」の規定に

よる業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項第一号」に改める。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正)

第六十二条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百一十一号)別表第一及び別表第二

第六十三条 次に掲げる法律の規定中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法別表第一及び別表第二

(消費税法の一部改正)

第六十四条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第五条第六項、第十四項又は第十五項」を「第五条第七項、第十五項又は第十六項」に改める。

第六十五条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第十五項又は第十六項」を「第十四項又は第十五項」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第六十七条 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第六十九条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第七十条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七十二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十

八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項の表第五十一条第四号の項中「第五十一条第四号」を「第五十一条第五号」に改める。

(地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第七十三条 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条のうち児童福祉法第二十四条の九第二項第二号及び第三号の改正規定中「第二十四条の九第二項第二号」を「第二十四条の九第二項第三号」に、「第二十四条の九第二項第三号」を「第二十四条の九第二項第四号」に改め、同項第二号に改める。

第十三条のうち児童福祉法第二十四条の九第二項第二号及び第三号の改正規定中「第二十四条の九第二項第二号」を「第二十四条の九第二項第三号」に、「第二十四条の九第二項第三号」を「第二十四条の九第二項第四号」に改め、同項第二号に改める。

第二十九条第六項」に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第三十一条第二号の改正規定中「第三十一条第二号」を「第三十一条第二項」に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十三条の改正規定中「第四十三条」を「第四十三条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第二十九条第六項」に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第三十一条第二号の改正規定中「第三十一条第二号」を「第三十一条第二項」に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十三条の改正規定中「第四十三条」を「第四十三条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に改める。

次のように改正する。

第三条のうち障害者自立支援法第四十七条の二の改正規定中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に四款を加える改正規定のうち第二十一条の五の四第一項第二号並びに第二十一条の五の十五第二項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に四款を加える改正規定のうち第二十一条の五の十八第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項の次に次の一項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員
第五条のうち児童福祉法第二章第二節第一

款を同節第五款とし、同節中同款の前に四款を加える改正規定のうち第二十一条の五の二十中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に四款を加える改正規定のうち第二十一条の五の二十二第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に四款を加える改正規定のうち第二十一条の五の二十三第一項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二十四条の十二の改正規定中「及び第二項」を「から第三項までの規定」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「前二項の厚生労働省令」を「第一項及び第二項の都道府県の条例」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二十四条の十四の改正規定中「第二十四条の十二」第四項」を「第二十四条の十二第五項」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二十四条の十六第一項第三号の改正規定中「第二十四条の十二第三項」を「第二十四条の十二第四項」に、「第二十四条の十二第四項」を「第二十四条の十二第五項」に改める。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。
第二十三条の二 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新児童福祉法第二十一条の五の十八第一項又は第二項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条第一項又は第二項の都道府県の条例で定める基準とみなす。

十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は同日）

一、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（衆）

十一月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、介護サービスの質の向上を図るための東京における介護報酬の地域係数の是正に関する請願（第二六五号）

一、労働者派遣法の速やかな廃止に関する請願（第二六七号）

一、現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願（第二六八号）（第二七〇号）

一、地域建設業の発展のために、公契約法の制定を求めることに関する請願（第二七一号）

一、後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願（第二七八号）

一、患者負担大幅軽減、後期高齢者医療制度の廃止に関する請願（第二七九号）

一、抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児死亡について被害救済制度の創設を求めることに関する請願（第二八〇号）

一、労働者派遣法の早期抜本改正に関する請願（第二八一号）

一、国の財源で高過ぎる国民健康保険料（税）を引き下げることにに関する請願（第二八二号）

一、現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願（第二八三号）

八八号）

第二六五号 平成二十二年十一月八日受理
介護サービスの質の向上を図るための東京における介護報酬の地域係数の是正に関する請願

請願者 埼玉県狭山市人間川一、四一四ノ三九 東俊郎 外七千名

紹介議員 藤井 基之君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二六七号 平成二十二年十一月九日受理
労働者派遣法の速やかな廃止に関する請願

請願者 大阪府枚方市津田北町二ノ三〇ノ一〇 高口花子 外五百四名

紹介議員 大門実紀史君
二〇〇九年二月最高裁はパナソニック偽装請負事件について、派遣先の雇用責任を免罪する判決を出した。違法性があつたにもかかわらず、労働者派遣法によって解釈されたため、労働者は救済されないこととなった。企業が法を犯しても派遣法の枠内で解釈される限り、派遣先の雇用責任は不問にされる。派遣法を撤廃することが、企業の違法派遣等に苦しみ労働者を救済する手立てである。現在、労働者の三人に一人、一、七〇万人が、派遣・契約・パートやアルバイトなどの非正規雇用で働き、年収二〇〇万円以下のワーキングプアが一、〇〇〇万人となっている。労働者の不安定化、貧困化の根本原因であり、労働者を物扱いするのが、労働者派遣法である。二〇〇八年一〇月から今年三月までに職を失った非正規雇用労働者が二五万人に上り、六割が派遣労働者であり、低賃金・無権利で、日雇派遣や偽装請負、業務偽装など、違法・脱法に働かされた挙げ句、簡単に解雇されてきた。二〇〇九年一月、労働政策審議会が答申した派遣法改正案は、登録型派遣の原則禁止、製造業務派遣の原則禁止、日雇派遣の原則禁止、みなし雇用制度など、大幅な例外を認めて実効性がなく、派遣先企業の責任を一切問わず、事前面接を拡大する等、一層の規制緩和が

ねらわれている。派遣法そのものを廃止し、直接雇用原則を再度確立することが問われている。労働者が将来に希望を持って、人間らしく生き働くことができる社会にするため、速やかに労働者派遣法を廃止し、安定して働き続けられるルールを確立することを求める。

ついで、次の事項について実現を図りたい。一、労働者派遣法を速やかに廃止すること。

第二六八号 平成二十二年十一月九日受理
現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 宮崎県都市安久町六、九四一ノ二 丸野真美 外千六十八名

紹介議員 糸数 慶子君

労働力調査（総務省）によると、七月の完全失業率は五・二％、完全失業者数は三三・一万人で、二〇〇八年秋から急速に悪化した雇用失業情勢は深刻な状況が続いている。全国の公共職業安定所には、多くの求職者・労働者・事業主が訪れ、労働基準監督署、雇用均等室でも解雇や賃金不払、職場での男女差別解消を求める申告者・相談者が急増している。労働者・国民の雇用不安の解消や、労働条件をめぐる諸問題の解決は喫緊の課題となっており、四月には労働行政の職員が二二六名削減され、増加した来所者・相談者への対応や、累次の緊急雇用対策を執行するに合わせた人員が十分に確保されたとはいえない。職員は労働者・国民の要望にこたえようと努力しているが、限界を超えつつある。現状の職場体制が放置されるならば、雇用の安定や労働条件の確保等に関する行政機能が十分に機能せず、労働者・国民の生活の安定や、公正・公平な行政の実現が阻害される事態にもつながりかねない。今必要なことは、労働者・国民、事業主の要望に迅速かつ適切に対応するために、ILO第八号条約・第八号条約や憲法第二十七条・第二二条を遵守し、ナショナルミニマムを十分に保障する立場に立ち、国の責任で労働行政を行うべきことを明確にし、職員の増員

等による労働行政体制の整備・強化を図ることである。

ついで、次の措置を採りたい。

一、深刻化する雇用失業情勢の下で、急増する労働行政に対する需要に適切に対応し、労働者・国民の雇用の確保・安定及び労働条件の適正な確保・向上を図るため、ILO条約や日本国憲法の趣旨にのっとり、労働者・国民のナショナルミニマムを十分に保障する労働行政に関する国の責任を明確にするとともに、以下の事項を中心に、職員の増員等によって労働行政体制を整備・強化すること。

1 急速に悪化する雇用・失業情勢の中にあっても、すべての勤労国民が安心して働き、生活することができるよう、雇用保障の確立と職業能力開発の効果的な推進など、行き届いた行政サービス確保のため、公共職業安定所（ハローワーク）を中心として、必要な職業安定行政の体制整備を行うこと。

2 過重労働対策等の労働時間管理の適正化、解雇・賃金未払事業への迅速な対応、最低賃金の履行確保を行う監督行政、高止まりする重大災害等の労働災害防止、石綿障害や過労死などに代表される職業性疾病への的確な対策を行う安全衛生行政、労働災害に被災した労働者等の早期救済を図る労災補償行政等から成る労働基準行政の体制整備を行うこと。

3 雇用・就業における男女平等の実現、政府が重点施策と位置付けるワーク・ライフ・バランス対策、両立支援対策、少子化対策、短時間労働者の雇用及び労働条件の確保など、必要な施策の効果的な実施のため、雇用均等行政の体制整備を行うこと。

4 これらの業務を、労働行政の各分野が連携して効率的・効果的に行うための指導・監督業務を担うとともに、労働保険の適用・徴収業務、労働者派遣事業等に関する労働力需給調整事業関係業務、個別労働紛争解決制度の運用等に関する第一線業務を担う都道府県労働局の体制・機能を拡充し、労働行政利用者の利便性向上を図ること。あわせて、厚生労働省内部部局の体制を拡充・強化すること。

第二七〇号 平成二十二年十一月九日受理
現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 富山県小矢部市道林寺一七〇 藤田美華子 外七百二十名

紹介議員 森田 高君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二七一号 平成二十二年十一月九日受理
地域建設業の発展のために、公契約法の制定を求めることに関する請願

請願者 埼玉県朝霞市泉水三ノ六ノ四五 春日幸 外千七百十三名

紹介議員 大門史紀君

公共投資・民間建設投資の減少、設計労務単価一三年連続マイナスなど、建設労働者を取り巻く情勢は極めて厳しく、国土交通省は、二〇一〇年度政府建設投資は前年度比一八・六％減の一三兆七、六〇〇億円との見通しを発表した。各種インフラ整備は立ち後れ、劣化や腐食による通行規制の橋梁が放置され、危険なダムや滑走路、港湾、耐震性に欠ける下水道が多数存在している。耐震化率も、住宅・建築物は七九％（二二年版防災白書、水道二八％（二〇年厚労省調査）、下水道施設二五％（二〇年関東地方整備局調査、病院五六％（厚労省）、公立小中学校六七％（二二年文科省調査）、防災拠点となる公共施設六六％（二〇年総務省調査）と耐震化は不十分である。社会資本施設の更新・維持・管理は待ったなしの課題であり、大型公共事業から防災・生活関連・維持補修型公共工事中心の建設政策への転換を求める。総務省が六月に発表した「労働力調査（速報）」によれば、五月の建設業の就業者数は四九二万人で、昨年同月比で一六万人減少しており、建設現場では賃金・単価の切下げが常態化し、暮らしが

維持できない。地域建設業は、まちをつくり、守るために大きな役割を果たしており、「命を守る公共事業」「命を守る建設産業」であり、基幹産業の一つである。しかし、倒産・廃業が続く、新規就業者も減り、建設産業そのものの存在が危ぶまれ、このままでは、安心・安全なまちづくり、社会資本にとつての担い手がいなくなりがちで、公共工事設計労務単価の引下げという悪循環を生んでおり、これ以上の低賃金・低単価をなくすためには、公契約法の制定が必要である。

ついで、地域建設業を健全に発展させ、建設技能労働者の生活を守り、工事における安全や品質の確保と、住民要求に沿った安心・安全なまちづくりのため、次の事項について実現を図りたい。

一、公契約法を制定し、公共工事における賃金・適正単価が確保できる仕組みをつくること。

第二七八号 平成二十二年十一月十日受理
後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願

請願者 神奈川県小田原市蓮正寺二八ノ一ノBノ一〇一 浅野守 外千五百十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二七九号 平成二十二年十一月十日受理
患者負担大幅軽減、後期高齢者医療制度の廃止に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄八五五ノ六九 前田章 外九百十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二八〇号 平成二十二年十一月十日受理
抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児死亡について被害救済制度の創設を求めることに関する請願

請願者 大阪府和泉市上町五八〇ノ一ノ三

ノ一〇二 野口由佳 外二百六十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二八一号 平成二十二年十一月十日受理

労働者派遣法の早期抜本改正に関する請願

請願者 千葉県山武郡大網白里町北今泉

二、九二四ノ三 加藤いづみ 外百七十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第二八二号 平成二十二年十一月十日受理

国の財源で高過ぎる国民健康保険料(税)を引き下げることに係る請願

請願者 東京都中野区江原町二ノ二七ノ一

森下慶子 外二百六十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第二八三号 平成二十二年十一月十日受理

現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 島根県松江市国屋町一ノ一六〇

橋口友和 外七百十四名

紹介議員 石橋 通宏君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第二八四号 平成二十二年十一月十日受理

後期高齢者医療制度を廃止し、七十五歳以上の医療費無料化に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市北原一ノ一ノ二〇

清水信宜 外二百八十四名

紹介議員 田村 智子君

二〇〇八年四月に実施された後期高齢者医療制度は、医療費抑制を目的にした高齢者への差別制度であり、年金天引きと二年ごとの値上げ、保険

料未納の人の保険証の取上げもされている。長年社会に貢献してきた高齢者の医療や介護の負担が重過ぎて暮らしの我慢を求める政治は間違っている。

ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、後期高齢者医療制度を廃止し、せめて七五歳以上の医療費を無料にすること。

二、七〇歳〜七四歳の窓口負担を一割に据え置くこと。

第二八八号 平成二十二年十一月十一日受理

現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡八頭町桜ヶ丘一、三

五五ノ二二 山崎義光 外七百六十六名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求め

ることに係る請願(第二九八号)

一、後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療

に関する請願(第二九九号)

一、介護サービスの質の向上を図るための東京

における介護報酬の地域係数の是正に関する

請願(第三〇〇号)

一、国の財源で高過ぎる国民健康保険料(税)を

引き下げることに係る請願(第三〇一号)

一、社会保障としての国保制度の確立に関する

請願(第三〇二号)

一、現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願(第三〇三号)

一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高

齢者・国民が望む医療制度を目指すことに係る請願(第三一五号)(第三一六号)(第三一

七号)(第三一八号)(第三一九号)(第三二〇号)

一、社会保障拡充を求めることに係る請願(第三二二号)

一、抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児死亡について被害救済制度の創設を求めることに係る請願(第三二三号)

一、後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願(第三三三号)

一、高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願(第三三四号)

一、社会保障としての国保制度の確立に関する請願(第三三五号)

一、現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願(第三三六号)

一、国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに係る請願(第三三八号)(第三三九号)(第三四〇号)(第三四一号)(第三四二号)(第三四三号)(第三四四号)(第三四五号)

一、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに係る請願(第三四六号)

一、国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに係る請願(第三四七号)

一、肝硬変・肝がん患者等の療養支援などに関する請願(第三四八号)

一、国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに係る請願(第三四九号)

一、国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに係る請願(第三五〇号)

一、患者負担大幅軽減、後期高齢者医療制度の廃止に関する請願(第三五三三号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第三五四号)

第二九八号 平成二十二年十一月十二日受理

後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めることに係る請願

請願者 神奈川県厚木市下川入四三五ノ一

四 永山正裕 外三十三名

紹介議員 田村 智子君

後期高齢者医療制度は、七五歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み(一)これまで負担のなかった扶養家族を含め一人一人から保険料を取り立てる(二)受けられる医療を制限し差別する診療報酬を設ける(三)保険料は年金から天引きし、二年ごとに引き上げる(四)保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなど、高齢者の医療を差別する制度であり、廃止するしかない。新政権は、「新しい制度に移行する」として廃止を先送りしているが、明確な公約違反である。一日も早く廃止し老人保健制度に戻すとともに、保険料などの負担増にならないよう国保への財政措置を採るべきである。凍結してきた七〇〜七四歳の窓口負担の二割への引上げも、このままでは二〇一一年四月から実施されるが、撤廃するよう求める。病気になるがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要がある。

ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止すること。

二、七〇〜七四歳の窓口負担二割への引上げは撤廃すること。

第二九九号 平成二十二年十一月十二日受理

後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願

請願者 東京都羽村市羽中三ノ一九ノ一二

中野禮次郎 外千八百八十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三〇〇号 平成二十二年十一月十二日受理

介護サービスの質の向上を図るための東京における介護報酬の地域係数の是正に関する請願

請願者 東京都青梅市河辺町一ノ八六ノ一

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇一号 平成二十二年十一月十二日受理

国の財源で高過ぎる国民健康保険料(税)を引き下げることに係る請願

請願者 千葉県山武郡大網白里町みやこ野

二ノ一九ノ六 古川マサエ 外五十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第三〇二号 平成二十二年十一月十二日受理

社会保障としての国保制度の確立に関する請願

請願者 東京都渋谷区初台一ノ二九ノ四

五〇一 福井典子 外四百十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三〇三号 平成二十二年十一月十二日受理

現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 高知県安芸市伊尾木三、七一九ノ一八

都田雄二 外五百七十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第三一五号 平成二十二年十一月十五日受理

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに係る請願

請願者 静岡市葵区伊呂波町一ノ一一ノ三

伊藤由美子 外三千七百二十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第三一六号 平成二十二年十一月十五日受理

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに係る請願

請願者 秋田県湯上市昭和久保字北野出

戸道脇三三ノ一 菅原優子 外三千七百二十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第三一七号 平成二十二年十一月十五日受理

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに係る請願

請願者 栃木市大宮町二、〇二九ノ二二

熊倉和枝 外三千七百二十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第三一八号 平成二十二年十一月十五日受理

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに係る請願

請願者 千葉県四街道市大日一八〇ノ二三

奥田和江 外三千七百三十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第三一九号 平成二十二年十一月十五日受理

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに係る請願

請願者 仙台市太白区西中田一ノ一五ノ二

五 今野憲治 外三千七百二十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第三二〇号 平成二十二年十一月十五日受理

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに係る請願

請願者 大阪府高槻市牧田町六ノ二四ノ四

〇五 藤田義勝 外三千七百二十

九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第三二一号 平成二十二年十一月十五日受理

社会保障拡充を求めることに係る請願

請願者 東京都江東区北砂四ノ三ノ一ノ五

〇二 長瀬宏 外六千五百九十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第三二二号 平成二十二年十一月十五日受理

抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児死亡について被害救済制度の創設を求めることに係る請願

請願者 埼玉県三郷市番匠免一ノ一三ノ六

六ノ二〇四 塚本敦 外五千四百八十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三二三号 平成二十二年十一月十五日受理

後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願

請願者 さいたま市見沼区堀崎町七〇七ノ九

九 原富悟 外四千六百六十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三二四号 平成二十二年十一月十五日受理

高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願

請願者 東京都江東区北砂三ノ五ノ四一ノ七

七〇六 伊藤正勝 外四千六百六十七名

紹介議員 田村 智子君

介護保険の創設以来、「保険あつて介護なし」といった状態が続いており、国民に対する安全安心

の介護保障制度に向けた抜本的な改善が必要である。全国約四十二万人の施設入所の待機者が存在するなど、高齢者の貧困、福祉の問題も深刻である。高齢者が安心して暮らせる介護、社会保障制度の確立も求められている。利用者の負担軽減や利用しやすい介護保険制度への切替え、全国の待機者の解消を目指した介護施設の早急な整備・普及、介護を担う人材の確保を図ることなどが、緊急の課題である。国費の投入や、利用したくてもできない介護保険制度の問題を国の責任で解決することを求める。

ついては、次の措置を採らねばならない。

一、国庫負担を大幅に増やし、利用者の負担を軽減すること。

二、サービスの制限をすることなく、必要な介護が受けられる介護制度にすること。

三、特別養護老人ホームやグループホーム等の介護施設を増やし、早急に入所待機者を解消すること。介護療養病床の廃止計画は中止すること。

四、介護職場労働者の賃金・労働条件を改善し人材確保を図ること。

第三二五号 平成二十二年十一月十五日受理

社会保障としての国保制度の確立に関する請願

請願者 東京都足立区西保木間四ノ五ノ一

六ノ五〇五 飯田聡 外四千三百六十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三二六号 平成二十二年十一月十五日受理

現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 新潟市中央区出来島二ノ五ノ一八

中山光一 外二千七百七十六名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第三二八号 平成二十二年十一月十五日受理

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 沖繩県うるま市みどり町三ノ一九

ノ九 大城文子 外二百九十九名

紹介議員 山内 徳信君

子供たちは、どんな地域、どんな家庭に生まれても、健やかに育つ権利が等しく保障されなければならぬ。現行保育制度は憲法第二十五条（健康で文化的な最低限度の生活保障）、児童福祉法第二条（国と自治体の児童育成の責任）、児童福祉法第二十四条（市町村の保育実施責任）に基づいて、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしている。これは子供にかかわるすべての制度の基本であり、子供の権利保障、発達保障のためには、これらの堅持・拡充が不可欠であるが、現在、政府において検討されている「子ども・子育て新システム」は、すべての子供に切れ目のないサービス保障をするとしながら、保育の産業化を志向し、公的責任の縮小、最低基準の廃止・地方条例化、応益原則の導入による保護者負担増など、国民の願いと逆行する方向を打ち出している。今、世界では子供の権利保障や保育の無償化が進められており、日本の現状に対して保育所・幼稚園・子育て支援予算の大幅増額などの改善課題も示されている。子供の貧困、子育て困難が広がっているときだからこそ、国や自治体の責任で保育・子育て支援を拡充し、十分な財源を確保することが必要になっている。すべての子供に質の高い保育を受ける権利を保障する保育制度、子育て支援施策の実現を求める。

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町阿神薄五、

八八五 坂本千夏 外九百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十六日受理

図ること。

三、保育における国と自治体の公的責任、最低基準、財源保障は、すべての子供の成長・発達を保障する制度の基本である。これらの堅持・拡充を図ること。

一 国の責任で待機児童解消のための保育所整備計画を立て、必要な予算措置をすること。

二 児童福祉施設最低基準を引き上げ、保育条件を改善すること。

三 保育所、幼稚園、学童保育などの職員の処遇を、専門職にあわせて改善すること。

四、自ら声を上げられない幼い子供にかかわる制度について、拙速に結論を出すのはやめること。

一 国と自治体の責任を縮小・後退させる保育所への直接契約・直接補助方式の導入はやめること。

二 応益負担の導入はやめること。

三 成り立ちや機能、子供の年齢構成など多くが異なる幼稚園・保育所の一体化の検討は慎重に行うこと。

第三三三三号 平成二十二年十一月十六日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 熊本市水源二ノ二二ノ三 松岡謙

一 外四百九十九名

紹介議員 松村 祥史君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十六日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町阿神薄五、

八八五 坂本千夏 外九百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十六日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町阿神薄五、

八八五 坂本千夏 外九百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十六日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町阿神薄五、

八八五 坂本千夏 外九百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 和歌山県橋本市隅田町中島六一

山口吾子 外三百九十九名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十六日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 東京都調布市菊野台三ノ二八ノ三

〇 鈴木良登 外千二百四十一名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十六日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 兵庫県尼崎市食満二ノ二一ノ一〇

八谷やすえ 外九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十七日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 和歌山県田辺市末広町一ノ二 田

中淳司 外五百七十一名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十七日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 栃木県足利市山下町一、二六六ノ

五 大和田静江 外九百九十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十八日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 福岡県大牟田市平原町二三三 岩

崎親吾 外九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十八日受理

肝硬変・肝がん患者等の療養支援などに関する請願

請願者 東京都日野市上田三三七ノ四 赤

塚堯 外千九百九十九名

紹介議員 川田 龍平君

肝炎対策基本法が施行され、総合的な肝炎対策が推進されることになった。B型、C型ウイルス性肝炎患者・感染者は三五〇万人以上と推定されているが、実態は把握されていない。国は肝炎ウイルス検診に取り組んでいるが、その受診率は一〇％程度と低く検診者の拡大が急務である。肝炎患者に気付かない感染者が治療に取り組めない実態も明らかになっている。肝硬変、肝がんは進行した患者は、療養費に苦しみ、また生活の基盤を失うなど、心身の苦痛のみならず、経済的にも多くの困難に直面し、その救済は深刻で急を要しており、毎日一二〇人以上が肝硬変・肝がんを命を失っている。ウイルス性肝炎の感染原因と被害蔓延の責任が国にある以上、その命を救うために一刻の遅滞もなく、国が患者・感染者の救済を実現すべきである。

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 福岡県大牟田市平原町二三三 岩

崎親吾 外九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十八日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 福岡県大牟田市平原町二三三 岩

崎親吾 外九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三三三号 平成二十二年十一月十八日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 福岡県大牟田市平原町二三三 岩

崎親吾 外九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三四五号 平成二十二年十一月十八日受理
国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 東京都世田谷区粕谷二ノ五ノ二三
ノ一〇五 山田真紀 外千二百九十九名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三五三三号 平成二十二年十一月十八日受理
患者負担大幅軽減、後期高齢者医療制度の廃止に関する請願

請願者 愛知県江南市北野町天神三ノ一
浅野安郎 外八百五十七名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三五四号 平成二十二年十一月十八日受理
患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願

請願者 愛知県豊田市花園町新田六ノ九
寺田勝美 外二千一名

紹介議員 井上 哲士君
働く人の三分の一が非正規雇用という状況の下で、

医療・歯科医療機関の四割で経済的理由による受診中断・中止が起きている。先進国では医療の窓口負担は無料が当たり前であり、日本も無料を目指して、窓口負担の引下げをすべきである。

高額な国民健康保険料(税)が払えないために、無保険状態に追い込まれる事例が増加している。後期高齢者医療制度では、八月末に厚生労働省が見直し案を発表したものの、年齢で区切る仕組みや高齢者の保険料が際限なく上がるなど、今の制度を引き継ぐものとなっている。介護保険については、介護保険給付の削減や保険料・利用料の引上げなどが検討されている。だれもが安心して受けられる医療・介護保険制度にするために、国の財

政構造を抜本的に見直して、社会保障費の拡大をするべきである。

一、患者の医療費窓口負担を大幅に軽減すること。

二、高齢者を差別する後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、高齢者が安心して医療が受けられる制度にすること。

三、高過ぎる国保保険料(税)を引き下げることを。国保や後期高齢者医療制度の保険料を払えない人から、保険証を取り上げないこと。

四、家事援助や軽度要介護者の給付削減や利用料の引上げをやめ、必要な介護サービスを安心して受けられる介護保険制度にすること。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民本位の社会保障制度の維持と充実に関する請願(第三五九号)

一、細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種の早期実現に関する請願(第三九二一号)(第三九二二号)(第三九三三三三)(第三九四四四四)(第三九五五五五)(第三九六六六六)

一、子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成に関する請願(第三九七七号)(第三九八八八八)(第三九九九九九)(第四〇〇〇〇)(第四〇〇一一一)(第四〇二二二)

一、後期高齢者医療制度の即時廃止、介護保険制度など社会保障の改善・拡充に関する請願(第四〇三三三)(第四〇四四四)(第四〇五五五)(第四〇六六六)(第四〇七七七)(第四〇八八八)

一、ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費の助成に関する請願(第四〇九九九)(第四一〇〇〇)(第四一〇一一一)(第四一二二二)(第四一三三三)(第四一四四四)

一、福祉充実のための人材確保対策に関する請願(第四一五五五)(第四一六六六)(第四一七七七)(第四一八八八)(第四一九九九)(第四二〇〇〇)

一、国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充実等に関する請願(第四四二二二)(第四四三三三)(第四四四四四)(第四四五五五)(第四四六六六)(第四四七七七)

一、最低保障年金制度の実現と生活費に見合う年金引上げに関する請願(第四五五五五)

一、保育・教育費の無償化、子育てにかかわる費用の大幅な軽減に関する請願(第四五五五五)(第四五六六六)(第四五七七七)(第四五八八八)(第四五九九九)(第四六〇〇〇)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第四六二二二)

一、抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児死亡について被害救済制度の創設を求めることに関する請願(第四六八八八)

一、じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願(第四六九九九)

一、国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願(第四七〇〇〇)

一、ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費の助成に関する請願(第四七二二二)

一、社会保障としての国保制度の確立に関する請願(第四七四四四)

一、後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願(第四七五五五)

一、高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願(第四七六六六)

第三五九号 平成二十二年十一月十九日受理
国民本位の社会保障制度の維持と充実に関する請願
請願者 茨城県久慈郡大子町頃藤四、一三三
四 平根栄一 外一万三千六百四十四名
紹介議員 藤田 幸久君
我が国は世界に類を見ない少子・高齢社会、人口減少社会が急速に進行しており、国家財政の逼迫の中で社会保障費は膨らむばかりである。そのような情勢の中、社会保障制度への対応は市場経済原理に基づいた政策が推進され、国民に対して自己責任と費用負担の強化が求められてきたにもかかわらず、崩壊の危機に瀕している。国民生活の安心・安全をどのようにして守っていくのか、社会保障制度の充実が求められている。政府は、国民生活重視、国民の立場に立つて政策を実施するとしている。(一)年金制度問題では、税の軽減を図りながら年金受給者の生活の安定を図る。(二)医療保険問題では、後期高齢者医療制度を廃止する。さらに、医療の地域間格差の是正や医療供給体制を再建し国民皆保険制度を守る。(三)介護問題では、介護施設等の充実を図るとともに介護労働者の待遇改善を行う。社会保障制度の維持と充実をどのように図っていくのか、当面する課題解決に向けた政策の実現とともに、公助と共助を基本にした国民の安定した生活保障という基本理念に基づいた中長期的な社会保障制度のビジョンを明らかにするよう求める。

一、国民生活におけるセイフティネットとしての社会保障制度の確立を図ること。

二、安心・安定した老後の生活を保障するための給付水準の確保を図ること。

1 年金 安心・安定した生活を保障するための妥当な年金額の策定をすること。

2 医療 後期高齢者医療制度の廃止・地域間格差の解消(医師・病院の偏在解消)をすること。

3 介護 介護認定の見直し・介護報酬引上げをすること。

三、国民負担の軽減と給付と負担の世代間格差の緩和を図ること。
四、年金支給開始年齢の繰上げに対応した労働環境の整備をすること。
1 定年制の延長をすること。

2 再雇用制度の充実を図ること。

第三九一号 平成二十二年十一月二十二日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の
早期実現に関する請願

請願者 石川県河北郡内灘町鶴ヶ丘五ノ一
ノ三三六ノ一九ノ一六 内村えち
子 外六百九十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三九二号 平成二十二年十一月二十二日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の
早期実現に関する請願

請願者 千葉県市川市相之川二ノ一二ノ一
三 高木成樹 外六百九十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三九三号 平成二十二年十一月二十二日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の
早期実現に関する請願

請願者 岡山市南区浦安本町五四ノ五 久
野百合子 外六百九十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三九四号 平成二十二年十一月二十二日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の
早期実現に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台一ノ二六ノ
七ノ一〇二 成澤恵子 外六百九
十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三九五号 平成二十二年十一月二十二日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の
早期実現に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台二ノ二六ノ
一一ノ一〇二 友田さゆり 外六
百九十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三九六号 平成二十二年十一月二十二日受理
細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の
早期実現に関する請願

請願者 岡山県倉敷市日吉町三三七ノ二三
ノ二 矢野恵美子 外七百一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三九七号 平成二十二年十一月二十二日受理
子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成に関する
請願

請願者 岡山市東区西大寺松崎二六〇ノ四
一 三村敏美 外七百六十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三九八号 平成二十二年十一月二十二日受理
子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成に関する
請願

請願者 岡山市東区瀬戸町万富四三七ノ四
山近めぐみ 外七百六十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三九九号 平成二十二年十一月二十二日受理
子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成に関する
請願

請願者 岡山市北区下足守一二〇ノ二 杉
本あゆみ 外七百六十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第四〇〇号 平成二十二年十一月二十二日受理

子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成に関する
請願

請願者 千葉県船橋市飯山満町三ノ一、三
五ノ一八四 福原聖子 外七百六
十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第四〇一号 平成二十二年十一月二十二日受理
子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成に関する
請願

請願者 千葉県船橋市古作四ノ一六ノ五
小川いつ子 外七百六十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第四〇二号 平成二十二年十一月二十二日受理
子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成に関する
請願

請願者 岡山市北区下足守一五八ノ三 山
本祐子 外七百六十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第四〇三号 平成二十二年十一月二十二日受理
後期高齢者医療制度の即時廃止、介護保険制度な
ど社会保障の改善・拡充に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市梅が丘一ノ八ノ三
ノ三〇四 香川久子 外五千名

紹介議員 井上 哲士君

度重なる改悪で減る一方の年金、介護保険料や
住民税の負担増と年金からの天引き、給付やサ
ビスの後退など、高齢者の暮らしの不安は増す
ばかりである。取り分け、高齢女性の一人暮らしは、
半数が一五〇万円以下の収入で、厳しい生活を余
儀なくされており、経済的な理由で医療機関への
受診が遅れ、死亡に至ったケースも各地で生まれ
ている。多くの高齢者の願いであった後期高齢者
医療制度の廃止は先延ばしした。国民の命と健康

を守る医療や介護など社会保障の拡充は待ったな
しである。

ついでには、次の事項について実現を図りたい。
一、後期高齢者医療制度を直ちに廃止すること。
二、国庫負担を増やし、高過ぎる国庫負担率を引
き下げる。健康保険の窓口負担を三割から二
割にし、七五歳以上の医療費を無料にすること。
三、生活保護の老齢加算を元に戻すこと。
四、児童扶養手当削減計画を撤回すること。
五、介護保険制度への国庫負担を大幅に増やし利
用者の負担を軽減すること。必要な介護が受け
られるよう介護保険制度を抜本的に改善するこ
と。

六、障害者自立支援法を廃止し、当事者の意見を
反映した総合福祉法を早急に作ること。
七、消費税を財源としない最低保障年金制度を創
設すること。年金受給資格期間二五年を一〇年
に短縮すること。

第四〇四号 平成二十二年十一月二十二日受理
後期高齢者医療制度の即時廃止、介護保険制度な
ど社会保障の改善・拡充に関する請願

請願者 大阪府交野市私市一ノ三ノ九ノ
一〇一 水上隆邦 外五千名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第四〇五号 平成二十二年十一月二十二日受理
後期高齢者医療制度の即時廃止、介護保険制度な
ど社会保障の改善・拡充に関する請願

請願者 大阪府吹田市五月が丘南一八ノ二
二 岩崎順子 外五千名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第四〇六号 平成二十二年十一月二十二日受理
後期高齢者医療制度の即時廃止、介護保険制度な
ど社会保障の改善・拡充に関する請願

請願者 東京都江東区海辺二三ノ四 鈴木
八千代 外五千名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第四〇七号 平成二十二年十一月二十二日受理
後期高齢者医療制度の即時廃止、介護保険制度な
ど社会保障の改善・拡充に関する請願
請願者 山形市城西町五ノ二八ノ一 遠藤
和子 外五千名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第四〇八号 平成二十二年十一月二十二日受理
後期高齢者医療制度の即時廃止、介護保険制度な
ど社会保障の改善・拡充に関する請願
請願者 大阪府吹田市桃山台二ノ六ノBノ
二六ノ三〇五 河合佳世子 外五
千名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第四〇九号 平成二十二年十一月二十二日受理
ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費の助成
に関する請願
請願者 沖縄県那覇市首里大名町三ノ三五
ノ一五ノ五〇四 翁長朝律 外百
六十九名
紹介議員 井上 哲士君
ウィルソン病は、先天的な銅代謝機能不全によ
り銅が体内に過剰に蓄積され、肝臓や脳・腎臓・
目などに障害を与える病気である。症例として、
劇症肝炎、慢性肝炎、肝硬変などの肝障害、手足
の震えや緊張、言葉の不明瞭などの神経障害、精
神状態の不安定や無気力、うつ病などの精神障害
などがあり、発見の遅れにより死に至ることもあ
るが、先天性の遺伝性代謝疾患ということもあり、
病気そのものを治すことはできないが、銅の排泄
を手助けする薬を飲み続けることによって無症状

この維持若しくは病状の進行を止めることができ
る。このような患者に対して、東京都ではウィル
ソン病を難病として追加認定し医療費の助成を
行っており、鳥取県でも、特別医療費助成制度を
定めて薬代を全額補助し、負担軽減に努めている。
患者は、成人すると国の医療費助成の対象から外
れ、生活苦に直面する。
については、ウィルソン病患者の窮状にかんがみ、
国においてはウィルソン病を特定疾患に認定し、
医療費助成制度を設けられたい。

第四一〇号 平成二十二年十一月二十二日受理
ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費の助成
に関する請願
請願者 沖縄県中頭郡北中城村仲順五四ノ
二ノ三〇二 玉城万里子 外百六
十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四一一号 平成二十二年十一月二十二日受理
ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費の助成
に関する請願
請願者 沖縄市松本二ノ二三ノ五 仲里昭
子 外百六十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四一二号 平成二十二年十一月二十二日受理
ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費の助成
に関する請願
請願者 沖縄県糸満市糸満一、四一七ノ一
ノ一〇 上原郁子 外百七十二名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四一三号 平成二十二年十一月二十二日受理
ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費の助成
に関する請願
請願者 群馬県高崎市浜川町九六八ノ一

請願者 沖縄県糸満市兼城三四四ノ二ノ二
〇三 仲井真栄子 外百六十九名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四一四号 平成二十二年十一月二十二日受理
ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費の助成
に関する請願
請願者 沖縄県豊見城市字嘉数五七ノ二
川満恵子 外百六十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四一五号 平成二十二年十一月二十二日受理
福祉充実のための人材確保対策に関する請願
請願者 京都市北区大宮玄塚北町八ノ三四
ノ二〇一 山崎恵津 外千四百四
三名
紹介議員 井上 哲士君
現在の福祉が抱える困難は、利用者の生活の問
題と併せて、家族の労働と生活が壊されているこ
とに大きな特徴がある。福祉職場の努力も限界で、
そこで働く労働者は、低賃金、不安定雇用、人手
不足の中で退職や健康破壊に追い込まれ、「働き
たくとも働き続けられない」「利用者の声にこたえ
られる仕事ができない」という悩みを抱えており、
この現状を抜本的に改善することが、国民が質の
高い豊かな福祉サービスを利用できることにもつ
ながる。福祉の人手不足が社会問題となり、報酬
単価の改善や処遇改善交付金などの対策が行われ
たが、福祉労働者の賃金・労働条件の改善には程
遠い。社会福祉法第八九条では「厚生労働大臣は、
社会福祉事業が適正に行われることを確保するた
め、社会福祉事業に従事する者の確保及び国民の
社会福祉に関する活動への参加の促進を図るため
の措置に関する基本的な指針を定めなければならない」としている。
については、次の措置を採られたい。
一、国の責任で福祉予算を大幅に増やすこと。基

本指針の法制化など、抜本的な福祉人材確保対
策を図ること。
二、福祉で働くすべての職員に「月額四万円以上
の賃金引上げ」が実現できるよう、報酬単価の
引上げなど具体的な措置をすること。
三、過重・過密・長時間労働の解消のため、福祉
施設の職員を大幅に増やすこと。また、福祉で
働く職員はすべて正規職員とすること。
四、メンタルシック、頸肩腕症候群、腰痛などの
予防と早期対応のため、産業医による相談やカ
ウンセリングの実施への補助など、福祉で働く
職員の健康対策を充実すること。

第四一六号 平成二十二年十一月二十二日受理
福祉充実のための人材確保対策に関する請願
請願者 京都市北区大北山原谷乾町三九ノ
六一 小巻知佳子 外千四百四十三
名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第四一七号 平成二十二年十一月二十二日受理
福祉充実のための人材確保対策に関する請願
請願者 北海道旭川市春光台四六ノ五ノ
一九 村山邦子 外千四百四十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第四一八号 平成二十二年十一月二十二日受理
福祉充実のための人材確保対策に関する請願
請願者 島根県松江市東津田町二、二五四
ノ九 広江真梨子 外千四百四十三
名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第四一九号 平成二十二年十一月二十二日受理
福祉充実のための人材確保対策に関する請願
請願者 群馬県高崎市浜川町九六八ノ一

第七部 厚生労働委員会会議録第四号 平成二十二年十二月三日 【参議院】

中野光代 外千四百十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第四二〇号 平成二十二年十一月二十二日受理
福祉充実のための人材確保対策に関する請願
請願者 福岡市東区唐原五ノ四ノ二ノ二〇
二 佐藤京子 外千四百十三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第四四二号 平成二十二年十一月二十二日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充
実等に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市赤須町九ノ一六
下島照美 外六千三百七十七名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第四四三号 平成二十二年十一月二十二日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充
実等に関する請願
請願者 広島市南区西蟹屋三ノ一四ノ一〇
今川好之 外六千三百七十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第四四四号 平成二十二年十一月二十二日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充
実等に関する請願
請願者 札幌市手稲区前田三条四ノ一ノ八
ノ一〇六 中明夫 外六千三百七十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第四四五号 平成二十二年十一月二十二日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充
実等に関する請願

請願者 東京都江戸川区西瑞江二ノ三七ノ
三八 須藤直 外六千三百七十七
名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第四四六号 平成二十二年十一月二十二日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充
実等に関する請願
請願者 青森県弘前市大字清水森字村元七
三ノ一 吉川富江 外六千三百七十九名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第四四七号 平成二十二年十一月二十二日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充
実等に関する請願
請願者 大阪府北区大淀中一ノ一八ノ一三
石田茂郎 外六千三百七十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第四五四号 平成二十二年十一月二十二日受理
最低保障年金制度の実現と生活費に見合う年金引
上げに関する請願
請願者 東京都小金井市緑町五ノ二ノ一
七 小林香代子 外三千五百七十
名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四五五号 平成二十二年十一月二十二日受理
保育・教育費の無償化、子育てにかかわる費用の
大幅な軽減に関する請願
請願者 新潟市西区内野山手二ノ五ノ二二
黒川和美 外五千二百九十九名
紹介議員 井上 哲士君
雇用悪化が続き、貧困と格差が広がる中、日本

の子供の貧困率は一四・二％、三〇〇万人の子供
が貧困ライン以下に置かれている。認可保育所不
足や高い保育料、給食費や教材費など義務教育で
も重い保護者負担、公立高校授業料は無償になっ
たものの依然として高額な教育費、世界一高い大
学の学費など、子育てにかかわる家計負担は限度
を超えている。親の収入によって進路が決まるよ
うな格差が、子供たちから学ぶ意欲や希望を奪っ
ている。受益者負担主義の下で、OECD（経済
協力開発機構）三〇か国中最下位という貧困な教
育予算によって、こうした事態をつくり出した歴
代政府の責任は重大である。国連子どもの権利委
員会は、五月に出された日本政府の「子どもの権
利条約」の実施状況報告に対して、貧困の増加に
対応して、子供の福祉や発達のための予算を優先
させるよう勧告している。無償教育は世界の流れ
であり、日本国憲法は「ひとしく教育を受ける権
利」をうたっている。
ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、公的保育所増設を急ぎ行うこと。
二、保育・幼児教育の無償化を進めること。
三、就学前の子供の医療費を国の制度で無料にす
ること。

第四五六号 平成二十二年十一月二十二日受理
保育・教育費の無償化、子育てにかかわる費用の
大幅な軽減に関する請願
請願者 愛媛県四国中央市川之江町三、一
九ノ一八 太田志保 外五千二
百九十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四五七号 平成二十二年十一月二十二日受理
保育・教育費の無償化、子育てにかかわる費用の
大幅な軽減に関する請願
請願者 埼玉県所沢市緑町二ノ一七ノ二ノ
三〇一 宮野富砂子 外五千二百
九十九名

第四五八号 平成二十二年十一月二十二日受理
保育・教育費の無償化、子育てにかかわる費用の
大幅な軽減に関する請願
請願者 東京都足立区神明二ノ三ノ四 小
池勇 外五千三百一名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四五九号 平成二十二年十一月二十二日受理
保育・教育費の無償化、子育てにかかわる費用の
大幅な軽減に関する請願
請願者 横浜市青葉区すすき野二ノ七ノ一
川尻典子 外五千二百九十九名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四六〇号 平成二十二年十一月二十二日受理
保育・教育費の無償化、子育てにかかわる費用の
大幅な軽減に関する請願
請願者 岡山県倉敷市水島東栄町八ノ二七
兼信ゆう子 外五千二百九十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四六二号 平成二十二年十一月二十二日受理
患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心
して受けられる医療・介護の実現に関する請願
請願者 名古屋市中区瑞穂区春山町一ノ一〇
池潤 外千名
紹介議員 谷岡 郁子君
この請願の趣旨は、第三五四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四六八号 平成二十二年十一月二十四日受理
抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児
死亡について被害救済制度の創設を求めることに
関する請願

第四六八号 平成二十二年十一月二十四日受理
抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児
死亡について被害救済制度の創設を求めることに
関する請願

第四六八号 平成二十二年十一月二十四日受理
抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児
死亡について被害救済制度の創設を求めることに
関する請願

第四六八号 平成二十二年十一月二十四日受理
抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児
死亡について被害救済制度の創設を求めることに
関する請願

第四六八号 平成二十二年十一月二十四日受理
抗がん剤の副作用死亡と医薬品副作用による胎児
死亡について被害救済制度の創設を求めることに
関する請願

請願者 岡山県倉敷市連島町西之浦一八九
ノ一 近藤真貴子 外四百九十九

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第四六九号 平成二十二年十一月二十四日受理
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願

請願者 東京都足立区興野二ノ三〇ノ一三
塩野目真則 外二千四百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第四七〇号 平成二十二年十一月二十四日受理
国・自治体の責任ですべての子供により良い保育
の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 東京都江戸川区北葛西二ノ一九ノ
二ノ二〇一 神田奏 外三百三十
六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四七一号 平成二十二年十一月二十四日受理
ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費の助成
に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田一、
九四八ノ一五七 江頭弘志 外四
千九百九十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四七四号 平成二十二年十一月二十四日受理
社会保障としての国保制度の確立に関する請願

請願者 名古屋市熱田区旗屋二ノ二一ノ二
五ノ二一〇 竹内創 外二千名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四七五号 平成二十二年十一月二十四日受理

後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関す
る請願

請願者 名古屋市熱田区木之免町一〇一
的場忠則 外千名

紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第二五七号と同じである。

第四七六号 平成二十二年十一月二十四日受理
高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現
に関する請願

請願者 名古屋市熱田区木之免町一〇一ノ
二〇三 藤原佳子 外千名

紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

十二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止するこ
とに関する請願(第四八五号)

一、後期高齢者医療制度廃止などに関する請願
(第四八六号)(第四八七号)

一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高
齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関
する請願(第四八八号)

一、後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療
に関する請願(第四八九号)

一、医師・看護師不足など医療の危機打開のた
め、国が医療にもっとお金を使うことに関す
る請願(第四九〇号)

一、国の財源で高過ぎる国民健康保険料(税)を
引き下げることにに関する請願(第四九一号)

一、労働者派遣法抜本改正に関する請願(第四
九二号)

一、社会保障としての国保制度の確立に関する
請願(第四九三号)

一、現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労
働行政体制の拡充・強化に関する請願(第四
九四号)

一、高齢者が安心して受けられる介護保障制度

の実現に関する請願(第四九五号)

一、ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費
の助成に関する請願(第四九六号)

一、地域を支える中小業者とその家族の健康を
守る対策に関する請願(第五〇六号)

一、後期高齢者医療制度廃止、国保料(税)引下
げ等に関する請願(第五〇七号)

一、生活保護老齢加算を元に戻すことに関する
請願(第五一一号)

一、ワーキング・プアも過労死もない社会、働
くルールの確立に関する請願(第五二二号)

一、最低保障年金制度の実現に関する請願(第
五二三号)

一、社会保障の充実に関する請願(第五二四号)

一、人間らしい働き方と暮らしの実現に関する
請願(第五二五号)

一、最低賃金の時給千円以上への引上げと全国
一律最低賃金制の法制化に関する請願(第五
二九号)

一、介護サービスの質の向上を図るための東京
における介護報酬の地域係数の是正に関する
請願(第五二二号)

一、国の財源で高過ぎる国民健康保険料(税)を
引き下げることにに関する請願(第五三二号)

一、高齢者が安心して受けられる介護保険制度
の実現に関する請願(第五三三号)

一、ウィルソン病の特定疾患への指定と医療費
の助成に関する請願(第五三四号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつで
も安心して受けられる医療・介護の実現に関
する請願(第五三五号)

一、労働者派遣法抜本改正に関する請願(第五
三九号)

一、七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無
料にすることにに関する請願(第五四〇号)

一、地域建設業の発展のために、公契約法の制
定を求めることにに関する請願(第五四一号)

一、東京北社会保険病院の公的存続法案の早期
成立に関する請願(第五四二号)

一、国・自治体の責任ですべての子供により良
い保育の保障と子育て支援を求めることに関
する請願(第五五三三号)(第五五四号)(第五五
五号)(第五五六号)(第五五七号)(第五五八
号)

一、HPVワクチン接種の公費助成に関する請
願(第五五九号)

一、HTLV-1総合対策に関する請願(第五
六〇号)(第五六一号)

一、現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労
働行政体制の拡充・強化に関する請願(第五
六六号)

一、国・自治体の責任ですべての子供により良
い保育の保障と子育て支援を求めることに関
する請願(第五六七号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつで
も安心して受けられる医療・介護の実現に関
する請願(第五六八号)

一、児童福祉施策としての保育制度の維持と改
善に関する請願(第五六九号)

一、国民医療の拡充と建設国保組合の育成・強
化に関する請願(第五七八号)

一、国の財源で高過ぎる国民健康保険料(税)を
引き下げることにに関する請願(第五七九号)

一、七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無
料にすることにに関する請願(第五八〇号)

一、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求め
ることにに関する請願(第五八一号)

一、介護保険制度見直し・改善に関する請願
(第五八二号)

一、介護保険制度の抜本的な改善に関する請願
(第五八三三号)

一、患者負担大幅軽減、後期高齢者医療制度の
廃止に関する請願(第五八六号)

一、国・自治体の責任ですべての子供により良
い保育の保障と子育て支援を求めることに関
する請願(第五八七号)(第五八八号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつで
も安心して受けられる医療・介護の実現に関

する請願(第五八八号)

一、H T L V-1 総合対策に関する請願(第五九〇号)(第五九一号)(第五九二号)(第五九三号)(第五九四号)(第五九五号)(第五九六号)

一、現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願(第六〇四号)

第四八五号 平成二十二年十一月二十五日受理
後期高齢者医療制度を速やかに廃止することに関する請願

請願者 北海道十勝郡比布町南一線一 佐藤則一 外百十名

紹介議員 大門実紀史君

後期高齢者医療制度は、七十五歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み(一)これまで負担のなかった扶養家族を含め一人一人から保険料を取り立てる(二)受けられる医療を制限し差別する診療報酬を設ける(三)保険料は年金から天引きし、二年ごとに引き上げる(四)保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなど、高齢者の医療を差別する制度であり、廃止するしかない。新政権は、新しい制度に移行するとして廃止を先送りしているが、明確な公約違反である。一日も早く廃止し老人保健制度に戻すとともに、保険料などの負担増にならないよう国保への財政措置を採るべきである。凍結してきた七〇〜七四歳の窓口負担の二割への引上げも、このままでは二〇一一年四月から実施されるが、撤廃するよう求める。病気になるがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要がある。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。
一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止すること。
二、七〇〜七四歳の窓口負担二割への引上げは撤廃すること。

第四八六号 平成二十二年十一月二十五日受理
後期高齢者医療制度廃止などに関する請願

請願者 京都府舞鶴市字余部下九六四ノ一

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四八七号 平成二十二年十一月二十五日受理
後期高齢者医療制度廃止などに関する請願

請願者 神奈川県横須賀市森崎一ノ四ノ八

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四八八号 平成二十二年十一月二十五日受理
後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願

請願者 東京都品川区豊町四ノ一三ノ二

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第四八九号 平成二十二年十一月二十五日受理
後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願

請願者 東京都板橋区熊野町四三ノ一ノ三

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第四九〇号 平成二十二年十一月二十五日受理
医師・看護師不足など医療の危機打開のため、国が医療にもっとお金を使うことに関する請願

請願者 長野市大豆島五、九〇二ノ一 王木歩美 外七百五十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第四九一号 平成二十二年十一月二十五日受理

国の財源で高過ぎる国民健康保険料(税)を引き下げることにに関する請願

請願者 北海道十勝郡比布町東町一ノ三ノ

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九二号 平成二十二年十一月二十五日受理
労働者派遣法改正に関する請願

請願者 東京都練馬区関町北五ノ一五ノ一

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四九三号 平成二十二年十一月二十五日受理
社会保障としての国保制度の確立に関する請願

請願者 東京都足立区六月一ノ三三ノ二ノ

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四九四号 平成二十二年十一月二十五日受理
現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 大分市椎迫一組一 廣瀬寿美江

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第四九五号 平成二十二年十一月二十五日受理
高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願

請願者 東京都墨田区堤通二ノ四ノ四ノ三

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第四九六号 平成二十二年十一月二十五日受理
ウィルスン病の特定疾患への指定と医療費の助成に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里石嶺町二ノ二四

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第五〇六号 平成二十二年十一月二十五日受理
地域を支える中小業者とその家族の健康を守る対策に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市若宮台二八ノ一

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第八八号と同じである。

第五〇七号 平成二十二年十一月二十五日受理
後期高齢者医療制度廃止、国保料(税)引下げ等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市長井三ノ七ノ九

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第五一〇号 平成二十二年十一月二十五日受理
生活保護老齢加算を元に戻すことに関する請願

請願者 新潟市西区寺地一、〇六八 塩谷久美子 外五千十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第五二二号 平成二十二年十一月二十五日受理
ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願

請願者 岐阜市川部二ノ一三九 日下良二

紹介議員 田村 智子君

雇用労働者の三分の一を占める非正規社員は、有期、派遣、請負、委託などの契約によって、突

然雇止めされる不安にさらされ、正規と同じ仕事をしても低賃金に抑えられている。ワーキング・プアは一千万人を超え、ホームレスとなる人も増えている。他方、正社員の四人に一人は健康を損なうほど仕事に追われて過労死や自殺に至る人もいる。日本では、長時間労働、低賃金・不安定雇用、中小企業への単価切下げなどを踏み台に、一部の大企業だけがばく大な利益を上げている。ワーキング・プアも過労死も待遇の差別もなく、まともな働き方ができる社会を目指し、最低賃金を引き上げ、長時間労働をなくして雇用機会を増やし、不安定雇用の温床である派遣や有期契約を規制することが必要である。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、最低賃金は、全国どこでもだれでも時間額一、〇〇〇円以上とすること。

二、有期契約は、臨時の業務や特定の労働者の代替など合理的な理由がある場合に限り、継続的な仕事への就労は、期限の定めのない雇用契約にすること。

三、派遣労働は、臨時かつ専門性の高い業務に限定し、派遣先の正社員との均等待遇を義務付けること。登録型派遣は禁止すること。

四、残業代の割増率を五割に引き上げ、月四十五時間・年間三六〇時間を超える残業は禁止すること。有給休暇の一〇〇％取得を使用者に義務付けること。

第五二三号 平成二十二年十一月二十五日受理
最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 京都府綾部市里町大坂七 四方範子 外七十八名

紹介議員 井上 哲士君

食品を中心に大幅値上げ、増税・後期高齢者医療制度保険料などが、高齢者・庶民の生活を追い詰めている。国民すべてに老後の最低限の所得を保障する最低保障年金制度が求められているが、財界などが主張する全額消費税による基礎年金の税方式化では、無年金・低年金者は救われず、消

費税増税で低所得者が更に貧しくなる。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、消費税増税によらない最低保障年金制度を一日も早くつくること。

二、消えた年金は、国の責任で一人残さず早急に解決すること。

三、年金受給資格期間二五年を一〇年に短縮すること。

第五二四号 平成二十二年十一月二十五日受理
社会保障の充実に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市佐野町二ノ二六 松崎美穂 外四十七名

紹介議員 田村 智子君

収入が減り続ける一方で、値上がり続ける税金や保険料を払い切れず、健康保険証を取り上げられて医者にかかれぬ人が激増し、生活に欠かせない財産を差し押さえられる人も増えている。憲法は、国民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を持つこと、国はそのために義務を負うことを定めている。貧困と格差が社会問題になる中で、財政問題を口実に、中・低所得層に負担を押し寄せし、医療・年金など社会保障を切り縮めるやり方は、今すぐ改め、軍事費や大規模開発などの無駄遣いをやめるとともに、大企業、大金持ち減税を元に戻し、能力に応じた公平な負担により財源を生み出すべきである。

ついで、国民の暮らしと中小業者の営業を守るため、次の事項について実現を図られたい。

一、国民健康保険の短期保険証、資格証明書の発行をやめ、国の補助金を元に戻して、払える国保料にすること。

二、社会保険料の年金天引きはやめること。高齢者いじめの後期高齢者医療制度は撤回すること。

第五二五号 平成二十二年十一月二十五日受理
人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院西浦町一三五ノ

一八 森田由美子 外千三百四十
七名

紹介議員 山下 芳生君

貧困と格差をなくし、安心して働き、暮らせる社会を実現することは、切実な願いであり、実効性ある雇用と働き方のルールづくりが必要である。労働者派遣法や労働基準法の改悪で、非正規労働者は労働者全体の三分の一にも達し、有期派遣、請負、委託など不安定な労働契約の下、生活できない低賃金に置かれ、突然解雇・雇止めされる不安にさらされている。ワーキングプア（働く貧困層）が一千万人を超えるなど、雇用破壊の下で労働者の賃金は下がり続けている。一方、正社員の四人に一人は健康を損なうほど長時間・過密労働を強いられ、過労死や自殺が続発している。利益を上げ続けており、この利益を適正に配分し、雇用と働き方のルールを確立すれば、ワーキングプアや過労死をなくし、人間らしい働き方と暮らしを実現でき、地域経済の衰退や中小企業の経営難も解消される。米国の金融不安、景気後退を理由に、首切りや賃下げを強行することは、生活破壊を進め、内需を冷え込ませる悪循環になり、日本経済の再生のため、労働者の生活を改善し、男性も女性も仕事と家庭生活が両立できるようにする必要がある。

ついで、労働者が将来に希望を持ち、人間らしい働き方と暮らしができるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、首切り・人減らし「合理化」を厳しく規制するとともに、雇用と生活の安定による内需拡大を進めること。

二、国際的な金融不安・景気後退の付けを労働者に押し付けないこと。中小企業等への支援策を抜本的に拡充すること。

三、雇用破壊の原因である労働者派遣法を抜本的に改正すること。

労働者派遣は臨時・一時的、専門性の高い業務に限定し、派遣先正社員との均等待遇を

義務付けること。日雇・登録型派遣は禁止すること。偽装請負・違法派遣にはみなし雇用制度を導入すること。

三、最低賃金を全国一律で時給一、〇〇〇円以上に引き上げること。

改正最賃法に基づき生活保護との整合性を図るなど、人間らしい生活ができる水準に最低賃金を全国一律で引き上げること。

四、長時間労働を規制し、過労死のない社会を実現すること。

時間外労働は月四五時間、年間三六〇時間を法の上限とすること。時間外の割増率を五割以上に引き上げること。有給休暇の一〇〇％取得を使用者に義務付けること。

五、賃金・労働条件の均等待遇原則を確立するとともに、有期雇用を制限すること。

パートや派遣など雇用形態や性別に関係なく、同じ仕事を行う労働者の賃金・労働条件はだれでも同じにすること。雇用契約は期間の定めのない正規雇用を原則として、有期雇用を制限すること。

第五二九号 平成二十二年十一月二十五日受理
最低賃金の時給千円以上への引上げと全国一律最低賃金制の法制化に関する請願

請願者 東京都三鷹市中原三ノ一三ノ八七 栗原寿子 外九名

紹介議員 田村 智子君

貧困と格差の拡大が深刻な問題になっている。生活保護水準にも達しないワーキング・プアと呼ばれる世帯数が四〇〇万とも五〇〇万とも言われ、年収二〇〇万円以下の労働者が一、〇二三人（二二・八％）に上り、若者の多数が低賃金に苦しんでいる。働いても働いても貧困から抜け出せない根底には、先進国で最も低水準の最低賃金がある。最低賃金は、労働者とその家族が憲法第二五条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な生計費を満たすものでなければならぬのに、若者の中にはフルタイム

で働いても、生活保護基準を下回る収入という人がたくさんいる。貧困と格差の解消に果たす最低賃金制の役割は、重要である。

一、全国一律最低賃金制を確立すること。最低賃金額として、当面、時給一、〇〇〇円以上を目標に、抜本的に引き上げること。

二、国や自治体が発注する事業について、それを請け負う企業が、最低賃金など労働条件を確保することを義務付ける公契約法を制定すること。

第五三二号 平成二十二年十一月二十五日受理
介護サービスの質の向上を図るための東京における介護報酬の地域係数の是正に関する請願
請願者 東京都江東区大島一ノ三九ノ一七
沼尾つや子 外七千名

紹介議員 山本 博司君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五三三号 平成二十二年十一月二十五日受理
国の財源で高過ぎる国民健康保険料税を引き下げることに係る請願
請願者 北海道函館市田家町四ノ一〇 菊池美記子 外五十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五三三三号 平成二十二年十一月二十五日受理
高齢者が安心して受けられる介護保険制度の実現に関する請願
請願者 札幌市豊平区平岸二条一四ノ二ノ三九ノ一〇二 坂田俊彦 外八百七十四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第五三四号 平成二十二年十一月二十五日受理
ウイルスン病の特定疾患への指定と医療費の助成

に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里鳥堀町四ノ五一 伊禮圭一郎 外五千名

紹介議員 島尻安伊子君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第五三五号 平成二十二年十一月二十五日受理
患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願
請願者 埼玉県蕨市北町一ノ二四ノ一四 岩川修 外三千三百七十七名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第三五四号と同じである。

第五三九号 平成二十二年十一月二十五日受理
労働者派遣法抜本改正に関する請願
請願者 北海道二海郡八雲町元町二七ノ一 三 斉藤玄圭 外六十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第五四〇号 平成二十二年十一月二十五日受理
七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無料にすることに係る請願
請願者 北海道稚内市富岡三ノ一九ノ一一 熊谷幸一 外六百六十四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第五四一号 平成二十二年十一月二十五日受理
地域建設業の発展のために、公契約法の制定を求めることに係る請願
請願者 埼玉県志木市上宗岡五ノ一三ノ七 上野強 外八百二十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第五四二号 平成二十二年十一月二十五日受理
東京北社会保険病院の公的存続法案の早期成立に

関する請願

請願者 東京都北区西が丘二ノ九ノ八 高橋和江 外二百四十一名

紹介議員 谷 博之君
東京北社会保険病院は、北区唯一最大の公的病院として地域医療の中核を担っており、地域住民の厚い信頼を受けている。東京北社会保険病院のより安定した存続は、前身の国立王子病院の統廃合問題で苦戦し続けてきた北区地域住民の強い思いである。地域住民が求めているのは、売却や譲渡などの整理機構（RFO）の延長など見せ掛けの存続ではなく、公的な病院として明確に存続できる法案を成立させることである。

ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、東京北社会保険病院の公的存続法案を早期に成立させること。
二、地域医療の中核病院として医療の水準が損なわれることのないようにすること。

第五五三三号 平成二十二年十一月二十五日受理
国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに係る請願
請願者 石川県加賀市山代温泉一四ノ九九 川端洋子 外十二万三千三百六十六名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五五四号 平成二十二年十一月二十五日受理
国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに係る請願
請願者 京都市伏見区向島西堤町五六ノ二 一 上原祥子 外十二万三千三百六十六名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五五五号 平成二十二年十一月二十五日受理
国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに係る請願
請願者 北海道旭川市豊岡八条二ノ四ノ三

下井三男 外十二万三千三百六十六名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五五六号 平成二十二年十一月二十五日受理
国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに係る請願
請願者 東京都八王子市東浅川町六八八ノ一ノ一〇九 朝日智子 外十二万三千三百九十九名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五五七号 平成二十二年十一月二十五日受理
国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに係る請願
請願者 栃木県宇都宮市大塚町二二ノ六 江崎友紀子 外十二万三千三百六十六名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五五八号 平成二十二年十一月二十五日受理
国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに係る請願
請願者 愛媛県今治市八町西一ノ二ノ四八 近藤啓子 外十二万三千三百六十六名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五五九号 平成二十二年十一月二十五日受理
HPVワクチン接種の公費助成に関する請願
請願者 埼玉県越谷市大字西方二、九七五ノ一ノ三二五 藤田恭子 外二千九百八十名

紹介議員 紙 智子君
子宮頸がんは、現在日本において年間約一万五千人が発症し、約三、五〇〇人が死亡している。その原因は、ヒトパピローマウイルス（HPV）によるもので、性交渉によって感染する。日本で

は、昨年末にワクチンが発売され、ワクチンの接種により七割以上が予防できるとされているが、保険がきかないため一人当たり四万六千円の費用が全額自己負担となっている。欧米の多くの国では無料かそれに近い制度があり、だれでも接種を受けられる。

ついで、我が国においても子宮頸がんを減らし希望全員がHPVワクチン接種を受けられるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、HPVワクチン接種に対し国が助成を行うこと。

二、一五歳以下は全額公費でHPVワクチン接種を行うこと。

三、ワクチン接種の意義や有効性に関する啓蒙を行うこと。

第五六〇号 平成二十二年十一月二十五日受理
HTLV-1総合対策に関する請願

請願者 神奈川県大和市深見台一ノ三ノ一
四 大塩岩雄 外千名

紹介議員 福島みずほ君

我が国において、ヒトT細胞白血病ウイルス（HTLV-1）の感染者（キャリア）は一〇〇万人以上であり、重篤な血液疾患であるATL（成人T細胞性白血病）や、神経の難病であるHAM（HTLV-1関連脊髄症）を発症する。ATLは発症すると致死率は高く、死亡者数は毎年一、〇〇〇人を超え、一向に減少する兆しはない。一方HAMは進行性の脊髄麻痺で著しくQOLを阻害する病状であるが、有効な治療薬は見付かていない。HTLV-1は、縄文時代から主に母子感染により、現代まで引き継がれてきたが、対策を採らなければ感染は広がる一方である。世界では約二千万人以上の感染者がいると推定されているが、先進国の中で感染率が高く、発症者が多いのは日本のみである。肝炎やエイズウイルスは、先進諸国において、その研究や対策に多額の予算が投じられた結果、発症予防・治療法開発が大きく前進したが、HTLV-1に関しては、日本人が

率先して疾病対策・研究開発を総合的に行わなければ、解決されない問題である。日本が、先進国として世界のリーダーシップを発揮し、国主導によるHTLV-1総合対策を早急に実現することを求める。

ついで、次の措置を採らたい。

一、感染拡大防止対策として、全国一律の妊婦健診での抗体検査実施による母子感染予防、抗体検査の推進及び国民に対する正しい知識の普及と理解の推進、感染予防を徹底すること。

二、キャリアへの対策として、キャリアのための全国的な診療体制の整備、心のケアを目的とした相談窓口を設置すること。

三、患者への対策として、全国的な診療体制の整備、ATL患者の医療費軽減や、HAMの特定疾患認定などの患者救済策及び新薬の薬事承認・保険適用等の推進を図ること。

四、発症予防策、治療方法に関する研究開発を大幅に推進すること。

第五六一号 平成二十二年十一月二十五日受理
HTLV-1総合対策に関する請願

請願者 北九州市小倉北区清水三ノ一三ノ一九九一、〇〇二 作間利正 外九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五六六号 平成二十二年十一月二十六日受理
現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 札幌市中央区宮の森二条五ノ一ノ一ノ三ノ二ノB 大林徳雄 外五千九百九十二名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第五六七号 平成二十二年十一月二十六日受理
国・自治体の責任ですべての子供により良い保育

の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 堺市東区引野町二丁一三四ノ三九
永山弘基 外千九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五六八号 平成二十二年十一月二十六日受理
患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願

請願者 大阪府和泉市いぶき野五ノ三ノ三ノ三〇二 佐藤浩史 外九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三五四号と同じである。

第五六九号 平成二十二年十一月二十六日受理
児童福祉施設としての保育制度の維持と改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前五ノ五三ノ一
石井哲夫 外六万四千六百六十二名

紹介議員 岡田 広君

我が国の少子高齢化の進行は、予想を超えた厳しいものとなり、今後の社会・経済や子供たちの健全育成に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、少子化対策の拡充が喫緊の課題となつてい

る。しかし、政府の少子化社会対策会議や地域主権戦略会議等では、少子化対策の中核である保育制度について、幼保一体化、多様な事業主体の参入を可能とする指定制の導入、保育所最低基準を定める権限の都道府県条例への移譲等の規制緩和の実施が閣議決定されており、この制度改革は、児童福祉施設としての保育制度を大きく後退させることになる。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、国及び市町村の公的責任を明確にし、児童福祉施設としての保育制度を後退させないこと。

二、国の定める保育所の最低基準を改善すること。

三、保育所職員の人材確保対策を推進すること。

四、保育所整備を推進すること。

第五七八号 平成二十二年十一月二十六日受理
国民医療の拡充と建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 佐賀市末広一ノ〇ノ五一 田久保直勝 外二千八百五十九名

紹介議員 川崎 稔君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五七九号 平成二十二年十一月二十六日受理
国の財源で高過ぎる国民健康保険料（税）を引き下げることに係る請願

請願者 北海道室蘭市新富町一ノ三ノ二八
石原さと 外十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五八〇号 平成二十二年十一月二十六日受理
七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無料にすることに係る請願

請願者 北海道赤平市茂尻栄町三ノ二 福士定夫 外四十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第五八一号 平成二十二年十一月二十六日受理
後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めることに関する請願

請願者 北海道稚内市潮見四ノ一ノ二二
水戸部弘 外八百名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第五八二号 平成二十二年十一月二十六日受理
介護保険制度見直し・改善に関する請願

請願者 北海道帯広市西十六条北二ノ四二
ノ五 菊池美智子 外百七十三名

紹介議員 紙 智子君

介護保険は崩壊の危機にある。不透明な新認定制度や様々なサービスの利用制限による介護切りが利用者生活に困難をもたらす、重い利用者負担がサービスの利用の取りやめや減らざるを得ない事態を生んでいる。昨年度初めて介護報酬は引き上げられたが、過去のマイナス改定分さえカバーできず、労働者の低賃金・劣悪な労働条件や事業所の経営難などを抜本的に改善することはできない。また、加算方式中心の改定は、事業所の収入にばらつきを生み、収入増にならない事業所も生まれている。しかも、介護報酬の引上げは、支給限度額超えによる自費の拡大を始め、利用者負担増となり、サービスの利用抑制を更に広げている。また、新たな介護認定方式により実態に合わない軽度な判定が誘導されることにより、訪問・通所サービスの回数減や施設からの退去などサービスを制限される可能性がある。真に「介護される人も、する人も笑顔」を持てるよう、介護保険制度の抜本的改善を求める。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、利用者が必要な介護サービスを受けられるように、利用料を引き下げ、利用制限をやめると。介護認定方式は、利用者の実態が正確に反映されるよう、改善すること。

二、介護の現場で働く労働者の賃金・労働条件を改善し、人材を確保すること。事業所の経営を安定化させること。

三、国の責任で、介護保険料を引き下げること。

四、上記を実現するために、介護保険における国の財政負担を増やすこと。

第五八三号 平成二十二年十一月二十六日受理

介護保険制度の抜本的な改善に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町緑陽台南区三ノ八五 岩田彩 外二百二十七名

紹介議員 紙 智子君

介護の社会化を目指し介護保険がスタートして一〇年が経ち、認定者や受給者の数、介護給付費

が大幅に増加している一方、利用料など重い費用負担のため、サービスの利用を手控えるを得ない事態が広がっている。介護予防でサービス利用の回数や日数が減らされ、生活に支障を来している軽度者もたくさんおり、認定制度や介護度ごとに決められたサービスの上限など、介護保険制度に組み込まれた仕組みが、必要なサービスの利用を困難にしている。特養待機者は四二二に達し、入所一年待ち、二年待ちは当たり前であり、家族の介護負担は一層深刻化し、介護殺人・介護心中と称される痛ましい事件が後を絶たず、ここ数年は年間五〇件以上も起こっている。介護事業所では、介護報酬の三％引上げがあつたものの、労働条件の抜本改善や人手不足の解消など介護現場の困難を打開するには程遠い。こうした中、介護保険制度の見直しは実施されようとしている。利用者の負担を増やす、生活援助などの介護サービス利用を制限する、施設の整備を抑制する、保険外サービスを拡大するなどの見直しでは、利用者・高齢者の生活を守り支えることはできない。お金の心配することなく、必要な介護を受けることができる制度への抜本的な改善が必要であると同時に、介護を担うすべての介護職員がその専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければならない。

ついで、介護保険の見直しに際し、次の措置を採られたい。

一、利用料、介護保険料を引き上げないこと。住民税非課税者から利用料、介護保険料を徴収しないこと。施設等の居住費・食費は保険給付に戻すこと。

二、現行の要介護認定制度を廃止し、区分支給限度額を撤廃すること。

三、ヘルパーの生活援助を始め軽度者の介護サービスを介護保険から外すことなく、拡充すること。訪問看護やリハビリテーションなどの医療系サービスは医療保険に戻すこと。

四、公的補助を拡充し、特別養護老人ホームなど地域に必要な施設や在宅サービスの整備を強化

すること。長期療養を担う介護療養病床の削減計画を撤回すること。

五、介護報酬の引上げ、実効ある処遇改善策により、労働条件の抜本的な改善を図ること。介護報酬引上げの際は、利用者・高齢者の負担増につながらない仕組みをつくること。

六、介護保険財政に対する国庫負担の割合を最低でも五割まで引き上げること。

第五八六号 平成二十二年十一月二十六日受理

患者負担大幅軽減、後期高齢者医療制度の廃止に関する請願

請願者 島根県松江市本庄町五六五ノ一 野津立秋 外三千三百二十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五八七号 平成二十二年十一月二十六日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 福島県白河市東柳本字上本郷一ノ三 根本明美 外五百九名

紹介議員 金子 恵美君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五八八号 平成二十二年十一月二十六日受理

国・自治体の責任ですべての子供により良い保育の保障と子育て支援を求めることに関する請願

請願者 東京都府中市府中町二ノ一四ノ一 〇ノ二〇二 中川勉 外九百九十九名

紹介議員 田城 郁君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五八九号 平成二十二年十一月二十六日受理

患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願

請願者 島根県松江市中原町二四六ノ一 塩毛浩史 外千五百七十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三五四号と同じである。

第五九〇号 平成二十二年十一月二十六日受理

HTLV-1総合対策に関する請願

請願者 静岡県下田市高馬五ノ八 土屋かね子 外二千二百三十三名

紹介議員 山本 博司君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五九一号 平成二十二年十一月二十六日受理

HTLV-1総合対策に関する請願

請願者 北九州市小倉北区清水三ノ一三ノ一九ノ一、〇〇二 作間正和 外二千七百四十名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五九二号 平成二十二年十一月二十六日受理

HTLV-1総合対策に関する請願

請願者 神奈川県座間市相模が丘六ノ二六ノ二〇ノ九〇七 齊藤弘美 外千二百七十四名

紹介議員 山本 香苗君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五九三号 平成二十二年十一月二十六日受理

HTLV-1総合対策に関する請願

請願者 神奈川県海老名市東柏ヶ谷六ノ一八ノ一三 竹内みか 外千九百六十八名

紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五九四号 平成二十二年十一月二十六日受理

HTLV-1総合対策に関する請願

請願者 神奈川県大和市下和田二六二ノ六三ノ四〇三 下條稔子 外千九百五十七名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五九五号 平成二十二年十一月二十六日受理
H T L V - 1 総合対策に関する請願

請願者 神奈川県座間市相模が丘六ノ二六
ノ二〇ノ一〇 山本みゆき 外
九百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第五九六号 平成二十二年十一月二十六日受理
H T L V - 1 総合対策に関する請願

請願者 鹿児島市真砂本町三ノ四五 青山
康子 外三千五百九十二名

紹介議員 秋野 公造君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第六〇四号 平成二十二年十一月二十六日受理
現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政
体制の拡充・強化に関する請願

請願者 栃木県日光市所野七九八ノ一 熊
倉忠夫 外六千三百四十四名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する
法律案(松あきら君外五名発議)

一、国民年金及び企業年金等による高齢期にお
ける所得の確保を支援するための国民年金法
等の一部を改正する法律案(第百七十四回国
会提出、衆議院継続審査)

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法
律案
子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する
法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 子宮頸がん予防方針等(第三条―第六
条)

第三章 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関
する具体的な施策

第一節 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防
に関する正しい知識の普及等(第七
条・第八条)

第二節 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施
の推進(第九条―第十四条)

第三節 子宮頸がん予防検診の実施の推進
(第十五条―第十九条)

第四節 子宮頸部の前がん病変に係る適切な
医療の提供の実施の推進(第二十条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子宮頸がんの罹患が女性の
生活の質に多大な影響を与えるものであり、近
年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影
響を一層深刻なものとしている状況及びその罹
患による死亡率が高い状況にあること並びに大
部分の子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが
関与しており、予防ワクチンの接種及び子宮頸
部の前がん病変(子宮頸がんに係る子宮頸部の
異形成その他の子宮頸がんの発症前における子
宮頸部の病変をいう。以下同じ。)の早期発見と
早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ず
ることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを
予防することができ、科学的に解明されて
いることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん
対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及
することが極めて重要であることにかんがみ、
子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措
置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等
について定めることにより、子宮頸がんの確実
な予防を図ることを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「子宮頸がん予防措置」
とは、子宮頸がん予防ワクチン接種、子宮頸がん
予防検診及び子宮頸部の前がん病変に係る医
療の提供をいう。

2 この法律において「子宮頸がん予防ワクチン
接種」とは、子宮頸がんに関与するヒトパピロー
マウイルスに対する免疫の効果を得させるた
め、当該ヒトパピローマウイルスの感染の防止
に有効であることが確認されているワクチンを
人体に注射し、又は接種することをいう。

3 この法律において「子宮頸がん予防検診」と
は、細胞診(子宮頸部から採取した細胞により
行う検査及び診断をいう。)とヒトパピローマウ
イルス核酸検査(子宮頸がんに関与するヒトパ
ピローマウイルスの感染の有無を診断するため
の検査をいう。)を併用して行う検査及び診断を
いう。

第二章 子宮頸がん予防方針等
(子宮頸がん予防方針の策定)

第三条 厚生労働大臣は、子宮頸がんの確実な予
防を図るため、この法律に基づく施策を円滑か
つ着実に実施するための方針(以下この条にお
いて「子宮頸がん予防方針」という。)を策定し
なければならない。

2 子宮頸がん予防方針は、次に掲げる事項につ
いて定めるものとする。

一 子宮頸がんの予防を推進する意義及び目標
に関する事項

二 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する
正しい知識の普及並びに子宮頸がん予防措置
に関する国民の意識の啓発に関する事項

三 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進
に関する事項

四 子宮頸がん予防検診の実施の推進に関する
事項

五 子宮頸部の前がん病変に係る適切な医療の
提供の実施の推進に関する事項

六 子宮頸がんの予防に関する体制の整備に関
する事項

七 子宮頸がんの予防に関する施策の実施に当
たつての関係者相互の連携及び協力に関する
事項

八 子宮頸がんの予防の状況の把握及び分析に
関する事項

九 その他子宮頸がんの予防に関する施策の円
滑かつ着実な実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防方針の策定
に当たっては、子宮頸がんの予防に関する国際
的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

4 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防方針を策定
しようとするときは、あらかじめ、関係行政機
関の長に協議するとともに、がん対策推進協議
会及び厚生科学審議会の意見を聴かなければな
らない。

5 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防方針を策定
したときは、遅滞なく、これを公表しなければ
ならない。

6 厚生労働大臣は、子宮頸がんの予防に関する
施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも
三年ごとに、子宮頸がん予防方針に検討を加え、
必要があると認めるときは、これを変更しなけ
ればならない。

7 第三項から第五項までの規定は、子宮頸がん
予防方針の変更について準用する。

(関係者相互の連携及び協力)

第四条 国、地方公共団体、医療機関、健康増進
事業実施者(健康増進法(平成十四年法律第百
三十三号)第六条に規定する健康増進事業実施者を
いう。以下同じ。)、教育機関その他の関係者は、
子宮頸がんの確実な予防を推進するため、この
法律に基づく施策の実施に当たり、相互に連携
を図りながら協力するよう努めなければならない。

(子宮頸がんの予防の状況に関する登録制度の
実施の促進等)

第五条 国及び地方公共団体は、子宮頸がんの予
防に関する施策の検証及び見直しにより子宮頸

がんの予防の一層の推進を図られるよう、子宮頸がん予防ワクチン接種の状況、ヒトパピローマウイルスの感染の状況、子宮頸部の前がん病変の発生及び保有の状況、子宮頸部の前がん病変に係る医療の提供の状況、子宮頸がんへの進行の状況その他の子宮頸がんの予防の状況を把握し、分析するための取組を支援するため、これらに係る事実を収集するための登録に関する制度の実施の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置についての適切な配慮)

第六条 国及び地方公共団体は、第十四条及び第十九条に定めるもののほか、この法律に基づく子宮頸がんの予防に関する施策を実施するため必要な財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

第三章 子宮頸がん予防措置の実施の推進

第一節 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する具体的な施策

第一節 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及等
(知識の普及及び意識の啓発)

第七条 国及び地方公共団体は、学校教育、社会教育及び家庭教育における子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する教育の推進、これらに関する広報活動の充実等により、子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識を普及し、並びにこれを通じて子宮頸がん予防措置に関する国民の意識の啓発を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制等の整備)

第八条 国及び地方公共団体は、国民自らの子宮頸がんの予防に向けた取組を支援するため、子宮頸がん予防措置に関する相談に応じ、的確な情報の提供及び適切な指導又は助言を行うことができるよう、必要な体制の整備を図るものとする。

第二節 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進

(実施の推進及び実施体制の整備)

第九条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施を推進するとともに、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けようとする者がその者の居住する地域にかかわらず等しく適時かつ適切な子宮頸がん予防ワクチン接種の機会を確保することができるよう、医療機関、健康増進事業実施者、教育機関その他の関係者の理解と協力を求め、これらの者による子宮頸がん予防ワクチン接種への取組を促進するための援助を行うこと等により、子宮頸がん予防ワクチン接種を実施するための体制の整備を図るものとする。

(予防効果の観点からの重点化)

第十条 子宮頸がん予防ワクチン接種については、我が国における子宮頸がんの罹患の現状を踏まえ、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けることによる予防効果が高いと認められる範囲の年齢の者に対する子宮頸がん予防ワクチン接種の機会が確実に確保されるようにすることに特に重点を置いて推進されなければならない。

2 前項の規定により重点を置いて推進される子宮頸がん予防ワクチン接種であつて、同項の範囲の年齢の者の一般的な心身の発達程度、子宮頸がん予防ワクチン接種の予防効果の持続期間との関係等を総合的に勘案し、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けることが最も適切であると認められる年齢として政令で定める年齢の者に対する子宮頸がん予防ワクチン接種については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)がこれを実施するよう努めるものとする。この場合において、市町村は、医療機関及び教育機関に対し、当該市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種について、必要な協力を求めることができる。

(適切かつ有効な実施のための情報の提供等)
第十一条 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防ワクチン接種の適切かつ有効な実施を図るため、市町村、健康増進事業実施者、医療機関、教育機関その他の関係者に対し、その有効性及び安全性を確保するために必要な事項その他の子宮頸がん予防ワクチン接種の実施に当たり認識することが必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けようとする者又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)に対し、子宮頸がん予防ワクチン接種の有効性及び安全性に関する事項、接種時期及び接種回数その他の子宮頸がん予防ワクチン接種を受け又は受けさせることの判断に資する重要な事項に関する情報が確実に提供されるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(安全な実施のための措置)

第十二条 厚生労働大臣は、医師その他の医療従事者に対する子宮頸がん予防ワクチン接種に関する研修の機会の確保その他の子宮頸がん予防ワクチン接種の安全な実施を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(ワクチンの安定供給の確保及び研究開発等の促進)
第十三条 国及び地方公共団体は、子宮頸がん予防ワクチン接種の円滑な実施に資するよう、必要なワクチンの供給を確保するために必要な措置を講ずるとともに、子宮頸がん予防ワクチン接種による子宮頸がんの予防効果の一層の向上を図るため、予防効果の高い新型のワクチン並びに子宮頸がん予防ワクチン接種の予防効果の持続性の向上及び接種回数の減少によるこれを受ける者の負担を軽減することができるようワクチンの開発に関する調査研究を促進するものとする。

(国庫補助)

第十四条 国は、市町村に対し、第十条第二項の規定により市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種について、これに要する費用の全部を補助するものとする。

2 前項に規定するもののほか、国は、子宮頸がん予防ワクチン接種を実施する者に対し、予算

の範囲内において、子宮頸がん予防ワクチン接種に要する費用の一部を補助することができる。

第三節 子宮頸がん予防検診の実施の推進

(実施の推進及び実施体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、子宮頸がん予防検診の実施を推進するとともに、健康増進事業実施者及び医療機関の理解と協力を求め、これらの者による子宮頸がん予防検診への取組及び必要な人材の確保を促進するための援助を行うこと等により、子宮頸がん予防検診を実施するための体制の整備を図るものとする。

2 前項の規定による子宮頸がん予防検診を実施するための体制の整備に当たっては、子宮頸がん予防検診の受診率の向上が、子宮頸部の前がん病変の早期発見と適切な医療の提供による子宮頸がんへの進行の防止及び生活の質の向上に資することを踏まえ、子宮頸がん予防検診を受診しようとする者がその居住する地域にかかわらず等しく子宮頸がん予防検診を受ける機会を確保することができるようになるものとする。

(市町村が行う子宮頸がん検診の拡充による実施)
第十六条 厚生労働大臣は、市町村が実施する子宮頸がん検診(健康増進法第十九条の二の規定により実施する子宮頸がん検診をいう。第十九条において同じ。)について、子宮頸がん予防検診にまで拡充して実施され、かつ、その受診を促すための通知の送付その他の子宮頸がん予防検診の受診率の向上に資するための措置が併せてとられることとなるよう、市町村に対し必要な協力を求めるとともに、そのために必要な援助その他の措置を講ずるものとする。

(適切かつ有効な実施のための情報の提供等)
第十七条 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防検診の適切かつ有効な実施を図るため、市町村その

の範囲内において、子宮頸がん予防ワクチン接種に要する費用の一部を補助することができる。

他の健康増進事業実施者、医療機関その他の子宮頸がん予防検診を実施する者に対し、子宮頸がん予防検診の項目及び方法並びに子宮頸がん予防検診の実施に当たり留意すべき事項、子宮頸がん予防検診の結果に通知に記載すべき事項及び当該受診者に対して説明すべき内容に関する事項等子宮頸がん予防検診の実施に必要の情報提供その他の援助を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防検診を受けようとする者に対し、子宮頸がん予防検診の安全性及び有効性、検査の方法、子宮頸がん予防検診の結果に応じた対処の方法その他の子宮頸がん予防検診を適切かつ有効に受診するために必要な情報が確実に提供されるよう、適切な措置を講ずるものとする。
(子宮頸がん予防検診の精度の向上のための施策)

第十八条 厚生労働大臣は、子宮頸がんの確実な予防に資するよう、医師その他の医療従事者に対する研修の機会を確保すること等により、精度の高い子宮頸がん予防検診を行うことができる知識及び能力を有する人材の育成を促進するものとする。

2 国及び地方公共団体は、子宮頸がん予防検診の精度の向上を図るため、子宮頸がん予防検診の方法等に関する調査研究及びその成果の活用を促進するものとする。
(市町村に対する国庫補助等)

第十九条 国は、市町村に対し、第十六条の規定により子宮頸がん予防検診にまで拡充して市町村が実施する子宮頸がん検診のうち、子宮頸がんの予防効果の観点から特にその受診率を向上させることが必要な政令で定める年齢で実施されるものについて、これに要する費用の全部を補助するものとする。

2 前項に規定するもののほか、国は、市町村に対し、子宮頸がん予防検診にまで拡充して市町村が実施する子宮頸がん検診に要する費用について

いて、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第四節 子宮頸部の前がん病変に係る適切な医療の提供の実施の推進
第二十条 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防検診の結果子宮頸部の前がん病変が発見された場合における子宮頸部の前がん病変の状態に関する確かな診断及びその結果に基づく適切な対処により子宮頸部の前がん病変が子宮頸がんに進行することを防止するため、医師その他の医療従事者に対する適切な医療の提供に関する研修の機会を確保その他の適切な医療の提供の実施のために必要な施策を講ずるものとする。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(検討)
2 政府は、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施状況等を勘案し、子宮頸がん予防ワクチン接種の法制上の位置付け、子宮頸がん予防ワクチン接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第十七号の三を第十七号の四とし、第十七号の二の次に次の一号を加える。
十七の三 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律(平成二十二年法律第...号) 第三条第一項に規定する子宮頸がん予防方針の策定に関すること。
第八条第一項第四号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)」を「子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十

年法律第十四号)」に改める。
第十一条の三中「これに基づく命令を含む。」を「及び子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律並びにこれらに基づく命令」に改める。
この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約五百五十億円の見込みである。
(小字及びハシは衆議院修正)
国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案
国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案
国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案
国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案

もの(以下この項において「滞納保険料」という。)の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を求めるものとする。

3 第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。
4 第一項の規定により後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。
5 前各項に定めるもののほか、後納保険料の納付手続その他後納保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。
第九十九条の四第一項第二十一号の次に次の一号を加える。
二十一の二 第九十三条の二第一項の規定による承認
第二百二十八条第五項中「その業務の下に」(加入員又は加入員であった者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。)を加える。
第二百三十七条の十五第二項第二号中「基金」を「第二百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行うことその他基金」に改める。

附則第五条に次の二項を加える。
12 第一項の規定による被保険者(同項第二号に掲げる者に限る。次項において同じ。)は、第二百六条第一項及び第二項並びに第二百七条第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。
13 第一項の規定による被保険者が中途退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第二百三十七条第二項(第二百三十七条の十七第五項において準用する場合を除く。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び附則第七条の三第五項において「昭和六十年改正法」という。)附則第三十四条第四項第一号

徴収する権利が時効によつて消滅していない

の規定の適用については、第百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは、「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第百三十七条の二の五に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負つてゐる年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは、「同法附則第五條第十三項の規定により読み替へて適用する同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう」と、「加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第百三十七条の十八の規定は、適用しない。

附則第七條の三第五項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）」を「昭和六十年改正法」に改める。

附則第七條の三の次に次の一条を加える。

第七條の三の二 前條第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する被保険者期間については、適用しない。

一 第三号被保険者としての被保険者期間（保険料納付済期間（政令で定める期間を除く。）に限る。以下この条において「対象第三号被保険者期間」という。）を有する者の当該対象第三号被保険者期間の一部について、第三号被保険者としての被保険者期間以外の期間として第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされた場合 当該第三号被保険者としての被保険者期間以外に期間に引き続く第三号被保険者としての被保険者期間

二 対象第三号被保険者期間を有する者の当該対象第三号被保険者期間の一部の期間（以下この号において「対象一部第三号被保険者期間」という。）におけるその者の配

偶者の被保険者期間が、直近の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者である期間に引き続く他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者である期間となつたことにより、当該対象一部第三号被保険者期間について、保険料納付済期間でないものとして第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされた場合 当該訂正がなされた第三号被保険者としての被保険者期間

（厚生年金保険法の一部改正）

第二條 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七條中「以下単に」を「第百三十八條第五項を除き、以下単に」に改める。

第百三十條第五項中「その業務」の下に「（加入員又は加入員であつた者に年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）」を加える。

第百三十八條第五項中「場合」の下に「（設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）」を加える。

附則第三十三條第一項中「平成十七年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同條第二項中「平成十七年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に、「三年」を「五年」に改める。

附則第三十四條第二項中「平成十七年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に、「三年」を「五年」に改める。

附則第三十五條第一項ただし書中「十年」を「十五年」に改める。

第三條 確定給付企業年金法（平成十三年法律第

五十号）の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「第七十八條第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十六條第二項第二号中「六十歳」を「前号の規約で定める年齢」に改める。

第七十八條第三項中「場合」の下に「（実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の実施事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）」を加える。

第九十三條中「その他の業務」の下に「（給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）」を加える。

（確定拠出年金法の一部改正）

第四條 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一條」を「第二十一條の三」に、「第四十九條」を「第四十八條の二」に、「第七十三條」を「第七十三條・第七十三條の二」に改める。

第三條第一項中「使用される被用者年金被保険者等」の下に「（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き前條第六項各号に掲げる者であるもの（当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同條第三項第六号中「被用者年金被保険者等」の下に「（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九條第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）」を加え、同号

の次に次の一号を加える。

六の二 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢に関する事項

第三條第三項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあつては、当該掛金（以下「企業型年金加入者掛金」という。）の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

第四條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めた場合にあつては、当該年齢は、六十五歳以下の年齢であること。

第四條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 前條第三項第七号の二に掲げる事項を定めた場合にあつては、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていること。

第九條第一項に次のただし書を加える。

ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第二條第六項各号に掲げる者であるもの（当該一定の年齢に達していない者に限る。）のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

第十一條第六号中「六十歳」の下に「（企業型

年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢を加える。

第十五条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の六十歳以上の企業型年金加入者であつて、第十一条第二号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

第十九条の見出しを「（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）」に改め、同条に次の二項を加える。

3 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができる。

4 企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する。

第二十条中「係る事業主掛金の額」の下に「（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）」を、「有無」の下に「、厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準」を加える。

第二章第三節中第二十一条の次に次の二条を加える。

（企業型年金加入者掛金の納付）

第二十一条の二 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌末日までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。

2 前条第二項の規定は、事業主が企業型年金加入者掛金の納付を行う場合について準用する。

（企業型年金加入者掛金の源泉控除）

第二十一条の三 前条第一項の規定により企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもつて給与を支払う場合においては、前月分の企業型年金加入者掛金（当該企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなつた場合においては、前月分及びその月分の企業型年金加入者掛金）を給与から控除することができる。

2 事業主は、前項の規定によつて企業型年金加入者掛金を控除したときは、企業型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

第二十二条に次の一項を加える。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たつては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

第二十八条中「この款」の下に「及び第四十八条の二」を加える。

第二章第八節中第四十九条の前に次の四条を加える。

（情報収集等業務の委託）

第四十八条の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）の全部又は一部を、企業年金連合会（厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託することができる。

（企業年金連合会の業務の特例）

第四十八条の三 企業年金連合会は、厚生年金

保険法の規定による業務のほか、前条の規定による委託を受けて、情報収集等業務を行うことができる。

（区分経理）

第四十八条の四 企業年金連合会は、情報収集等業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

（厚生年金保険法の適用）

第四十八条の五 第四十八条の三の規定により企業年金連合会の情報収集等業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法第四十八条の三」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第三項中「（平成十三年法律第八十八号）を削る。

第五十四条第二項中「使用された期間」の下に「（当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）」を加える。

第五十四条の二 第一項中「（厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「使用された期間」の下に「（当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）」を加える。

第五十五条第二項第六号中「給付」の下に「（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者（当該移換された日以後に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。第七十三条の二において「連合会移換者」という。）に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。）」を加える。

第三章第五節中第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二 連合会移換者については、個人型年金加入者であつた者とみなして、前条

（個人型年金の給付に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条中「同章第五節の規定」とあるのは、「同章第五節の規定（第三十三条の規定及び障害給付金に係る規定を除く。）」とする。

第六百八条第三項中「（平成十三年法律第八十八号）を削る。

附則第三條第一項中「該当する者」の下に「又は継続個人型年金運用指図者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者（当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者に該当している者に限る。）であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したもの）をいう。第六号において同じ。」であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものを加え、同項第六号中「喪失した日」の下に「（継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日）」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民法附則第七條の三の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第四條中確定拠出年金法目次の改正規定（「第二十一条」を「第二十一条の三」に改める部分に限る。）、同法第三條第三項第七號の次に一號を加える改正規定、同法第四條第一項第三號の次に一號を加える改正規定、同法第十九條及び第二十條の改正規定並びに同法第二章第三節中第二十一条の次に二條を加え

七十七の二 企業年金 連合会	厚生年金保険法による同法第百五十九条第一項若しくは第二項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第六項の規定による同法第百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の三 企業年金 連合会	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）による同法第九十三条の二第一項各号若しくは第二項第一号若しくは第二号に掲げる業務として行ふ年金である給付若しくは一時金の支給又は同項第三号に掲げる業務として行ふ同法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の四 企業年金 連合会	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）による同法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の五 国民年金 基金連合会	国民年金法による同法第百三十七条の十五第一項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第二項第二号に掲げる業務として行ふ同法第百二十八条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の六 国民年金 基金連合会	確定拠出年金法による同法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十三条において準用する同法第二章第五節の規定による年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

平成二十二年十二月十日印刷

平成二十二年十二月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P